

平成23年6月中川村議会定例会議事日程(1)

平成23年6月13日(月) 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成22年度中川村一般会計補正予算(第8号)〕
日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)〕
日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成22年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〕
日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)〕
日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成22年度中川村老人保健医療特別会計補正予算(第2号)〕
日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成22年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)〕
日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成22年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)〕
日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成22年度中川村水道事業会計補正予算(第2号)〕
日程第13 議案第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第2号 中川村公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第3号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第1号)
日程第16 議案第4号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第17 一般質問

5番 村田 豊

- (1) 防災対策の見直しと村民の皆さんへの周知は
(2) 「日本で最も美しい村」への次のステップは

3番 藤川 稔

- (1) 災害に強いまちづくりについて

4番 山崎 啓造

- (1) 東日本大震災による原発事故と36災害から50年の節目を迎えて

8番 柳生 仁

- (1) 中川村地域防災計画について
(2) 子供たちの登下校時の安全について

6番 大原 孝芳

- (1) 東日本大震災を契機に村の防災計画の見直しについて

出席議員（10名）

1番	中塚 礼次郎
2番	高橋 昭夫
3番	藤川 稔
4番	山崎 啓造
5番	村田 豊
6番	大原 孝芳
7番	湯澤 賢一
8番	柳生 仁
9番	竹沢 久美子
10番	松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	松村 正明	総務課長	宮下 健彦
会計管理者	宮澤 学	住民税務課長	北島 眞
保健福祉課長	玉垣 章司	振興課長	福島 喜弘
建設水道課長	鈴木 勝	教育次長	座光寺 悟司

職務のために参加した者

議会事務局長 中平 千賀夫
書記 松村 順子

平成23年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年6月13日 午前9時00分 開会

- 事務局長
ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）
- 議長
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成23年6月中川村議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いします。
- 村長
平成23年6月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、皆さまそれぞれにご多用な中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
さきの3月定例議会中に発生いたしました東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、今も多くの人々が不自由な生活を強いられています。
中でも東京電力の原子力発電所の事故は、日を追うごとに深刻な事態であったことが後になってから次々と公表されるありさまで、被害は、いつまで続き、どこまで拡大するのか、果てのしれない不安を感じております。
日本で最も美しい村連合の仲間である飯舘村は、高い放射線数値が検出されていたにもかかわらず、住民に知らされないまま日が過ぎ、計画避難区域の指定も随分と遅れました。多くの住民が避けられたはずの被曝をしてしまい、今後の健康への影響を心配するところでもあります。
食品の安全基準につきましても、検出された汚染に追従して緩和しているような印象さえ受けるほどで、政府の発表、説明をどこまで信頼していいのか、国民の間には不信感が拡大しています。
特に学校の放射線基準を年間20ミリシーベルトと大幅に緩和したことは、内部被曝を正しく考慮しているのか、子供の将来への健康への影響をきちんと検証した上で出した数字なのか、あるいは、ひょっとすると、行政が対応可能な避難人数から逆算してはじき出した数字ではないのかとさえ勘ぐってしまいます。
菅首相が退陣を表明し、そのタイミングが報道でさまざまに取りざたされていますけれども、とにもかくにも子供と若い女性を筆頭に、住民の命と健康を守ることを第一義として適切で素早い対応をしてもらわねばなりません。
地域経済につきましては、6月6日に長野財務事務所は「持ち直しの動きが見られていたものの、東日本大震災の影響により弱含んでいる」という厳しい県内経済情勢を発表いたしました。
中川村の産業への影響も、今後、次第に深刻化していく懸念があります。制度資金の残り枠も少なくなっていますので、今議会に商工業振興資金貸付基金への繰り出し

1,200 万円を計上しております。ご承認をいただければ、制度資金の貸付枠が 4,800 万円増加することになります。

次に、昭和伊南総合病院につきましては、整形外科、循環器内科の医師がそれぞれ 1 名増員となり、さらに 5 月にはリハビリテーション科の医師が新たに着任し、医師、歯科医師は 26 名となりました。徐々にではありますが、医師増員のための活動に成果があらわれてきております。

上伊那地域医療再生計画に基づく回復期リハビリテーション病棟の開設につきましても準備が進んでおります。

経営状況については、現在、平成 22 年度決算の集約中でございますので、詳しいご報告は確定後とさせていただきますと思いますが、診療報酬の改定や入院患者数の増加によって前年度に引き続き単年度黒字を見込んでおります。経営改革プランを上回るペースで改善が進んでおりまして、事業管理者である坂井先生、長崎院長を初め医師、職員の皆さんのご努力に敬意を表すところであります。

鳥獣害対策では、防護さく設置補助の今年度配分が決まりました。要望していたとおりの満額というわけにはまいりませんでした。他の市町村と比べて比較的高率の配分をいただき、ありがたいと感じております。村の単費を追加投入し、計画している 3 件とも、今年度、実施できるよう補正予算を計上しております。

さて、今定例会に提出いたします案件は、平成 22 年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報告が 2 件、中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてなど専決処分の承認を求める承認が 9 件、中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例改正の議案が 2 件、平成 23 年度中川村一般会計補正予算（第 1 号）など補正予算の議案が 2 件、計 15 件であります。

また、最終日に災害援護に関する条例の一部改正を追加上程する予定であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重なご審議をお願い申し上げ、定例議会開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第 120 条の規定により、4 番 山崎啓造議員及び 5 番 村田豊議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

まず会期ですが、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本日 6 月 13 日から 17 日までの 5 日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第 1 号～承認第 9 号の承認案件につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

続いて、議案第 1 号及び議案第 2 号の条例案件、議案第 3 号及び議案第 4 号の各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

なお、本定例会より、議員申し合わせにより、一般質問は対面質問席方式となっております。つきましては、一般質問の前に席の準備のための休憩をとっていただきますよう議長をお願いいたします。

14 日は、午前 9 時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

15 日は委員会の日程とします。請願及び陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

16 日は議案調査とします。

最終日の 17 日は、午前 9 時から本会議をお願いし、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここをお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノー上着、ノーネクタイといたしますので、ご承知おきをお願いいたします。

○議長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から 17 日までの 5 日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 17 日までの 5 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る 3 月定例会において可決された脳損傷者支援法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書、住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種が恒常的に行われるよう予防接種化を求める意見書、福島原発事故と原発行政の見直しを求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願・陳情につきましては、議会会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は、一覧表としてお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し入れがありました。

報告第1号及び報告第2号について報告を求めます。

なお、報告第2号の中川村土地開発公社の経営状況についてにつきましては、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知ください。

○総務課長 それでは、報告第1号についてご報告をさせていただきます。

報告第1号 平成22年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

一般会計補正予算（第8号）で定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しをいたしますので、地方自治法施行令の規定により報告をするものでございます。

計算書をごらんをいただきたいと思います。

翌年度への繰越事業、繰越額は、平成21年度事業を22年度に繰り越したときに比べて少ない額になっております。

事業総額で2億3,995万2,278円の15事業のうち、繰越事業費は1億2,792万3,495円でございます。

国のきめ細かな交付金を受けて行う繰越事業は、村内の防犯灯LED設置工事、防災対策室整備工事等の5事業で3,414万8,000円、県補助対象事業は林道改良事業、林道施設災害復旧事業の2事業、合わせて1,355万5,500円、起債対象事業でございますが、村道七久保停車場大鹿線改良工事ほか6事業で7,878万6,995円などがございます。

財源ですけれども、国の平成22年度の補正予算による地域活性化きめ細かな臨時交付金が2,965万円、農山漁村地域整備交付金、林業施設災害復旧事業等の県補助金が815万7,000円、過疎対策事業債、辺地債が7,955万円及び事業繰り越しに伴います一般財源が1,056万6,495円の計1億2,792万3,495円でございます。

以上、報告いたします。

○水道建設課長 報告の第2号につきましては、地方自治法の規定に基づきまして別紙のとおり中川村の土地開発公社の経営状況を報告をするものでございますけれども、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては、平成22年度の事業及び決算並びに平成23年度の事業計画、予算につきましては、それぞれ理事会で承認をいただいている旨を、ここではご報告を申し上げ、詳細につきましては場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めるとして「中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 承認第1号 専決処分の承認を求めるとして、専決第1号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令がこの3月30日に公布をされたことに伴い国民健康保険税条例の一部を改正する条例も3月31日に専決処分をいたしましたので、ここに報告し、承認を求めるとしてでございます。

例規集は第1巻の2051ページをごらんをいただきたいと思います。

説明は、1枚めくっていただいて3ページの資料の改正の要旨、それから新旧対照表で説明をさせていただきます。

今回の改正では、中低所得者の国保税の負担の軽減を図るため、課税限度額を見直すための地方税法の施行令が改正がされました。

第2条第2項中、基礎課税にかかる課税限度額を現行の1世帯当たり50万円を51万円に、それから、第3項で後期高齢者支援金等にかかる課税限度額を13万円から14万円に、それから、第4項中、介護給付金課税額にかかる課税限度額を10万円から12万円に、それぞれ引き上げる改正でございます。

また、第23条においても同様に最高限度額をそれぞれ引き上げるというものでございます。

また、あわせまして字句の整理を行いまして、4ページでありますけれども、13条では、見出し中、「消滅」を「消滅等」に、また、第23条中では「減じ」を「減額し」、また、「以下、均等割額被保険者」を「均等割額 被保険者」、それから、「1人」を「1人」、それから、一番最後であります。6ページでありますけれども、第27条、「村税条例」を「中川村税条例（昭和33年条例第31号）」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、施行期日は23年4月1日から施行するというもので、平成23年度以後の年度分の国保税から適用をするというものでございます。

以上、ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これより採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第5 承認第2号から日程第12 承認9号までの承認案件8件につきましては、平成22年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度中川村一般会計補正予算（第8号）」

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度中川村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」

日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）」

以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、私のほうから承認第2号 平成22年度中川村一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。

補正予算(第8号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,755万8,000円を追加し、予算の総額を36億4,335万8,000円とするものであります。

繰越明許費の補正は第2表 繰越明許費で、地方債の補正は第3表 地方債補正により平成23年3月31日に専決処分をしたものであります。

この補正は額の確定、あるいは最終の実績等によるものが主なものでございます。

1ページ、歳入であります。主なものでは、1款の村税と12款 地方交付税の特別交付税の3月交付分が確定したことによる増額でございます。

4ページからの歳出では、事業の確定により減額となったものを予備費に回したものが主なものでございます。

6ページをごらんください。

第2表 繰越明許費は、先ほど報告第1号で報告いたしましたので割愛させていただきます。

7ページ、第3表 地方債補正は、事業が確定したことに伴う変更で、村道新設改良事業、七久保停車場大鹿線の過疎対策事業、以下、ごらんいただいた事業の起債の限度額を変更するもので、総額では260万円の減額でございます。

下から2段目の地域医療確保対策事業は、昭和伊南総合病院運営費分ということで1,220万円の減と多くなっておりますが、これは、黒字分は対象とならないというこ

とから、同額を下にございます基金として積み立て、翌年度以降、活用するものであります。

10ページをお願いいたします。

歳入の村税は、村民税の265万5,000円から入湯税の3万9,000円の減額まで、それぞれ実績による計上でございます。総額460万円の増額となっております。前年と比べまして、総額では2,288万円、約5%の減となっております。

11ページの地方譲与税から15ページの自動車取得税交付金までにつきましても実績によるものでございます。

16ページの12款 地方交付税は、特別交付税で9,169万3,000円の増額で、平成22年度特別交付税総額は1億6,169万3,000円となりまして、前年比2,700万円ほどの増額でございます。これは、有害鳥獣駆除対策分、バス運行事業費が過疎地域振興費として増額となっております。

17ページ、交通安全対策特別交付金から19ページの使用料及び手数料は実績によるものであります。この中で土木の使用料の住宅使用料が多くなってありますが、公営・村営住宅使用料は年間入居率を95%で見込んでおりましたけれど、年間の空き家率が少なかったことによる増額でございます。

21ページをお願いします。

国庫支出金、民生費の国庫負担金は79万9,000円の減額であります。児童福祉費負担金におきましては、子ども手当と児童手当がほぼ等しい額で動いておりますが、児童手当負担金につきましては、国からは子ども手当として一括して出されたことによる計上区分の変更でございます。

総務費の国庫補助金は34万8,000円の増額であります。国の補正予算によります住民生活に光を注ぐ交付金が34万8,000円の追加交付によるものであります。

一番下の民生費の国庫補助金の65万9,000円のうち障害者地域生活支援事業費等の補助金であります。予算の範囲内で過去の実績から抑えて計上しておりましたけれど、22年度については国庫支出額が多かったことによる増額であります。

23ページから県の支出金であります。額の増減がありますが、実績によるものが多くなってあります。

29ページをごらんいただきたいと思います。

23款の村債につきましては、先ほど7ページの第3表 地方債補正分を科目別にしたものでございますので、ごらんください。

30ページから歳出に入りますが、事業の確定に伴う補正であります。各品目にわたっておりますが、人件費は全体で668万7,000円の減額で、職員手当等が主な内容です。省略をさせていただきたいと思っております。

費目別に主なものでご説明いたします。

35ページをお願いいたします。

3001事業 税務総務費の償還金利子及び割引料65万円であります。過年度の住民税更生による方がおられまして、還付金に不足を生じたため追加をするもので、還

付金の予算総額は165万円となります。

37ページをお願いします。

4410 障害者支援事業であります。176万8,000円の減額であります。この中で負担金の児童発達支援施設つくし園の市町村負担金が増額であります。これは利用者の増加による追加ということでございます。

38ページ。

介護保険事業で87万7,000円です。介護サービス給付費等の村負担分の増額に伴う繰出金の増額でございます。

41ページをお願いします。

衛生費の保健衛生総務費1,185万円の増であります。積立金で地域医療確保対策基金の積立金で、過疎債のソフト分の積み立てでございます。積立金総額は2,660万円となります。

44ページをお願いします。

農林水産業費の5101事業 農業振興事業であります。補助金で振興作物普及拡大で13万1,000円の増であります。リンゴの苗木の普及拡大に伴う増でございます。

47ページをお願いします。

消防費の5851事業 商工振興事業で51万円の減ではありますが、補助金の中で明細の3つ目、村制度資金の利子補給金54万4,000円の増、これは利用件数が多かったことによるものであります。

また、1つ飛びまして、事業用施設の新増設奨励金につきましても、対象事業者が多かったということで追加でございます。

54ページをお願いします。

教育費の7003 教育委員会事務局費でございます。備品購入費で23万円の増でございますが、きめ細かな交付金で東西小学校のパソコン教室の新クライアント端末の更新ということでございまして、新クライアントシステムの展開速度を早くするために機器更新が必要ということで追加をするものであります。

なお、これにつきましては繰越事業でございます。

57ページをお願いします。

7151 中学校管理費79万3,000円です。

15の工事請負費で142万5,000円の増で、これもきめ細かな交付金で職員トイレ改修工事の追加であります。実施設計に伴いまして不足を生じるために追加をするもので、工事費総額は550万円余りとなります。交付金事業でありまして、これも繰越事業となります。

64ページをお願いいたします。

予備費であります。1億4,828万1,000円の増でございます。例年になく多くなっているわけですが、この専決処分の時点では、この有害鳥獣駆除対策事業の平成23年分の国庫補助財源の見込みが厳しいというようなこと、また、商工業振興資金の貸付基金の増額をしたいということもございまして、翌年度財源とするために予

備費に回したというものでございます。

65ページの地方債に関する調書につきましては、ごらんをいただきたいと思います。以上で一般会計の説明とさせていただきます。

特別会計につきましては担当課長からご説明いただきますので、ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○保健福祉課長

それでは、私のほうから特別会計についてご説明申し上げたいと思います。

最初に、承認第3号 平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のように専決処分するものでございます。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ162万9,000円を減額し、予算の総額を4億6,311万1,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、国保税収入の見込みが確定し、一般被保険者にかかる税は減額となり、退職者にかかる税が増額しました。

国庫支出金ですが、医療給付費が増額となりましたので普通調整交付金も増額となり、381万9,000円の増額補正です。

3月の段階では12月以降の療養給付費が急激な増額を見せたために基金を取り崩して歳入財源に充てることを考えておりましたが、基金を繰り入れる額を抑えることができましたので、準備基金繰入金の1,000万円と一般会計からの繰入金80万円の減額補正を行い、歳入総額では162万9,000円の減額となりました。

次に、歳出につきましては、一般被保険者の療養給付費、療養費、高額医療費が減となり1,165万3,000円の減額です。

歳入額と収支を合わせるため予備費を1,199万2,000円増額し、歳出総額で162万9,000円の減額としたものでございます。

続きまして、承認第4号 平成22年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)であります。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ112万円を追加し、予算の総額を4億4,884万円とするものでございます。

補正の内容ですが、歳入では、歳出の介護給付費が確定したことにより国庫負担金の介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金が決まりましたが、給付費に対するそれぞれの精算は翌年度になるため、受領増分は翌年で返還となります。

県支出金につきましては、介護サービス給付額が確定したことを受け、現年度精算となり、7万5,000円の増額で支出金が確定しました。

一般会計からの繰入金についても、介護サービス給付分及び事務費分が確定したため107万7,000円の増額補正となります。

歳出につきましては、介護給付費及び一般事務費等が確定し、更正減となりました。保険給付費は325万円の減額です。

前年度、平成22年度、支払基金交付金追加交付金を介護給付準備基金に積み立てを

行います。300万円の増額補正です。

予備費に平成23年度に返還すべき平成22年度超過交付となった国庫支出金及び支払基金交付金とを歳出調整を行い、112万円の増額補正といたしました。

次に、承認第5号 平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ53万5,000円を減額し、予算の総額を3,987万5,000円とするものでございます。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料収入額が確定し、45万5,000円の減額となります。

歳出につきましては、保険料収入、社会保険診療報酬支払基金からの支援金及び公費負担金を長野県後期高齢者医療広域連合に支出することとなっているため、これら保険料等の収入が確定したことによりまして広域連合納付金も45万5,000円の減額となりました。

続きまして、承認第6号 平成22年度中川村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）であります。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出の実績はなく、最終的に0円とするものでございます。

歳入歳出の補正ですが、老人保健の歳出、給付等がありませんでした。したがって、歳出予定の財源を一般会計からの繰入金としましたが、歳出の科目がゼロになりますので、歳入につきましても費目がゼロになります。

その結果、歳入歳出10万円の減額でございます。

よろしくご審議をお願いします。

承認第7号から第9号までについて説明をさせていただきます。

まず、承認第7号でございます。平成22年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございますけれども、今回の専決補正であります。歳入歳出からそれぞれ797万円を減額し、総額を2億2,560万円とさせていただきました。

いずれも実績に応じ増減したものでございますけれども、主なものといたしましては、歳入では、5ページ、負担金から93万円を減額をいたしました。

次の6ページ、使用料でございますが、現年分195万円と滞納分29万円の計224万円を増額をいたし、手数料、預金利子などの調整を行いまして、7ページ、一般会計からの繰入金を933万円減額をいたしました。

歳出では、次のページ、当初見積もりに対する汚泥発生量の減少に伴いまして薬剤などの需要費や汚泥処分にかかる委託料など、総額で727万円を減額し、予備費63万円の減額で全体を調整をしたものでございます。

次に、承認第8号 平成22年度中川村農業排水事業特別会計補正予算（第5号）をお願いいたします。

今回の専決補正では、既定の歳入歳出から322万円を減額し、総額を1億3,730万円とさせていただきました。

主な調整項目であります。6ページ、使用料で56万円の増額と、7ページ、一般会計の繰入金373万円の減額でございます。

歳出であります。8ページにありますように、管路清掃など125万円の減額、委託料ほか維持管理費総額で232万円を減額をいたします。

全体の調整として予備費から76万円を削ったものでございます。

次に承認第9号 平成22年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

今回の専決補正につきましては、一般会計の補正に関連する予算について、これと整合をとるために補正をしたものでございます。

具体的には、5ページ、収益的収入から消火栓の更新工事にかかります村負担金22万円を減額し、6ページから7ページにかけてでございますけれども、資本勘定にかかります収入支出から実績のなかった遠距離給水工事にかかる一般会計からの負担金及び工事費10万円を減額したもので、ございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

○7番 これより質疑・討論を行います。

（湯澤 賢一） この一般会計補正予算のほうですが、26ページのふるさと応援寄附金がマイナスになっております。こうしたことって、いろいろ理由があるかもわかりませんが、外に出られた、ふるさとから出られた方、あるいは遠くで活躍されている方々は、ひょっとしたら何かの形で応援したいというふうな形が、恐らく思っている方が多いかと思えます。これに、どういうふうな形で、こういうのを、例えば広報とか、しているかお聞きしたいと思います。

それと、もう一つ、補正が18億円を超えたというのは、今までの例で考えて、ちょっと調べてみまして、なかなかないんですが、それから予備費が2億円超、6月の時点で2億円超あるという、これも、なかなか今までの会計の中ではなかったような気がします。これはどういう仕組み、これだけ国が苦しい中で、どういう仕組みになって、そういうふうで、中川村にこういうふうに来るのかっていうのが、もうひとつよくわからない、あるいは、私ども村民にもなかなか説明しにくいところではありますが、もしわかったら教えていただきたいと思えます。

○副村長 予備費につきましては先ほどの説明で申し上げましたが、平成20年が1億7,000万円、平成21年が約1億1,000万円ということで、今回、平成22年度分は多くなっているわけですが、仕組みといいますか、国の補正予算、平成20年21年につきまして、国の補正予算の交付があったわけですが、従来、村の単独費を入れて整備をしようとしていたものについて振りかえをしたことによって多くなっているというのが、まず1点でございます。

あわせて、交付税の、特別交付税、また普通交付税につきましても、当初は低めにかたく見るといえることがございまして、それらが見込みを上回ったことによって増えているということでもあります。

平成22年度におきましては、財政調整基金への積み立て、また起債の繰り上げ償還

○建設水道課長

等をしてきましたが、なお一層、健全な財政運営に努める上では、ある程度の額を持ちながらに23年度の中でも対応をしていきたいということでもあります。

前段の部分が、仕組みというか、多くなっているという理由でございます。

ふるさと応援寄附金であります。制度を設けた年度には寄附金があったわけですが、その後、同じように広報紙等でお知らせをしているところではありますが、なかなか、村外に出られている方については、そこまで行っていないということで、ホームページ等で掲載しておりますが、見ていただいて、お気持ちのある方については、いただいているということでございますが、制度のつくった年度のとき以外ないというのが実態でございます。

広報等については、ホームページと、先ほど言いました村の広報でお知らせをしているということでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) 地方交付税につきまして18億円を超えたという部分で質問をいたしましたんですが、例えば、これだけ国家的な財政難が言われていて、それで、去年よりもおとしよりもだんだん増えてくるという、この辺が、これは、何か法律が変わっているか、あるいは、とてもいいことなのか、いや、これは、ちょっと引き締めなくちゃいけないということなのか、その辺だけでも教えていただければと思います。

○副 村 長 普通交付税の財源としては国税5税が対象となるわけですが、厳しいながらも税収が上がったということが考えられると思います。

あと1点、疲弊した地方経済を支えるということもありまして、交付税の算定項目で率が上がっているのかなあというふうに思います。

ちょっと、細かな分析は、今のところしておりません。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

初めに承認第2号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に承認第3号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に承認第4号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に承認第5号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第5号は承認することに決定しました。

次に承認第6号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に承認第7号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第7号は承認することに決定しました。

次に承認第8号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第8号は承認することに決定しました。

次に承認第9号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、承認第9号は承認することに決定しました。

日程第13 議案第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

提案理由は、今回の東日本大震災に係る住民税の特例措置を設けるため本案を提出するというものでございます。

例規集は第1巻の1751ページであります。

4ページに改正の要旨をまとめてありますので、それでご説明をさせていただきます。

まず、今回の改正は、東日本大震災に係る地方税法の一部を改正する法律、それから、地方税法施行令の一部を改正する政令、それから、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日に公布をされたことに伴う改正というものでございます。

内容でございますけれども、東日本大震災に係る特例措置を設けるため、村税条例附則に2条を加えるというものでございます。

最初に第23条でございますけれども、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例とい

うものであります。

第1項につきましては、大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法で村民税の軽減を受けることができるというものでありまして、いわゆる雑損控除が適用されます。

この場合、納税義務者の選択により、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して軽減の措置を受けることができるというものでございます。大震災は本年の3月11日に発生をいたしましたので、本来は23年の雑損控除ということでございますけれども、そうしますと来年の3月の申告ということになります。これを、選択により、22年分、本年3月に申告したものからも適用が選択によりできるという特例措置でございます。

第2項につきましては、大震災による損害が、今後いつ生じるかという、今後、生じないとは言い切れないということもございます。余震により平成24年以降の年に損失が生じた場合に、第1項の前段部分でありますけれども、第1項の規定を適用する旨、規定をするものであります。いわゆる雑損控除につきましては、その翌年度以降5年間、繰り越して控除ができるということが地方税法で定められておりますので、こういった法の改正であります。

第3項でありますけれども、第1項で特例措置を受けた場合に、この特別損失金額のうち納税義務者と生計を一にする親族が有する資産に受けた損害金額がある場合、平成24年度以降の第1項の適用については、平成23年に生じなかったとすることとするというものでありまして、第1項で22年分を選択した場合には、こういったことであるということになります。

第4項でありますけれども、この特例は平成23年度分の申告書に適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り適用ということになります。

続きまして第24条でありますけれども、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例でありますけれども、いわゆる住宅ローンの控除でありますけれども、大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合についても、その住宅にかかる住宅借入金等特別控除の残りの期間について、引き続きこの特別控除の適用を受けることができるっていうことでもあります。住宅借入金の特別控除は居住をするということが原則でありますけれども、こういった大震災の状況でございますので、引き続き、その残りの期間についても適用を受けることができるということでございます。

附則として、第23条、雑損控除については公布の日から施行、それから、第24条、住宅借入金の特別控除については平成24年1月1日から施行というものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いしたいと思います。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○住民税務課長 議長、ちょっとすみません。訂正を。訂正を、すみません。すみません。

今、4ページのほうの改正の要旨の条文でありますけれども、ちょっと下の新旧対照表と比べていただければいいと思いますけれども、第23条が第22条、それから、第24条と書いてありますのが23条、それから、附則についても、23条が22条、それから24条が23条という、ちょっと記載のミスでありますので、ご訂正のほど、お願いしたいと思います。

すみません。失礼しました。

○議長 以上のように訂正をしてくださいということになります。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第2号 中川村公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第2号 中川村公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由は、暴力団員の入居禁止規定を設け、あわせて字句等の整理を行うため本案を提出するというものでございます。

例規集は第2巻、1301ページであります。

3ページをごらんをいただきたいと思います。

3ページの新旧対照表を説明をさせていただきます。

第6条でありますけれども、第1項の5行目の現行の第12条においてというのは、これを削除するということで、字句の整理であります。

次に、第6条の第2号の次に第3号を加えて、「その者、または現に居住し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定する暴力団員でないこと」という文面を加えまして、入居者及び同居親族が暴力団員でないことの条項を加え、暴力団員の入居禁止規定を設けるというものでございます。

第42条につきましては、本文の1行目は字句訂正でありまして、4ページのほうを

ごらんいただきたいと思いますが、現行の第6号の次に第7号を加えるというもので、第6条第3号に該当することが判明したときということで、この42条は住宅の明渡請求の項でありますけれども、暴力団員と判明したときは明渡請求ができるとしたものでございます。

以下、43条、52条につきましては、省令、規則等の名称を正規のものにするというもので、字句の整理でございます。

65条、66条も字句の整理ということでございます

69条につきましては、管理委託の項目でありますけれども、指定管理に関する条項が記載をされていなかったということで、指定管理条項に改正するというものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第15 議案第3号及び日程第16 議案第4号の補正予算2件につきましては、会計間の繰り出し、繰り入れ等、関係がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題といたしますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第15 議案第3号 平成23年度中川村一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第4号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第3号 平成23年度中川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に5,450万円を追加し、総額を33億4,750万円としたいとするものであります。

6ページからご説明をさせていただきます。

歳入であります。

16款 国庫支出金であります。

民生費の国庫補助金で3,300万円であります。社会福祉費の交付金で地域介護福祉空間整備等施設整備交付金が3,000万円、地域介護福祉空間整備の推進交付金が300万円でございます。これは、中田島地区の集会施設につきまして、当初予算では介護予防拠点施設整備としてバリアフリー化を行う予定でありましたが、中田島分譲地を村営住宅とすることから、将来的に増加が見込まれ、46戸から65戸と4割を超える増加で、現在の施設では手狭となることから新設を行うための事業で、国庫補助金を申請しておりましたが、交付内示がありましたことから補正を行うものでございます。

7ページであります。17款 県の支出金、総務費の県の補助金で342万1,000円あります。緊急雇用創出事業補助金の追加でございまして、不法投棄の監視及び撤去事業、保安林の指定申請業務、協同活動向上活動確認事務の3事業につきまして申請をしているものでございます。

民生費の県の補助金は442万1,000円の減額であります。介護基盤緊急整備特別対策補助金ということで、先ほどの国庫支出金にありまして説明いたしました中田島地区の施設が国庫補助対象となったことから750万円を減額するものであります。

障害者の自立生活体験事業であります。5万円の追加で、障害者の方が地域の施設を使って自立を体験していくということの事業費の増加が見込まれることによる増でございます。2分の1補助であります。

児童福祉費の補助金で302万9,000円ありますが、安心こども基金事業補助金ということで、平成22年度に引き続き事業が行われることになったことに伴う増額で、10分の10の事業補助でございます。

農林水産業費の県の補助金は、583万1,000円の減額であります。鳥獣害の防止総合対策事業で県からの割り当て内示がありまして、補助金の要望額5,355万5,000円に対しまして4,972万4,000円の配分で583万1,000円を減額するものであります。

全国の様子は、冒頭、村長があいさつの中で申し上げましたが、国の予算に対しまして2.1倍の申請がありまして、全国的には、配分割合は48.9%となっているところであります。県下では20%～80%の採択率が多い中で、中川村では93%の採択率となったところであります。

8ページの繰越金につきましては、収支の調整を図るために前年度繰越金を計上いたしました。2,759万1,000円になります。

9ページの雑入であります。74万円、消防団員の退職報償金であります。退団見込み者が1名増となったことによる追加が14万4,000円、鳥獣害防止施設の地元協力金ということで、当初予算に計上をしておりませんでした桑原地区分でございます。

次に、10ページからの歳出であります。人件費にかかわる部分が各費目にありますが、4月1日付の人事異動に伴うもので、説明は省略をさせていただきます。

12ページの総務費の2257事業 村づくり事業で9万4,000円の追加であります。

日本で最も美しい村連合の関係の普通旅費であります。現在、県内7つの町村で日本で最も美しい村連合長野県会議を組織しておりますが、今年、名古屋と東京でPRイベントを行うということから、そのための旅費であります。

防災対策費は143万9,000円でございます。今年50年となります三六災害につきまして、中川村民の集いを10月に開催したいということから、そのための講師謝礼と、内容につきましては、今後、詰めてまいります。冊子等の印刷代であります。

また、3月11日に起こりました東日本大震災に対しまして、駒ヶ根市を通じて福島県の二本松市に送った毛布と飲料水の袋の購入で災害用消耗品が102万1,000円あります。

また、今般の東京電力の福島第1発電所の原発事故から、大気中と表面汚染の放射線を測定する機器を購入したいということから放射線測定器1台の購入25万円分を計上いたしました。

13ページであります。総務費の戸籍住民基本台帳費、60万円の減額であります。このうち18の備品購入費と19の負担金が同額で増減がございます。これにつきましては、窓口で行っております住民基本台帳ネットワークシステムで利用をしております公的個人認証の暗号化を行うための機器の更新につきまして県内の市町村で共同調達することになりまして、備品購入費から負担金として支払うための組みかえであります。

14ページの4201の老人福祉事業であります。15ページにかけての12の役務費から18の備品購入費までにつきまして、中田島地区施設の新築に伴う費用を計上したところであります。

4408の老人福祉施設管理費は34万円の追加であります。

修繕料は、高齢者憩いの家のおふろの修繕関係であります。

負担金につきましては、人事異動に伴いまして介護予防センター西館に防火管理者の変更が必要となったための経費であります。

16ページであります。保育所費の12の役務費で6万3,000円あります。これは片桐保育園の遊具の撤去の処分料であります。

諸会議負担金4万2,000円あります。新規採用の栄養士2名が栄養士会に加わるための負担金ということと、上伊那の心身障害児の研修会の参加負担金6名分あります。

4602の子育て支援事業は301万2,000円の追加であります。県の安心こども基金を活用した事業でありまして、2歳児から6歳児までの乳幼児で支援が必要な保護者へのトレーニングを行うママパパ教室事業委託で18万4,000円、発達療育支援の必要な乳幼児に専門家によるトレーニングを行うおひさまクラブ事業委託で279万8,000円、それから、発達障害の早期発見、個々に合った支援ができるように、保育、教育関係、また保健関係者の育成ということで、地域子育て施設の人材育成研修会の委託料12万円を行いまして、地域の子供、家庭への支援を行うものであります。

17ページの下段のごみ処理事業で45万8,000円の追加であります。緊急雇用創出

事業で不法投棄の巡視、回収業務委託料であります。

18ページであります。5107事業、鳥獣害防止対策事業、130万円の減額であります。補助金の内訳で、国庫補助分は575万3,000円の減額、村単事業分は375万3,000円の増額であります。これにつきましては200万円の差額があるわけですが、200万円を、推進費、ソフト分でありまして、村の協議会で行うこととなっております事業を広域で上伊那広域協議会が取り組むということになり、そちらで事業費が、補助金が入りますので、その分を減額し、ハード分、整備交付金分につきまして加えて375万3,000円を減額するものであります。この分につきましては、村の単独事業として行うために増額を追加したものであります。今年度、申請のありました大草北部、南陽、桑原の各工区で事業実施ができるようにしたいとするものであります。

次に、野性鳥獣の総合管理事業補助で追加の計上であります。有害鳥獣の個体数の調整事業ということで、ニホンジカの駆除につきまして1頭当たり4,000円から5,000円に、また、駆除頭数も200頭から300頭に増やすための補助金70万円あります。総額で210万円余りとなります。

次に、農地・水保全管理支払交付金事業131万円でございます。緊急雇用創出事業で見直しとなりました農地・水・環境保全向上対策の事務量の増加に対応するために行うものであります。

19ページの林業総務費で補正額は10万9,000円の減であります。賃金で131万円の増であります。これも緊急雇用創出事業で保安林の指定申請の事務賃金であります。保全が必要な山林を調査しまして保安林指定申請事務を行っていくというものでございます。

20ページをお願いいたします。

5851 商工振興事業1,200万円の増であります。不況等に伴います資金利用が多く、貸付枠に不足が見込まれるために中川村商工業振興資金の貸付基金への繰り出しを1,200万円行うもので、基金の4倍枠で4,800万円の貸し付けが可能となります。基金の総額は7,200万円となるところであります。

22ページをお願いします。

非常備消防費14万4,000円の追加であります。消防団員の退職金報奨金で、当初10名の見込みでありましたが、本人の仕事の都合があり11名と1名増ということになったことによる増でございます。

消防施設事業では15万1,000円あります。修繕料で6部、上前沢、7部、田島、それぞれ詰所の修繕でございます。

23ページ、教育委員会事務局費は141万7,000円の減額であります。このうち、需用費については、3万3,000円、公用車の夏用のタイヤ1台分、4本。

工事請負費につきましては、中間教室、旧の青年婦人会館であります。エアコンが老朽化をしたことに伴う取りかえ工事であります。

学校給食センターの運営事業は22万1,000円の追加で、事務室、休憩室のエアコンが、やはり老朽化に伴いまして取りかえを行う工事費であります。

7101の東小学校管理費につきましては1万3,000円の増であります、内容につきましては24ページの上段のほうにありますノートパソコン1台、また、ソフトウェアの購入ということと、配線代を減額し、その差し引きによるものであります。

青少年健全育成事業であります、旅費で6,000円の追加で、長野市で行われる県の子ども通常会への総会への出席、普通旅費であります。

25ページの予備費であります、収支の調整を図るため8万3,000円を減額するものであります。

26ページからの給与費明細書は、ごらんをいただいたとおりであります。

以上、一般会計の説明とさせていただきます、特別会計につきましては担当課長からご説明いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○保健福祉課長 それでは、議案第4号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

まくっていただきまして、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億5,480万円とするものでございます。

歳入であります、5ページをお願いしたいと思います。

一般会計からの繰入金で29万4,000円減額するというものであります。

続いて6ページ、諸収入であります、指定事業所収入を9万4,000円増額をいたしました。

次に歳出であります、7ページであります。

9010 一般管理費であります、賃金で29万4,000円の減であります、臨時職員の一時金分の賃金減であります。

続いて8ページであります、9025 包括的支援事業、2事業費であります、賃金分として32万2,000円の減ということで、臨時職員の賃金の減、それから、大きくは報償費、権利擁護相談、リーガルサポートへの相談分ということで15万円、それから、委託料で包括的支援事業、パソコンの保守の関係であります、その分、それから、2事業の委託料、OTの派遣業務であります、17万4,000円の増額というものであります。

よろしくお願ひします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

○6番 (大原 孝芳) 一般会計のほうで、総務費の、ページ、12ページですね、防災対策費で備品購入で放射線測定器を25万円計上してあります。それですね、例えば、当然、今回の震災で近隣の市町村は、当然、今、個人に持たせたりしているような状況なんですけど、これは、村としてはですね、どんなような、その活用方法を考えて買おうとされているか。例えば村民が自分のうちへ来て図ってほしいとかですね、何かそういうようなことが、もっとね、公共施設の場面とか公共物の中で図るとかですね、何か、どんなような活用方法をお考えかお聞きしたいと思います。

それと、もう1点はですね、鳥獣保護のところで、今のシカの、18ページですか、個体数の減少をさせるということで、4,000円から5,000円に上げたという、今、お話でした。それで、恐らく猟友会のみなさんたちも大変にご苦労をされてやっているということで、大変だということだと思ふんですけども、例えば、これは、とれない、とれないとお金が、その人たちは報償されないわけですよね。例えば、もっと、とれないときも、私も、ちょっとよくわからないんですけど、とれないときもあるんでしょから、違った形で彼らの、もう少し応援してあげるとかですね、個体数の値段を上げれば、それで解決するかどうかということだと思ふんですけど、そこら辺は、どんなふうな検討をされたか、その2点をお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず、放射線測定器の活用法についてどのように考えているかということですが、定点観測を予定しております。定点を決めて観測するということを考えておりまして、住民の皆さんに要望があつて貸し出し等は考えておりません。

これにつきましては、現在のところ、長野県のホームページの中で、モニタリングポストという、何といいますか、文部科学省のほうから委託を受けた定点で正規の観測しております。これに続いて、ほかの市町村では、それぞれ任意に観測をしているわけでもありますけれども、現在のところ特に問題がない、長野県の中では放射線量については問題がないというふうになっておりますけれども、急激な変化について観測をしていくということで、毎日、調べていきたいということございまして、この数値は定点のものを住民の皆さんに公表していきたいということで購入をするもので、ございます。

○振興課長 ただいまの鳥獣被害の個体数調整、とれないときの対応についてですけども、ここで見ている予算については、県の個体数調整の交付金、それを村で1回受け取って、それへもって行って村が上乘せして猟友会へお願するものであります。ですので、この部分では、とれないときの対応については考えてございません。

ただし、村の鳥獣対策協議会のほうで、本年度、鳥獣防護さくが張られて、ほとんど山林と農地と区分されている葛島を中心に特別駆除を行うということで、協議会のほうで、とれる、とれないに関係なく、30万円を限度に協力をお願いするという予算措置をしております。

以上です。

○6番 (大原 孝芳) 鳥獣害のことは結構でございます。

それから、放射能の測定器なんですけど、例えば、今、あれですかね、中川村は、こうやって計上しているんですけど、例えばほかの市町村がですね、例えば同じようなことをして、中川村だけのことじゃないもんですから、いろいろね、そういった放射線量を、中川村は、村でホームページに載せたり、いろいろするんでしょけど、県の指導があつたとかですね、そういう各関係市町村と全部連絡とりあつてやつて、そういう考えの中の一環として、今回、やるっていうような、そういうような考え方なんですよかね。そこら辺をお聞きしたいと思いますけど。

○総務課長 各市町村の担当の中では話題になっておりますけれども、各市町村、定点の観測の

条件をそろえてやるという話にはなっておりません。

ただし、もう既に議会の中で議決をして、購入をするということを決めた市町村は幾つか出ております。

○5 番 (村田 豊) 今、説明を、大枠ありましたけれども、その放射線機器の購入のことが1点と、それから、23 ページのエアコンの取りかえ工事のこと、この2点をお聞きしたいと思います。

まず1点は、今、課長のほうから話がありましたように、箕輪、辰野が購入が決定がされておりますけれども、細かい点、また一般質問の中でお聞きしたいと思いますので避けますけれど、箕輪の場合、50 万円くらいの予算計上をされましたが、台数が違うのか、機械的に違うのか、その点、お聞きをしたいと思います。

それから、23 ページのエアコン、中間教室のエアコン、給食センターのエアコン、これについては、私、3月の議会の折に、補正予算については、十分、予算計上の中で留意をして予算計上していただきたいということをお願いをしたつもりでしたけれども、もう既に3月で決定した以降に内容検討がされて予算が計上を具体的にされたのかどうかというような疑義を持つような内容の取りかえ工事が出てきておりますけれども、この点については、前年度の中で予算を立てるときに具体的にわかっていなかったかどうか、そのことだけお聞きしたいと思います。

○総務課長 箕輪町で購入する機器についての能力、それから台数については、未調査でございます。

ただし、うちの——うちというか、25 万円計上させていただいておりますけれども、測れる能力っていうのは放射性物質が放射線を出すアルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線っていうのがあるようですけれども、ベータ・ガンマ線について測れると、で、これを1時間当たりの放射線量に換算したものを測れるということでは、恐らくほかの、箕輪でもそうですし、私どもが購入を予定している物も同じような物であるかと思っておりますので、この能力で十分かというふうに認識をしております。

○教育次長 それでは補正予算書の23 ページ、教育委員会事務局費の工事請負費、14 万 2,000 円の中間教室のエアコンの取りかえ工事、それから学校給食センターのエアコンの取りかえであります。昨年、当初予算編成の時点ではわかっていない状況でありましたので、まず報告をさせていただきたいと思っております。

中間教室のエアコンにつきましては、以前、村史編さん室として使っていたところに購入をしていたエアコンでありまして、平成9年式でありまして、14年使用してきた物であります。昨年、中間教室で登校する児童はおりませんでした。この4月から緊急雇用創出事業によりまして指導員を1名配置をして、毎日、部屋に詰めているわけですけれども、その時点で2台のうち1台が動かないということがわかりまして、今回、補正で対応させていただくものでございます。

学校給食センターのエアコンにつきましては、平成3年式のエアコンでございます。既に20年が経過をしております。全く動かない状況ではありませんが、昨年、故障をしまして、一時的に内部の配線をつなぎかえまして、応急的に動いておりますけ

れども、やはり、そういった状況は余り好ましくないということで、夏までに、この6月補正で提出をさせていただいたものでございます。

以上、お願いします。

○議長 長 ほかに質疑・討論はありませんか。

○9 番 (竹沢久美子) 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、一般会計で16 ページ、民生費の子育て支援事業の関係で、県の民生費の補助金というかで、安心子ども基金の事業の補助金がついたということだと思いますけれども、この委託料でおひさまクラブの事業委託料が270 万 8,000 円盛られているわけですけれど、具体的にどのような事業をして、また委託されていくのかというようなこと、ちょっと内容について詳しくお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、介護保険の関係ですけれど、ページが8 ページ、報償費の関係で権利擁護相談の報償費が15 万円盛られております。具体的にどのような内容というか、どのような方をお願いして行っていくのか、また、どのようなペースで行うのか、ちょっと内容について説明をお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 おひさまクラブの関係の事業になりますけれども、療育ということが、最近、言われておりますけれども、療育関係で事業をするというものでありますけれども、子供たちの中で周囲になじめないとか、じっとしていられないとか、我慢ができないといったような行動をとる子供たちを中心にしまして、少人数のグループでルールですとか人間関係を学べる環境をつくって、その子供たちを援助していくというものであります。

療育につきましては、一人一人の子が持つ特性に合わせて言葉や感情表現能力を養って、自信と自尊心を高めて、集中力や自制心を身につけるようなことをしていくということでもあります。

それから、介護保険事業の特別会計の関係の権利擁護相談であります。これにつきましては成年後見の関係で、リーガルサポートへの相談ということで計上をしたところであります。

○7 番 (湯澤 賢一) 2点について質問いたします。

緊急雇用創出事業補助金についてお聞きしますが、こういった雇用創出の名目のもので、以前、出されたものの中で、農業コーディネーターっていうふうな方がありましたが、この場合は、非常に、事前に全協とか、いろいろな形で揉んだ覚えがありますが、最近出てくる、この緊急雇用創出事業、これは、ほとんど役場の関係のことでほとんど決められてくるというような部分がありますが、これ、例えば、こういった雇用、こうした形での雇用というのは、NPOであるとか指定管理のところだとか、そういうものでは、これは、この補助金は使えないのでしょうか。あるいは、その補助金があるよというふうに決まってから決定する、計画を出すまでの期間っていうのは非常に短いわけでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○総務課長 この事業を計上いたしましたのは、4月になりまして、東北地方の震災、それから、長野県北部地震、こういったものを受けて、被災地の皆さんの雇用につながるという

部分と、もう一つは、今の経済の中で、職を自発的ではなくて非自発的で離職された方の雇用を促進をすると、こういう2本立てで調査が参ったものを計上してあるものでございます。したがいまして、そういう皆さんの雇用を確保するという前提でありますので、賃金で盛るということで、基本的には、既存のNPO法人ですとか、そういったところに事業をお願いをするということではないということでもあります。

○7 番 (湯澤 賢一) もう1点お伺いいたします。

12ページの村づくり事業との関連で質問いたしますが、当初、村長は、今回の所信表明では飯館村のことに触れられて、非常に困窮されているというような対応の悪さということで、今、全村避難というふうな形が進んでいるわけですが、こうした村づくり事業とか呼応したような形で、例えば私どものどんちゃん祭りに、例えば村費で、全部村費じゃなくても、例えば住民がそういう活動を起こして、呼んでこようよと、あるいは、あの人たちとひとときを共有しようよというふうな、そういう動きがあった場合に、村として、じゃあ、それは少し応援しましょうというふうな形が考えがあるかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○村 長 いろんな計画、村民の皆さんが取り組みを、美しい村連合にかかわらず、スポーツ振興であったり、いろんな形の取り組みがしておられるかと思えます。そういったものにつきましては、それぞれ個別にですね、やっぱりお話を、こんなふうな考え方で、こういうふうな状況で、自分たちとしてもこれだけのことをやっておるんだけど、村にもこういうメリットもあるから、ついては、これくらい何とかならんかみたいなお話を伺いながらですね、その中で個別に検討させていただくというふうなことだと思いますので、美しい村連合絡みであれば一般論的に何でも支援しますというふうなことは、ちょっと、今、この場では申し上げにくいかなというふうに思うところでございます。

○議 長 ほかに質疑・討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑・討論を終わります。
これより採決を行います。
初めに議案第3号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
次に議案第4号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。
〔午前10時55分 休憩〕
〔午前11時10分 再開〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
日程第17 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
5番 村田豊議員。

○5 番 (村田 豊) 私は、さきに通告をさせていただきました2点についてお聞きをいたしたいと思います。

まず、第1点目については、防災対策の見直しと村民の皆さんへの周知というようなことで、ウエイトは、村民の皆さんへどのように、どんな方法で周知をするかというようなことにウエイトを置きたいと思えます。

特に3月11日、先ほど村長のほうから話がありましたように、未曾有の大災害が原発事項を加えてありました。本当に私たちも驚くばかりで、被害に遭われた皆さんへ心からお見舞いを申し上げたいと、一日も早い復興を願うものですが、私、私的なことですが、私も50年前の三六災害の折に家が完全に倒壊をし、めちゃくちゃになったわけで、お寺での半年の避難生活、あるいはまた仮設住宅へ、あのときには3戸、片桐では建設したわけですが、そういったようなことが、50年前のことが思い出されております。改めて自然災害の恐ろしさということを感じております。

そこで、今回、各地で、こういった震災、原発事故の防災の対策の見直しが行われるということが、国を初め県、あるいは各町村、行われるということが言われておりますし、また、新聞報道でもなされております。

中川の場合は、確か日報等にも出ておりましたが、2008年ですか、2008年に見直しがされたということで、年数的にはたっておりませんが、今回の被害が非常に、言葉では想定外ということを言われておりますけれども、新たな対策を検討しなきゃならんっつうことじゃないかという点があるんじゃないかと、そういった事態ではないかと思えますので、見直しについて、どんなようなタイムスケジュールで、どんなような内容を具体的にしながら、住民の皆さんに周知を図っていくのかという点についてお聞きをしたいと。

まず、1点目としてタイムスケジュールについてお聞きをしたいと思えます。

組織的に役場の庁内では、どんな協議がいつごろ始まって、いつごろまでに庁内としてもまとめられるのか、あるいはまた、消防だとか、消防委員会、防災会議、水防協議会とか、こういったところでは、どのような具体的な見直しがされるのか、あるいはまた、されたのか、あるいはまた、学校については、訓練、学習会については、どんな考え方をもち、どういうふうに、どのように実施をされるのかということもお聞きをしたいと思えます。

集落については、特に具体的に集落としてどのように参加するというようなことで、まず、1点目の役場の庁内では、この3月11日以降で、どのような見直し、時期的なことをタイムスケジュールとして検討されたのか、最初にお聞きをしたいと思えます。

○村 長 防災対策についてご質問をちょうだいいたしました。
今、お話がありましたとおり、中川村は地域防災計画というものを立てているわけ

ですけれども、これにつきましては、中川村防災会議によりまして、3年前、平成20年度に全面改定をいたしました。中身につきましては、風水害対策、震災対策の2本を中心に、そのほかにも雪害、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な家事災害、林野火災、火山災害というものを想定して計画されております。

今、お話がありました東日本大震災でございますけれども、あれを見て大変驚いた点につきましては2つありまして、1つについては、津波の力の大きさ、車や大きな船なんかを持ち上げて運んでいく、家を押流していき、そしてまた、例えば非常にきれいに整備されたビニールハウスが広がっているところを、もう端から飲み込んでいくという、あの中、作業している方もビニールハウスの中に絶対いらっしゃるなと思いつつ息を飲んで見ていたというふうな生々しい記憶がございます。それから、もう1点は、お話にもありました原子力発電所の爆発、そして放射能汚染ということでございます。

ちょっとあいさつでも触れましたけれども、美しい村連合の仲間であるところの飯館村は30km圏から外れておるというふうなことで、当初は、さほど心配する必要がないというふうに思ったわけなんですけども、実は、ホットスポットというふうな形で、非常に高濃度に汚染をされておったということが判明しております。

放射性物質につきましては、色もにおいもしないというふうなことで、普段どおりの美しい村の風景が広がっておって、普段どおりにおいしい作物がとれているという、それが、実は測ってみたら汚染されていて、そういう物を食べたりすると内部被曝をする、土を耕すと、土ぼこりを吸うと内部被曝をするというふうな、そういうような恐ろしさがあるということでございます。直ちに害はないというふうな発言が何回も聞きましたけれども、4年後、5年後ぐらいに白血病ですとか甲状腺がんとかが発生するというふうな恐ろしいことになってくる、単に健康被害だけじゃなくて、その作物も売れなくなる、あるいは、そこでのいろんな生産活動なんかできなくなってしまって、もう、美しかった村もだれも住めなくなるというふうな、そういう怖さあるなというふうに思っています。

そういう2つの新たな事態というふうなことを感じたわけなんですけども、津波につきましては、中川村でそれを想定することは必要ないかなというふうに思っているわけなんですけども、放射能の汚染については、それに伴ってですね、村中が避難しなくてはいけない、ホットスポットになった場合というふうなことにしましては、防災計画で全然想定をしておらなかったと、それについてはあり得ることだなというふうなことを思っております、そういう放射能汚染についての対策というふうなことを防災計画では立ててはいけないうのではないかなと思っています。

浜岡原発については、一たん運転停止をされておりますけれども、また津波対策等できたら再稼働するというふうな前提になっているというふうな話も聞いておりますが、あそこは震源地の真上というふうなことで、津波ではなくて、直接の地震そのもので、かつて中電の方がお見えになったときに聞いていると、いろいろ地質調査をすると、2m80cm、かつての地震であの辺りが飛び上がっているというふうな、ぼんと持ち上

がったというふうな調査もあるというふうなことで、そういう震源地として地震そのものによって、かなりダメージを受けるんではないかなというふうに感じて、大変怖いなど、運転停止をしても燃料棒という物が大量にあって、その安全に保管するのも、4号炉で、福島で4号炉で見られたように、大変、そちらのほうも決して安心できないというふうなことを感じておるところでございます。

浜岡以外でもですね、新潟のほうにもありますし、福井県のほうにもたくさんあると、風向き次第ではどんなふうなことになるかもわからない、事故によってどんなふうなことになるかもわからない、そういう危険にさらされているというふうなことで、放射能汚染に対する対策は必要だというふうに思っています。

ただしですね、それが中川村のような基礎自治体単位です、ばらばらに、なかなか対策ができることではないというふうに思っています。国のほうとしましては、原発の事故についてどのような対策をすべきかというふうなこと、問題意識を持っているかと思えます。現状については、ちょっと何か場当たり的に基準を緩和しているような印象がぬぐえないところではございますけれども、ぜひ、しっかりと、日本全国については放射能に対してどのように対策をとるのか、避難についてもどういうふうにするのか、単純に20km、30km、円を書いてというんじゃなくて、ホットスポットを早く見つけて早く避難をさせるというふうなことの対策、それをつくっていただき、それに応じた形で基礎自治体というものも対応していかなくてはいけないのではないかなというふうなことを思っております。

というふうなことでございまして、今回の東日本大震災に対して、防災計画の見直しにつきましては、そういうことで、放射能の汚染に対する対策というものを、指針を、国のほうに、的確、適切なものを早急に立てていただき、そういう要請をし、それに合わせた形で村としての対応もつくっていかなくてはいけないというふうに思っています。ですので、ちょっと、村単独でいつまでにというふうなことが言いにくい状況かなと、いうふうに考えております。

そのほかの点につきましては、放射能以外の部分につきましては、何と申しますか、どんな状況というものを、今回、報道等々で見ましたので、その被災された皆さん方のその後の避難の状況とか、そういうものを、印象がしっかりある間にですね、もう一回全体を見直して、何か問題点があればやっていかなくてはいけないというふうに思っていますけれども、原子力という放射能による汚染以外のことについて一から全く新しく、再度、全体を見直すというふうな考え方は持っておりません。原子力について、しっかりと国の方針に合わせた形で書き加えなくてはいけないなど、そのほかについては、再度、読み返してみるというふうな、そういうふうな考え方でおります。

以上です。

○5 番 (村田 豊) すみません。私は最初に、質問の中に1、2、3、4と挙げてありますが、今、答弁の、村長答弁の中では3の具体的な対応についても話がされておりますので、最初にお聞きをしたいのは、タイムスケジュールをどういうふうに進める

かと、質問の関連がありますので、1、2もあわせて、組織討議として、例えば庁内では、いつごろまでにこんなタイムスケジュールで行く、消防、あるいは消防委員会、防災対策会議は、こんなスケジュールで、こんなポイントで行くということを含めて答えていただければいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○村 長 全体の見直しという意味では、先ほど申し上げましたとおり、放射能汚染についてのところが必要かなと思っております、それについては、国の方針みたいなものがしっかり出していただいて、それに整合性をつけた形でやっていく必要があるかなというふうなことを思っておりますので、現時点では、すぐに村単独でタイムスケジュールを申し上げられる状況にはないかなというふうに考えている次第でございます。

○5 番 (村田 豊) 私は、タイムスケジュールをある程度決めていかなければ、その前段として、どういった、言われるとおり、見直し部分だけで、私、いいと思っておりますので、そういった部分を、どの組織の討議ではこういうことをする、決める、こういうことを具体的に決めていってもらえたらどうかと、確かに原発のことは、これは総体的に決めることだと思いますけれども、タイムスケジュールについて具体的に決まっていないうのは、あれから3ヶ月たっておりますので、ちょっと内容的に解せないところがあります。

それでは具体的にお聞きしますが、各委員会というものは開かれたのかどうなのか、開かれた中でどんなどんな内容の討議がされておるのか、例えば消防委員会や防災、水防の時期ですので水防協議会等も開かれておると思っておりますけれども、その点お聞きしたいと思います。

○総務課長 具体的に申し上げますが、消防委員会につきましては、例年の予定をお話をさせていただいたところでありまして、ついこの間、会議がありました。

それから、水防協議会につきましては、これは、毎年、水防計画を見直しをしております、関連をする委員さん、代表の皆さんからご意見をちょうだいして、これを修正をして、長野県のほうに協議をかけ、本年度の水防計画として確定をするという作業で、つい最近、委員会をしたところでありまして。

したがいまして、今のこの2点のものといえますか、先ほどおっしゃいました地域防災計画の重要な点の変更、こういったものが反映されているかということにつきましては、これは、反映はされておりません。

○5 番 (村田 豊) わかりました。

学校、あるいは集落のことにつきましては、後段に質問するところがありますので、そのときに、また、どんな訓練の時期だとか、学習会をどう進めるということはお聞きをしたいと思います。

組織討議をどう進めるかのポイントのみということで、私の場合は、先ほど申し上げましたように、各集落への徹底、住民の皆さんへの徹底をどう図るかっていうことでウエイトを置きたいということをお願いしたけれども、特に日報等で、ポイントだけで、このことは結構です。村長が先ほど答弁あった内容で、ほぼ、あるいはま

た課長のほうからあった内容で、ほぼ内容的には、これから具体的に検討されるんじゃないかなってようなことが推察されますけれども、最初に、村長にちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、5月22日だったか23日ころ、東日本大震災から2ヶ月、備えは大丈夫かという日報さんの町村の連載がありました。その中で、確か、駒ヶ根が一番最初だったと思っておりますけれども、次が飯島、中川というように掲載がありましたけれども、その中で、中川の記事については、ほとんど、この耐震上の問題だけで、対策を具体的にどうとるか、あるいは原発に対することをどうだということ載ってなかったわけですし、例えば飯島町のものを見てみますと、町長が具体的に災害の恐ろしさというのを再確認をして、原点に戻ってもう一度十分な体制づくりをしていかなきゃならんんじゃないかと、防災会議、水防協議会の中で具体的に32名ほどの委員を参集する中で、河川や洪水警報、警報の出し方、堤防の決壊した際の連絡系統、あるいはまた防災備品等の確認を具体的に会議の中でしていきたいということが既にうたわれておるわけですし、中川の、その次の日に出たのは、言ってみれば単純な耐震、住宅の、マグニチュード7ですか、7のときにどのくらいの被害があつて、どうだつていうような、それから現時点で耐震率がどのくらいというふうなことが出ておりましたけれども、そのことはさておいて、中川としてどのように進めるかということは、先ほど村長のほうから答弁ありました。これから進めるというふうな言葉がありました。

私は、職員の皆さんに村長として、この中では指示を、具体的な内容検討をして、会議で協議するだけじゃなくて、してほしいよという指示が出されておるかどうか、その点、お聞きしたい。

○村 長 いろいろな資材関係等々につきましては、先ほどの水防協議会等々ですね、どういふものがあるのか、必要で、これでいいのかみたいな会議は、チェックをさせていただき、そしてまた、先ほどの予算でもご承認いただきましたとおり、毛布等々につきましても、水の袋等々、減った物については補充をしていくというふうなことをやっておるといふふうなことでございます。

具体的な指示という、いろいろ、どういう中身のことをイメージしておっしゃっているのか、ちょっとはっきりわからないところがありますけど、例えば、先ほどのお話の放射線量計について入手しておく必要があるだろうというふうなこと、あるいはまた、特に長期間の避難所生活の中ですね、なかなかストレスが、どうも皆さんたまってくるようなので、避難所にいろんなタイプの方が入れられる、特に、障害のある方とか、高齢者の方とか、ちっちゃい赤ちゃんが入ったりというふうなこともあつて、そういう人たちが一緒に暮らすということの中で、それぞれに遠慮したり、ストレスがたまったりするだろうから、その辺を何かうまく遠慮せずに暮らせるように、その想定される避難所の部屋、部屋と設備の一覧表をつくっておかなきゃいかんねとか、そんなふうなお話はしているところがございますけれども、いろいろな水害に伴って堤防の場所がどうこうというふうなことにつきましては、もう常日ごろからやっておりますし、この防災計画でも、その辺、うたっておりますし、そしてまた、国交省さん

等々とあわせながら現地で堤防のチェック等々のこともしておるといふようなことでございまして、これからというふうに申し上げましたのは、原発に対する災害に対する対応について、今までできておらなかったのが、国からの適切な全体の構造というふうなものをいただいた上で、それに対する整合性ある体制づくりについては、これからやっていかななくてはいけないというふうなことでございます。

○5 番 (村田 豊) 長ですので、各部署、職員に、それなりの部署ごとの具体的な新たに取り組むべき内容については、それぞれ見直しをした部分だけでも挙げてもらうということも大事じゃないかと思っておりますので、そんな要望はしておきます。

総務課長にお聞きしたいと思いますけれども、特に、この見直しのポイント、そのほか等で、今、国でも具体的に、東海地震につきましても、3月24日に警報の出し方を改められております。J-ALERT(ジェイアラート)で全国の警報システムで、まず、最初に来ると思っておりますけれども、この警報システムの中で、東海地震については、青、黄、赤というふうな出し方を3月24日にしていくということ等も具体的に決められておるわけですので、こんな点、国、県等も具体的に取り組みがされておるわけですので、中川としても、後ほど申し上げますけれども、お願いしたいと思います。

県の場合、先ほど課長のほうから話がありましたように、ホームページを見ますと、この一番上のこの欄に防災関係のことが、放射能の検知した数値のことまで、すべて見られるようになっております。これは、後ほどホームページの有効活用、情報の有効活用ということについては、リニューアルされるわけですので、ぜひ一番先に載せて、いつでも見られるということをしてほしいというふうに思いますが、そんな点で、県のホームページ、東京消防庁の防災ホームページ等も非常に幅広い内容のものが出ておりますけれども、参考にされて、ホームページ等の作成を具体的な組み立てがされるかどうかお聞きをしたいと思います。

○総務課長 ホームページにつきましては、この後で予告で通告をしていただいておりますけれども、今おっしゃられたものにつきましては、今度、ホームページのやり方は、作り方は全面的に変更いたしますが、やはり災害についての情報は一番見やすいところ、常に皆さんが開きやすいように、そのような工夫をしてみたいということ、まず申し上げて、そういう考え方であります。

それから、もう一つお願いをしたいわけですが、地域防災計画っていうのは、それぞれの初動時における、それぞれの団体のやるべき予防の計画ですとか、あるいは、実際、震災、被災した場合にはどういう動きをするのかということ、基本的なことを定めておるものであります。したがって、今回の地震等、長野県北部地震を受けて、実は長野県のほうから通知がありましたのは、各団体というのか、特に対策会議、庁内になるわけですが、その初動のマニュアル、こういうときにはこういう通報を出すべきであるというふうなことについて、全面的に、まず、見直しをする、あるいは確認をする会議を開くということ、通知が参っておりますので、そういう部分での細かい具体的なマニュアルを改めて見直すという点での会議は、近々、開かれます。そういったものに基づいて、それぞれの市町村で具体的なところを見直

していくということであろうかと思っておりますので、お願いします。

○5 番 (村田 豊) この具体的な質問事項の中で、地震対策、豪雨対策等々、列記してありますけれども、次の3番議員のところ、具体的に細かく内容を聞かれますので、そのほうでよろしくお聞きをいたします。

私は、特に(3)のマップ作成、先ほど話がありましたように、具体的に、やっぱり、こういったものが村としては出ている、したがって、その中へ、全部変えるんじゃない、一部改正をしたものを張りつけをするという、例えば避難地図がここにありますけれども、避難地区のところ、ここに通常の場合の避難地区はどこがそうですよということを提示してもらうとか、あるいは、こういった場所等の、この危険区域図の違いや警報の出し方の違いがあれば、そういった変えていく部分だけ増し積みをして改正をしてもらうというふうな方法で、すべてマップをつくりかえるということではなくて、その点をお願いをしていきたい、そう思います。

○議長 質問者をお願いします。マイクのスイッチ入れっぱなしでやってください。

○5 番 (村田 豊) わかりました。すみません。

○総務課長 各家庭にお配りしましたハザードマップ、私もここに持ってありますが、この中で、ちょっと、気象庁の震度階級関連解説表、こういったものについては、張り直しをしてお配りしておるかと思っておりますので、改訂がありましたら、その部分については、張り直すなどして、各ご家庭にわかるように変更することを考えてみたいと思っております。

○5 番 (村田 豊) それじゃあ、ちょっと先ほど、村長、放射能のことで触れられましたけれども、私も新聞の記事等で県の設問に対して、小さな村については機器購入から職員体制等のことが大変なんで苦慮しておるといふか、導入、購入については考えておるんだというようなことが言われましたが、きょうの補正の中で、全協等で、ぜひ、具体的な防災に対する対応をしてほしいという中では、組み立てをしてくれたということで、大変うれしく思っておりますが、特に放射能の測定については、県は、これだけお聞きしたいと思いますけれども、県の場合は、中川の場合、農作物の中では、唯一、小梅が、中川として全県の中へ、飯田と中川のもので載っております。水道水等については、飯田と箕輪のものしか、この近隣、載っていないというふうなことがありますので、今回、機器が購入されるわけですので、できるだけ、そういったポイント等については、県のものとうまく連動しながら、モニタリングをしてもらいながら公表を、ホームページへ載せていってもらうということをお願いをしたいというふうに思いますが、まず、職員体制について、その辺は、有事でなくても、こういった機器を入れてやっていくということになれば、兼務でいくのか、新たな体制を組むのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○村 長 残念ながら、食品の中に含まれる放射性物質の測定につきましては、ちょっと250万円の予算では到底無理な——あ、25万円の予算では到底無理なこと、ございまして、多分1,000万円とかぐらいですかね、ちょっと調べてないんですけども、かなりの高額な物になるかと思っております。ですので、ちょっと食品、あるいは水道水についての、

そこの中にどれだけの放射性物質が含まれておるかというところまでは手が出せないという状況だと思っています。先ほど総務課長の答弁でありましたとおり、定期的についていうか定点でやっていくつもりでありますけれども、それは、例えば、アスファルトの上、例えば役場の駐車場で、それから、あるいは、雨どいの下というのは、放射性物質が降ってきた場合には、雨どいの下にそれが集められてくるって、そこだけがちょっと小さなホットスポットになるといいますか、大変高くなるっていうふうなことなんで、そういう場所、それからまた、ここから近いので、東小学校の子供たちのいる土の上のグラウンドというふうなイメージを私自身は持って、これから、もう少ししっかり煮詰めなくてははいけませんけども、そういったところで測っていく、ついでに申し上げますと、この辺りは花崗岩のところが多い、花崗岩土壤なものですから、自然放射能のレベルは一般より多少、少し高めだそうです。そういうこともありますので、単純に機器の、その何かくせっていうふうなこともあるかもしれませぬし、いろんな、アルファ線は測れないとしてもベータ線、ガンマ線だけとかって、いろんなことがあるので、ほかの市町村のものと同様に比較できないということがございます。ですので、同じ条件で測り続けて、突然ぽんと数値が上がったときに何かが起こったというふうなことがわかるというふうなためのことだというふうにお考えいただきたいと思います。そういうことで、そんなに、専任、専門の職員を置いてということではなくて、例えば、朝、3カ所ぐらいを毎日調べるとかいうふうな、そういうような感じで思っています。それについても、実際問題、毎日というのは、ちょっと休みの日とかもあって、なかなか体制がしんどいなというふうなこととかも思っておるところでございますけれども、少なくとも平日については同じ時間に調べて、ホームページなりで掲出をして、数値の変化がないなというふうな形で安心していただく、それがぽんと何倍かに上がったときには、あれ、どうしたんだらうというふうなことで、みんなでちょっと警戒するというような、今のところ、それぐらいのレベルのことしかできないのかなというふうな、それから、まだ、あと、いろいろ研究した上で、もう少し上手な使い方があれば考えていきたいというふうな思っています。

以上です。

○5 番 (村田 豊) わかりました。具体的には、やはり、県等と連携をとっていただいて、特に農薬検査、そのほかは、農薬というか農産物の検査は県工業技術総合センターになるかと思いますが、そんなようなところへも具体的な出産品は送りながら測定をしてもらうということも大事じゃないかと思えます。

それでは、この質問の中で4番の項目の住民の皆さんへの周知はどのように進められますかということについてですけれども、まず1点、公民館活動の中で、災害地の見学とか、各分館で既に地震に対する学習会等が行われてきております。これ以外で、私は、前回、全協でも申し上げましたけれども、文集等について作成を進められないかと、幅広い年齢層、あるいは、村内だけじゃなくて地区外へ出ておられる体験の皆さんを対象に、これは、今年度ということだけでなくともいいと思います。50年度の

節目の中で、来年度、発行できるようにしていてもいいんじゃないかと思いますが、この点については、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○教育長 今、公民館関係のことが、ちょっとご質問に出ておりますけれども、その前に、最初の1番のほうにありました学校関係の災害対策にちょっと触れさせていただきたいと思うんですが、一応、地震、あるいは水害、火災等につきましての、学校、3校における、その対策につきましては、一応、出来上がっております。

放射能関係につきましては、ただいま村長の答弁のとおり、国や県、あるいは村の方針に沿って、見直し等、あるいはつけ加えると、そういうことを考えてまいりたいというふうな考えております。

具体的には、地震のありました3月11日に、各学校に、その災害対策の見直しを指示をいたしました。また、改めて3月14日には臨時の村内の校長会を開きまして、再度、その防災対策、あるいは避難等につきましても、確認、そして見直し等も必要があればするよという指示をいたしました。

ただいまの公民館の関係のことでもありますけれども、災害地の見学等につきましては、もうご存じだと思いますけれども、先月、5月の22日に被災に遭いました滝沢集落を、そのあとを訪れております。また、6月の、再来週になりますか、26日には桑原地区を訪ね、9月11日の日には一番有名になっております四徳地区を訪ねて、被災の後の現在の様子を見たいという、そして、案内の方から具体的にその当時どうであったかということをお話をお聞きする予定になっております。

文集にかかわってのご質問でありますけれども、公民館として、そういった体験の皆さん方の記録を集めた文集をこれから作成するということにつきましては、ちょっと、今、予定はしておらないところであります。

ただ、本年度の10月半ばから三六災害にかかわっての特別展を計画しておりますので、その歴史館にある資料や、あるいは、その特別展にかかわって、なるべく大勢の方の被災された方の体験の記録とか聞き取りとか、あるいは、それにかかわって、歴史館にあります写真等以外にも、まだまだ個人的にお持ちの写真やいろいろの物がある場合もあるかと思えますので、そんな物につきまして提供を呼びかけたり、あるいは、ぜひ借用いただくようお願いをしたりして、そういった形での特別展を考えておりますので、そういった記録につきましては、きちんと残して、さらに、コピーあるいは複写できるものについては、コピーをして、2、3冊の、何部になるかわかりませんが、冊子という形に残して、希望の方等につきましては図書館等で閲覧できるように考えております。

現時点では、そんなふうな考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○5 番 (村田 豊) すみません。一問一答方式ということですが、2番の4の(2)のところまで、今、お答えをいただきましたので、その点は確認をさせていただきました。

具体的に文集等を考えていないということのようですので、できるだけ幅広い皆さ

んに、今ある資料だけじゃなくて、資料提供を呼びかけながら、ぜひ、冊子づくりを、できるとしたらお願いをしたいということを要望しておきます。

3番目の村のホームページや地デジでの活用をということで、特に7月の半ばころから地デジへアナログから移行がされます。

それで、地デジ移行ということになりますと、データ放送という、連動データというボタンさえ押せば、具体的な気象情報から始まって、市町村のお知らせ、そしてまた避難場所まで出ております。

私は、ホームページもいいし緊急情報配信サービスもいいと思いますけど、やはり利用範囲は低いと思います。テレビで、何台も、今、ありますので、各家庭で、テレビでいつでも、ぼっと見ようと思えば、そういった避難場所だとか避難地域だとか避難経路等、掲載が行数だとか字数で制限されるようですが、地デジ活用を、ぜひ、してもらえないかなあということをお願いをしたいというふうに思います。地デジの最大活用によって、住民の皆さんがいつでも、放送時間中であれば、どこでも、その部屋でも見られるというような対応を進められるようお願いをしたいというふうに思います。

特に情報担当者の方にはちょっとお願いしたんですが、例えば避難地区については避難場所が出ておりますので、避難場所は主たる避難地域は、ここの箇所はどこ地区ですよという載せ方を、ページを増やして載せてもらう。

それから、避難経路については、村1カ所で載せますと非常にわかりにくいので、大草、片桐、葛島というような3つくらいに分けたページで避難経路の標準的なものを載せてもらう。地デジの場合、見てみますと、例えば長野市あたりの場合、連動データで避難地域だけでも、市が大きいですから、例えば長野市北部で、どここの北部ってありますと、そこをもう1回押しますと、さらに詳しく避難場所が出てきております。9ページくらい使っておるわけですので、載せられる範囲は、効率的な字数と文言じゃないとできないと思いますが、そういうものまで、ぜひ地デジへ載せて、みんなが情報をだれでも見られるという方法をとれないかどうか、このことは、一応、文面の制限、行数と字数があるようですので、その点はよく確認をしてもらいながら、お願いをできればというふうに思います。

それから、この中では、もう1点、ちょっと課長さんや村長さんたちにはお配りをしたわけですが、例えば東京防災センターの中から引いたり、いろいろ引いたということをお聞きしましたが、自宅の災害対策は万全ですか、あるいはまた、災害時の行動については、こういう行動に気がつけたほうがいいですよというようなものを、中川のホームページ作成者が、これ、つくられたものです。こういったものも、その地デジの中へ、災害避難場所と災害情報っていいと思いますけれども、かいつまんで要約して載せてもらって、だれでも見られるという方法がとれないかということ、まず1点お聞きをしながら、もし可能だとしたら、訓練の折に、情報の、言ってみれば、参加の仕方は、こういう方法が家にいてもできますよと、今までのとおり一遍の訓練じゃなくて、そういうようなことを、どういう見方をすれば、こういう

情報が見られますよということを訓練時に伝えてもらうということも大事じゃないかと思いますが、その点について、まず、お聞きをしたいと思います。

○総務課長

かなり詳しいことについてご質問いただいたわけでありまして、地デジの防災情報の提供としましては、現在は、NHKの長野放送局のデータ放送で県内の各市町村の避難所の名称ですとか所在地を文字の放送として提供しているところであります。

近隣の町村、少なくとも近隣の町村では同じ内容と理解しているわけでありまして、このデータ放送の内容につきましては、各事業者が決めるということのようでありまして、NHKとの協議をしてみないと何とも申し上げられないということが1つ、それから、できるだけ、その地上波デジタル放送に転換してから、そこから情報が引っ張れるよという趣旨はよくわかるわけでありまして、少なくとも、そのリモコンの多分dボタンというやつだと思うんですが、それを押していくと、確かに4つくらいの窓があって、それぞれ選択できてよというふうになっております。なっておりますけれども、そういう操作が必要ですから、じゃあ、一つは、皆さんに、こういうふうにすれば見られるんですよっていうことを周知するのが第一だと思いますので、そこら辺のやり方についての考えをどのようにするのかっていうことが一つ課題かなあと思っております。

それから、一番大事なことは、先ほどおっしゃいましたとおり、各避難をするときに、最低こういった物は備えておいて、いざ避難のときには、このように、こういう場所に避難しようということをご家庭の中ではっきりしておくということが一番重要になるわけですが、それにつきましては、一つは、広報等で改めて今回の震災等を期に徹底をして、改めて伝えていきたいということも考えておりますし、情報の中にそういったものが入るかどうかっていうことについては、これは、先ほど言いましたとおり放送局と協議をする必要があるかというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○5番

(村田 豊) 具体的に、今、言われましたように、訓練のときに、こういった方法でデータがとれますよというような情報の見方等を、もし、NHKでそういった部分まで載せていいということになったら、してもらうことが大事じゃないかと思ます。

特に50周年目の節目ということで、行政、地域、家庭で生かしていく、再度、見直しをして生かしていくことが必要じゃないかと思ますので、十分な取り組みができるようお願いをしたいと思います。

それでは、次の2点目の質問に入りたいと思います。

ちょっと時間が少なくなってきておりますので、申しわけありませんが、かいつまんで答弁をお願いをしたいと思いますというふうに思ます。

「日本で最も美しい村」の次へのステップは」ということで、1番につきましては、概要、今までの実績だとか取り組み、効果についてはお聞きをしておる部分がありますので、2番の連盟加盟市町村との連携、これは、交流を考えた市町村、姉妹町村の

取り組みはできないか、あるいは、サミット以外のことについて、先ほど副村長のほうから名古屋、東京でのイベントも計画しておるといこともお聞きしましたので、この中で交流を考えた姉妹町村、あるいは災害協定等の結んで進めていく考えがあるかどうかお聞きをしたいと思います。

○総務課長 美しい村連合に加盟している町村同士っていうものの交流ですけれども、今あるやり方は、お互いの取り組みの報告を交えての経験交流といったものが中心になっております。したがって、今、中川村が姉妹町村の提携をしております北海道の中川町というような交流とは具体的にはいかないだろうというふうに考えております。

それから、具体的にいいまして、どういう交流をということなんですけれども、中川村もそうですが、長野県では、7つの町村が、美しい村連合長野県連合協議会、こういったものを組織をしております、先ほど申しましたとおり、そういったものを外に向けて名古屋と東京で発進をしていこうということを決めておりますが、それ以外にPRイベントを、この7町村で足並みをそろえてやっていこうというふうに考えておるところでありまして、1つは、今年の10月から来年の9月までの期間でありますけれども、7つの町村をめぐるスタンプラリー等も計画をしながら、徐々に長野県として統一してできるものということを考えていく、そういうふうに行っていくように方針が決まっておるところであります。

○5 番 (村田 豊) 絞って質問をしていきたいと思ひます。

特に3番目の項目に特色ある中川の取り組みの、今後の取り組みということの中で、私は村木であるヒノキの美林造成設置、何箇所か50aくらいの規模でできないかということが1点、それから、村歌を含めた花木の村内普及、あるいはまた、公園等がありますので、そういった所へ植えつけが、あるいはまた、堤防の外、堤防外への植栽等々が進められないかという点が1点、また、そういった村歌、村木、花木等を学校、保育園への植栽、各家庭への普及ということが図れないか、この点、お聞きをしたいと思います。

○村 長 例えば坂戸橋等々につきましては、土が締まってきたところですね、植栽なんかもしていかなければいけないというふうなことを考えておりますし、いろいろ、そういう形の景観をつくっていくというふうなことも、適当な場所に適当な予算で適当な形で検討していく必要があるというふうに思っています。

ただ、美しい村連合のねらいというのは、ごみをなくそうというような運動でもないし、景観を美しくしようということに終わるものでもございません。地域が持っている文化とか、食べ物だとか歴史だとか、そういったものを大事に、磨いていくことによって外の方にも喜んでもらって、経済的にも回っていく、それを大事に引き継いでいく後継者も、それによって生活が成り立つ、代々その村のよさが受け継がれ、いい形で受け継がれて、大事に受け継がれていくというようなことをねらうというふうなことから、村民の方々が、その美しい村連合のブランドみたいなものを利用しながら、何らかの形で、こう、経済的なものが回っていくような形で、なかなか、その部分が課題というふうなことかとは思いますが、そういうふうなところが一番

の主眼のねらいとして、何とか、そういうふうに進んでいくような状況をつくっていかなくてはならないと思っています。

おっしゃっているきれいな木を植えるというふうなことにつきましては、美観をつくっていくというふうな意味であることだというふうに思っています。適当な場所に適当な予算で、いい効果が上がるような形で今後も考えていきたいと思ひます。

○5 番 (村田 豊) それでは、次に具体的に支援体制ということですが、これは要望として挙げておきたいと思ひますが、5年後を迎えようとしておりますので具体的に、ある程度、そういった支援の拡充、拡大を図っていただくことをお願いをして、一番最後のホームページの更新はいつごろ行われるかどうか、その前に、美しい村づくり協議会というのを23年度に考えていきたいというようなことが、村長、前回のときに言われましたけれども、スタートは今年度中にできないかどうか、予算的、組織はつくって、予算については23年度からというような形になると思ひますが、組織づくりは今年度中にできないかどうかお聞きしたい。

○総務課長 まず、順番で、後のほうの、関連しておりますので、ご質問からお答えをさせていただきます。

美しい村づくりの協議会、こういったものの設立を今年度中ということですが、実は、今年度中に設立できるように考えていきたいということでもあります。協議会の立ち上げの時期としましては、どんちゃん祭りが一段落した8月下旬以降ということと考えておるところでありまして、村内の関係する機関、組織ですとか団体、それから、美しい村連合に賛同いただいて準会員というふうになっていただいております。団体の代表の皆さんを入れて美しい村協議会を開催をしていきたいというふうに考えております。

それから、ホームページの更新に関しましてですけれども、村のホームページにつきましては、プロポーザル方式といいますか、提案型入札でもってリニューアルを考えております。現在、その提案の仕様、どういうことを提案していただくかということの仕様書をいろいろ考えているところがございます。これにつきましても、大体8月中くらいをめどに、できれば入札を行って、年内に新しい形でのホームページの再構築を目指していきたいということでもあります。現在のホームページにつきましては、ご承知のとおり、広報情報係で更新をする体制で運営をしておりますけれども、再構築後は、各課、各担当で新規登録ですとか更新ができるような、こういった仕組みを基本に考えていきたいと思ひしております。

○5 番 (村田 豊) すみません。細かくこの項目で聞こうと思ったんですが、一部入られましたけれども、私は、美しい村だよりと、そのホームページの更新の具体的な基本的な考え方だけお聞きしたいと思ひしておったんですが、例えば美しい村連合、こういったものが載っております。具体的には、私は、見てみますと、小渋ダム——小渋ダムがあらゆるところに載っておって、例えばひとつばたごのところにも小渋ダムです。同じ。これは、大草城址公園のなんじゃもんじゃの木をここへ載せてもらうことがいいんじゃないかということを感じますし、内容を見てみますと、あらゆるところ

に、どうも景色だけで、同じようなものが載っておりますので、村歌とか村木とか、こういった大草城址の桜の写真等も非常に景観のいいものがありますので、そぞろ歩きでは載せておられますけど、ぜひ、そんな部分も、今度のホームページでは更新をしていただきたいというふうに思いますので、そんな点は要望として挙げておきます。

それから、先ほど具体的にタイムスケジュールの説明がありました。業者選定をされるについては、他町村との比較はされておるのか、あるいはまた、契約内容等々についても具体的な検討がされて、当然、これから入札に入るとは思いますけれども、どういう項目の提示をするか、あるいは、まず第一に、庁内で更新をする段階で、どんな内容がいいかという意見をよく聞いた上での更新をしてもらうということ、ぜひお願いをしていきたいというふうにもいますが、この点については、いかがですか。

○総務課長 今おっしゃられたことを含めて、提案型でありますので、どういうふうなホームページのスタイル、もちろん、見方、どういうふうに見たら一番見やすいですか、そういうこともあるかと思っておりますので、そういうことを含めた形での提案をしていただく、それにはどういう条件がいいかということで、今、仕様をこれから考えようとしておるところでございますので、各課、それぞれ載せてほしいという情報があるはずですので、そういったことの意味も踏まえた上で仕様を決めていきたいということでもあります。

○5 番 (村田 豊) 具体的に十分内部討議をされて更新をされるわけで、お金をかけるわけですので、村民の皆さんに有効な情報として提供できるように、ホームページの公開等をお願いしたいと思います。

いろいろ申しあげましたけれども、地デジ利用だとか、情報の有効活用ということ、を十分図りながら、全部、文面で説明するってということじゃなくて、だれでも、いつでも、どこでも、ユビキタスじゃありませんけど、見られるような情報の提供の仕方を考えていただいて、取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を1時15分とします。

[休憩 午後12時15分]

[再開 午後 1時15分]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番 藤川稔議員。

○3 番 (藤川 稔) 東日本大震災発生から、はや3ヶ月がたちました。

被災地では、いまだに体育館などで非人道的な生活を余儀なくされている方々が大勢おられ、その精神的苦痛と疲労は、極限に達しているものと思います。

巨大地震と津波、原発事故の三重苦に怠っている日本、今回の国難をどう乗り切り、一日も早い復興をどう成し遂げるのか、災害復旧、行方不明者の捜索、医療救護、エネルギーの確保、原発問題の解決など、直面している難題を次々と解決する必要がある

ります。

こうした中、東日本大震災や福島第1原発事故への対応に端を発した菅内閣不信任決議案否決や首相退陣時期をめぐる国会の一連の騒動は、被災者不在にしか見えない政局であり、まさに被災者や国民にとって不幸であると言わざるを得ません。一日も早く、関係者一丸となって被災地の社会機能を再生、活性化させるよう強く切望するところであります。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

今回は、三六災害50年を期に防災への意識高揚を図るとともに、東日本大震災から何を学び、村民の安心と安全の確保にどうつなげていくか、災害に強いまちづくりについて質問をいたします。

先ほどの5番議員と重複する部分があるかと思いますが、よろしくお話をいたします。

まず、最初に、今回の東日本大震災をどうとらえておられるのか、端的に村長にお伺いをいたします。

○村 長 先ほどもお話ししましたとおり、津波ということと、それから、原子力というか、放射能による汚染による被害という、その2点がですね、本当に、津波というのもの、話には聞いていましたが、あれだけ赤裸々な映像を見るのは初めてでしたし、放射能というのもの、日本の中であれだけの汚染が進むというふうなことは、本当に考えていなかったというふうなことです。

特に、地震とか豪雨災害と違う点というのは、津波にしても放射能にしてもですね、何ていうかな、非常に広い面の災害という形になるのかなと、地震の場合は、ある意味、面と言え部分もあると思っておりますけれども、実際の場合、中川の場合には、中川村のような場合には、おうちもそんなに密集しておりませんので、火事で一面が焼け野原になって、全部が燃え広がってしまうというふうなことはなくて、村の中もまだらというふうな形になるかと思っておりますけれども、つまり、被害の少ない所も村の中に残って、お互いに助け合うっていうことができると思っておりますが、津波の場合は、それもできない。そして、放射能の場合には、もう半減期が何10年とかですね、いうようなことがあって、一見きれいに見えても、もうそこでは耕作もできなくなってしまう、特に若い女性、子供たちから逃がさなくてはいけない、仕事のあるお父さん、おじいさんと子供たちやお母さんたちと離れ離れにならなくてはいけないとかですね、本当に家族や地域社会を壊してしまうというふうなこと、そしてまた、戻って来られない、復興活動も実際にはできないんじゃないかと、津波の場合だったら、みんなで力を合わせて立ち上がろうよっていうことができると思っておりますが、放射能である一定以上の汚染をされてしまった場合には、もう、そこに戻ることも、何10年かしないとできないというふうなことがあって、本当に質の違う、レベルの違う災害だなというふうなことを感じました。

○3 番 (藤川 稔) 私も同様、村長と同じようなとらえ方をいたしました。本当に津波は一瞬にして生命、財産を奪ってしまう非常に恐ろしい大災害、私が、本当、この世

に生きていて、まさかあのような大災害を目の当たりにするとは思ってもよらなかったわけですが、非常にショックを感じました。

阪神大震災は、400年ぶりの活断層の大震災で、今回の東日本大震災は1000年単位のプレート型の大震災と言われております。

自然災害には想定外ということはなく、これらの大災害を謙虚に受けとめて、今後、想定される東海・東南海・南海連動型地震への教訓として生かしていくことが求められていると思います。

そこで、村長は、この大震災の教訓から、本村の地震対策に、これからどのように反映させていく部分があるのかどうか、その点について伺いをいたします。

○村 長 地震につきましては、今までもいろいろ、国・県の指導にも基づき、村の中でも揉んで対応してきたというふうに思っております。先ほど申し上げたように、地震の場合は、村の中で被害の少ない人、家、地区等々あったりとか、被害を大いに受ける場所もあると思いますけれども、そういう中で、それなりにいろんな機能もダメージを受けながら対応を一生懸命頑張ろうとすることのできる状況はあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、先ほど申し上げたとおり、こと放射能、津波は、ここは恐らくないと思いますので、放射能に関しては、その日常生活が一見にできるにしても、すぐに子供たちを逃がさなくちゃいけないとか、お母さん方を逃がさなくちゃいけないとか、もう、畑の物も置いていかななくてはいけないというふうになって、地域中で、もう、疎開というか、そういうようなことを考えなくてはいけない、だから、ここにいてどう復興するかとは違うようなことも考えなくちゃいけない、あるいは、そのヨウ素剤をどう配るかとかですね、いろんな、安全な食料をどう調達するかとか、もう、とにかく村を挙げて逃げる、あるいは子供たちだけ逃がすとかですね、そんなふうなことを考えなくてはいけないというふうな事態になってくる、この場で頑張れない事態になっていってしまうというふうなことが大変予想されて、そのことを考えると、それについては、今の考え方は、もう、この場で頑張る、助けをもらいながら中川村で頑張るといことしか考えていないので、どう逃げるかっていうふうなことは余り考えていなかったところがあるので、その辺の充実ということが非常に大きな課題ではないかなというふうに思っております。

○3 番 (藤川 稔) 次に、先ほど5番議員も質問をいたしましたけれども、東日本大発生から3ヶ月がたち、この間、村の防災対策について、3月11日の発生後、どのような指示を出し、また、その後においてどのような協議を庁内で行ってこられたのか、先ほどの答弁をお聞きいたしますと、具体的な指示は出していないと、放射線の測定器の購入でありますとか避難場所の環境整備、そういった問題について話題になった程度というふうなご答弁であったかと思っております。

教育関係におきましては、学校の防災会議等を開催され、その対応をなさったこと、これは一定の評価をしたいと思っております。

そこで、もう一度、この3月11日の震災発生後、直ちに出した指示はあるのか、あるいは、その後、課長会等でも、今後のできることから、そういった防災対応をどの

ようにしていったらいいか、そういうような内容等について協議は特段しなかったと、そういうようなことでよろしいでしょうか。

○村 長 放射線計のこととですね、それから、先ほどもちょっと申し上げましたけども、避難所の中での生活が大変長期にわたった場合、そして、また、その中にさまざまな人がみっちり押し合いへしあいで暮らすというふうな状況が生まれ、それゆえに、いろいろ遠慮する方なんかは車の中に行ったりとかですね、寒い時期、そういうふうなことも行われておったというようなことがあるので、避難場所として想定される場所は、どんな部屋の割りつけになっているか、例えば望岳荘だったら何畳間が幾つあって、そこには何人ずつ分けて入れられるかとかですね、どこどこにはトイレもあるよとか、どこどこにはお湯を沸かしたりするような設備もあるよとかいう、施設ごとの、その部屋ごとの、単純に、割と今まではどこどこに何人入れるとかっていうふうなことで考えていなかったんですけども、そこで、こう、人を分けながら入ってもらえるようなことも考えないといかんというふうなことの準備となる、その施設の細かい収容人数、それからまた、要支援、災害弱者の方、どんな方がどれくらいいらっしゃるって、どういうふうな方がいらっしゃるのかっていうふうなことを、個人情報のことも気にしながら洗い出す必要がある、こちらについては、1回やれば終わりじゃなくて、状況の変化に応じてやっていかなくてはならないなというふうなことがございますので、だから、例えていけば、測定の件と収容できる避難場所のもう少しきめ細かな部屋割の準備、それから、要支援の方々がどれくらいいらっしゃるのかっていうふうな、どういう状況の方が、どういうふうにいらっしゃるのかっていうふうなことの再把握というふうな、そういったあたりですね。

また、つけ加えることがございましたら総務課長のほうから。

○総務課長 ただいまのご質問で、3月11日の地震の発生後の対応でございますけれども、あのときにつきましては、通告をいただいております議員さんのお答えにもなるかと思いますが、あのときは、実は、テレビで見ておった段階では震度4というような表示がされましたが、実は、ちょっと職員のほうで、まことに申しわけないんですが、あの操作を誤りまして警報が鳴り出したところ、警報をとめるために電源を切ってしまったために、実は、中川村だけ、その後、計測がされなくて、中川村だけ震度計が表示できなかったということがございます。

あのとき感じたのが、震度4というのがテレビで、近隣町村は出ました。それから、下伊那では震度3というところが近隣ではあったんですけど、それで、実は、どうするかということで、総務課長が、この防災対策会議の指針にありますとおり、村長、副村長、これは昼間でございましたので、伺って、揺れが非常に長かったんですが、揺れの度合いから大きなことはないだろうという判断で、それぞれの担当課長に、特に教育委員会、それから保健福祉課ですけど、子供さんをお預かりしている施設を持っているというところで、被害、それから子供さんたちの様子についてすぐ調べるようにという指示を出したということは直後にありましたが、その後、改めて防災対策会議、震災の被害をどうであったかというようなことを特定するような会議は、開催

をしてございません。

○3 番 (藤川 稔) それではですね、この3月11日の直後の、その夜間においても、また、さらに震災が誘発されて起きる可能性もあると思います。その晩は、どなたか総務課の防災担当の職員を宿直、あるいは常駐させたというような行動をとられたかお伺いします。

○総務課長 その晩についての対応については、とっておりません。といいますのは、実は、私どもの想定としても、すぐ直後に、あれに匹敵する、どうも地震が来るというのが一般的な話だということは後で認識をしておりましたが、あの段階で特に子供たち、それから施設、保護者、関連する保護者の皆さんについては、児童、生徒、園児、すべてきちんとお返しをしたというところの確認で、以後どうするかということで、特に、その対策は必要はないだろうという判断をしてしまいまして、特に、その態勢は、宿直者を置いてどうするという事は、とっておりません。

○3 番 (藤川 稔) 今の答弁を聞きまして、指示出しや、そういった態勢をとらなかったと、特に重要な、そういった体制をですね、とらなかったということは、非常に危機管理に欠けていると言わざるを得ないと思います。

防災会議は地域防災計画の策定が主な任務でありますので、防災会議を待つのではなくて、まず役場の課長会で意見交換をすとか、あるいは庁内に防災対策小委員会をとりあえずつくって、そこで今後の対応を協議すとか、そういった迅速な対応が私は求められると思います。

例えばですね、庁内の書棚やロッカーなど、転倒防止対策は講じておられるのか、いわゆる大震災の教訓から、庁舎の被災で失われやすい、あるいは東日本で失われた行政データがかなりあるわけですけれども、そういったデータをクラウドなどへコピー、あるいは退避させることへの検討など、少しずつ上げていけば幾つか私も思い浮かぶところなんですけれども、そういう点についていかがか見解をお伺いをいたします。

○総務課長 数年前に書棚等について規格をある程度一新をした年があります。その際に、倒れてこないような対策というものは、基本的にとつてあるつもりでございます。

○3 番 (藤川 稔) 議会事務局の中の委員会の控え室にもいろいろ書棚があるんですけども、そこにも転倒防止を講じておられますか。

○総務課長 すみません。個別には、ちょっと全部チェックをしてございませんが、どうも、やってないかと思えます。

○3 番 (藤川 稔) やはりですね、そういったチェックをですね、庁内、巡回して、やっぱりやるというようなことの配慮も必要かと思えます。やはり、できることから迅速に対応することが、「あすは我が身」ではありませんけれども、重要かと思えます。ぜひ、ご対応なさることをお願いを申し上げます。

次に地域防災計画の見直しについてお伺いをいたします。

これに関しましても、先ほど5番議員も一般質問で触れましたが、加えて私からも質問をいたします。

計画の見直しにつきましては、内容的には、今回の震災や原発事故を踏まえ、現行計画に修正を加える部分的な見直しになるのか、あるいは原子力災害対策にかかわる新たな項目を追加する部分など総合的な見直しになるのか、また、計画の根拠法であります災害対策基本法の見直しがどうなるかなど、その動向を踏まえ、村の防災会議の議論にゆだねることになろうかと思えます。

○村 長 そうした、その中身は、恐らく各近隣市町村とも項目的、内容的には似通ったものになると私は思っております。

○3 番 (藤川 稔) 先ほどの村長答弁でも、やはり、そういった国・県の動向も含め、この地域防災計画の見直しをしていきたいというようなお考えを聞いております。先ほど同様、そんなご見解でよろしいか、改めてお伺いをしたいと思います。

○村 長 はい。それで結構でございます。

○3 番 (藤川 稔) 恐らく、私も、そのような流れになるであろうというふうに思っております。

そこで、今回の大震災で村民の方々も災害に対する意識や考え方が大分高まったと推察をしております。

私は、こうした住民の災害に対する意識や考え方、そうした感度を地域防災計画に反映できないかと考えております。

一つの手段として、パブリックコメントを求め、防災会議における計画見直しに生かしていくことも重要と考えておりますが、その点について村長のご見解をお伺いをいたします。

○村 長 パブリックコメントを求めてついでところが、ちょっときちんと理解できているかどうか心もとありませんけれども、今、ちょっとアドバイスをいただいたところによると、住民の皆さん方からの意見を求めて、それを反映をさせていくっていうふうなことかと思えますけれども、例えば、危険場所等々については、各地区の皆さん方から毎年、毎年といえますか、その都度といえますか、ご指摘をいただいて直したりもしておるところなんですけれども、そのほかのところ、ちょっと今すぐに、具体的なイメージとして、どんな、どういう、例えばアンケートなりあれをして意見募集を、どんな形で、どんなふうなテーマでご意見を集約すればいいのかっていう、その辺のところ、ちょっとイメージがすぐにはできないところがありますので、また、こんなことをしたらどうかというようなところですね、ぜひ、またご提案をいただければ幸いですし、それをいただいたもので、また検討してみたいなというふうに思う次第です。

○3 番 (藤川 稔) 私がイメージで考えましたのは、地域防災計画を策定する、その防災会議のメンバーが条例の中でうたわれておりまして、ほとんどが、言ってみると、国県、あるいは行政とも、実務者がほとんどだと認識をしております。今回、いろいろの村民も、こういった大きな、距離は離れているけれども揺れを感じた、あるいは映像を見た、これは非常に大変な災害だと、そういう中で、常に災害に対する考え方、具体的には私もここでは申し上げませんが、あの災害に対するいろんな意見、考え方を持っておる村民もおられるんじゃないかと思えます。特に、中川村の場合は

山間部でありますので、それなりの、また難しい防災対策を策定しなければならない部分もあると思います。そういった意見を通してですね、その防災会議、これからの地域防災計画の見直しに少なからず生かせるものがあれば、これだけの大震災を目の当たりにした中では、やはり、パブリックコメントを設けるなどして十分な対応をしていくと、私は、そういうようなことが大事なあとということで、そういったイメージを膨らませたわけであります。

それでは次に行きたいと思っておりますけれども、ひとたび災害が発生したとき、私たちは、自分や家族を助ける、いわゆる自助、地域でともに助け合う共助、公の力を借りて助ける公助、こういった順で災害に立ち向かわなくてはなりません、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大型な災害では、多くの被災現場のために公助の手が回らず、地域で助け合う共助の力の重要性が認識をされました。特に東日本大震災で行政機能の喪失が大きな痛手となったことは、地域防災計画の見直しにおいて重要な見直しポイントになるであろうと思っております。

前日も、この、今、申し上げたパブリックコメントの質問をしたんですが、全体的には、村長も、ちょっとこのパブリックコメントについて、若干消極的だなあとというような、私は感じを受けておりますが、こうした状況を踏まえて、仮に私が一村民として、先ほどの続きになりますけれども、パブリックコメントをするならば、自助・共助の観点から、地域防災計画に、村民、いわゆる家庭、あるいは各地区、自主防災組織、事業所の責務、どのような対策を講じてどのような対応をするのか、みずから、その責務を具体的に、なおかつ明確に計画にうたい込む必要を意見をいたします。

現計画では、いわゆる家庭のとるべき措置はうたわれておりませんし、自主防災組織のかかわる部分は第33節、自主防災組織等の育成に関する計画の中の主な取り組みとして、平常時、発生時の自主防災組織の活動を明確化するとだけしかうたわれておらず、明確化されていないのが現状だろうと思っております。

いずれにしても、庁内で十分に検討、協議され、うたわれている中身は実効性を伴ったものになるようご尽力をいただきたいと思っております。

それでは次の質問に移りたいと思っておりますが、次は集落散在地域における防災対策についてお伺いをいたします。本村は地域の76%が山地であり、小生沢川、手取沢川、大谷沢川、前沢川など、河川が東西に流れ、村の中心部を南北に流れる天竜川にそれぞれ合流をしております。急峻な山々と中小河川によって分断された地区、こういった地勢は、大規模災害が発生した場合、道路や橋の損壊、流出で孤立地域の発生が十分考えられます。計画では、孤立防止対策として孤立地域の実態把握がうたわれております。

そこで、村として把握している孤立予想地域がどれくらいあるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○総務課長 孤立する恐れのある地域ということで調査がありました。これについては、先ほど、今、お話がありましたとおり、集落の中の構成実態、つまり高齢者が多いですか、あるいは子供が非常に多いとか、うちとうちの間が離れているとか、そういったこと

は、細かいことは抜きにしてですけど、幾つかの選定の条件で拾い出した地域がございます。それについては4集落ということであります。

○3 番 (藤川 稔) そうした孤立発生予想地域に対して常日ごろのような指導、教育をして来たのか、また、そうした項目が計画に明記、推進されているか、引き続きお伺いをいたします。

○総務課長 地域防災計画の中で、これは一般的な意味で示されておりますが、まず、孤立地域対策の活動としては、情報通信の孤立と交通手段の孤立ということに大別した上で基本的な方針を定めております。主な活動、それから主な活動の内容に分けて記述をしてあるわけでありましてけれども、その中で村が行う活動と住民がみずから行う対策の具体的なものについて述べております。

先ほど申しましたが、孤立が想定されるという集落ごとに、具体的な対策については、当然、この政策というかの中では記載はしておりません。実際には災害の発生によって孤立集落が生まれた場合には孤立集落との通信の確保が重要なものになってくるというふうなことを考えておるわけでありまして、防災ハザードマップに記載しておりますとおり、防災行政無線等でしかるべき組織との連絡をできる、最低でもそういう体制をとっておいてというふうに考えておりますけれども、個々のものについては、まだ、具体的に検討をしてですね、ということは、まだ、やっております。

○3 番 (藤川 稔) 防災計画の第13節に孤立地域対策活動として、実際、孤立状態となった地域との情報交換をN T T回線や防災無線を活用して孤立状況の確認を行うとうたわれております。現在では携帯電話のほうがかなり有効と考えますが、この孤立状況の確認を行う際、この孤立地域のだれと連絡をとり、救助活動を展開していくのか、総代なのか、だれなのか、そういった部分について明記されておられるかどうかお伺いいたします。

○総務課長 恐らく自主防災組織の構成というものが、この地域防災計画の中に構成がきちんと載っておりますので、その自主防災組織の該当者の責任者である総代さんということになるかと思いますが、細かくだれというようなことについては、今のところでは、ちょっと申し上げられないです。

○3 番 (藤川 稔) 私としては、どうも、この地域防災計画の中身は少し漠然とした部分があって、何か「絵にかいたもち」にしか見えない部分も感じております。どうか実効性や具体性を持って、あるいは、この地域防災計画の下に、何か防災マニュアル、もう少し具体的な部分を盛った、そういったものも、やはりつくり上げていく必要があるんじゃないかと、そんなふうに考えます。今後の見直しに、そういったものも、ぜひ役立てていただきたいと、そんなふうに思います。

次に災害時の要援護者の避難体制についてお伺いをいたします。

災害が発生したとき被害を受けやすい寝たきりの高齢者の方を初め障害を持った方や乳幼児など、より安全に、かつ確実に避難していただくために計画の中でも行動プランが策定をされております。

この第9節 災害時要援護者の状況把握及び避難誘導の中で、災害時要援護者に関

する台帳の活用がうたわれている部分がございます。この台帳整備は、どのように行われ、実際に整備されておられるか、その点につきましてお伺いをいたします。

○保健福祉課長 今回のこの東日本大震災においては、高齢者ですとか障害者、乳幼児、それから児童、傷病者など災害時要援護者と言われる方、とりわけ高齢者の方の被害が多かったわけでありまして。こういった災害時要援護者の状況っていうのを常に把握しておくことは大変重要でありますけれども、村といたしましては、例えば65歳以上のひとり暮らし、2人暮らしの方のリストですとか、介護認定者のリスト、障害者のリスト、そういったような形で、それぞれ個別の形で、それぞれの担当が持っているというような状況でありますけれども、災害時に対応するための要援護者台帳、あるいは支援者台帳といったような形での整備は、されておられません。

○3番 (藤川 稔) やはり地域防災計画を有効なものにするためには、そういった部分についてもきちんと整備をされる必要があると思います。ぜひ、整備、よろしくお伺いをいたします。

また、この災害時の要援護者の対策を策定するときにも、こういった要援護者や、その家族の意見も非常に大事な要素となってくると思われますので、その点の聞き取り等についてもお願いをしたいと思います。

次に土砂災害防止対策についてお伺いをいたします。

本村は、その地形、地質から、土砂災害の発生する危険性のある場所が多々あり、風水害に起因するがけ崩れや土石流、はんらん、地滑り等による災害が最も懸念される地域であります。

中川村の過去における災害記録の中で相当な被害を被った災害を見ますと、そのほとんどが三六災害に見られるような梅雨前線による豪雨や台風に伴う梅雨前線豪雨による災害であります。津波こそ来ないと思いますけれども、台風や豪雨に加え大地震とセットで来た場合、中川にとって甚大な災害となることは言うまでもありません。

そこで、1点目として、防災ハザードマップを作成した、その以降も含めて、村内における現在の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現状についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○総務課長 防災ハザードマップで記載しております地すべり危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所、それから土石流の危険渓流等につきましては、地域防災計画に基づいた数値が載っておりますし、その後のものについては確認をしておりますし、もう一つ、今、議員おっしゃいました土砂災害警戒区域と特別警戒区域の現状ということのようでございますが、これについては、順次、長野県のほうで調査をしておりますし、平成23、24年にかけて長野県で調査をし、指定をしていくというふうにお聞きをしております。

○3番 (藤川 稔) わかりました。

昨年の議会、9月定例会において1番議員が一般質問で中川村の防災対策を取り上げ、河川整備など公共事業の必要性をただしております。この中で、当時の総務課長から20年度で渡場地籍崩落対策事業、22年度で村単事業として八幡平、堂洞沢護岸工事、また、早急に対策が必要と思われる土石流危険渓流4カ所を伊那建設事務所へ

要望しているという答弁をされております。

また、村長答弁でも、災害防止対策の必要箇所は随分あると答えられております。

砂防堰堤など砂防施設は、洪水や土砂災害などの自然災害から生命や財産を守り、生活基盤の根底を支えております。そこで、村内における砂防施設の整備状況と、今後、土砂災害の減災対策として、現状をどう評価し、今後の整備に生かしていくのか、そのご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○総務課長 土砂災害対策についての現状の評価ということで、これは、例えば砂防ですとか、あるいは、そういった施設を、どの程度進んでおるかということでの評価でしょうか。

実は、これは、順次、整備をしておるということでございまして、大草、片桐、葛島地区、主にその地区の中につきましては、長野県が主体になって整備をしていただくようになっておるといふふう聞いております。

砂防事業につきましては、ご承知のとおり土木部と林務部の2つの部局に分かれて、それぞれの目的で施設を整備をさせていただいておることのようでもありますけれども、長野県の要整備箇所数というものに対して、整備済みの箇所が、上がって初めて、整備率というか、進捗状況というのは具体的に上がってくるのかなあというふうに思うわけでもありますけれども、実際のところ、要整備の河川っていうのは、もう、今のところ、図面の中でははっきりをしておりますけれども、じゃあ、その河川、あるいは溪流等に、どこにどういふものを、どの程度の数入れていくという計画まで、具体的には、まだできていないようでございます。先ほど申し上げましたとおり、危険箇所の調査、それから特別警戒区域というようなものをきちんと整備した段階で、こういったものがだんだん整備されてくるのかなあというふうには認識をしておるところですので、したがって、現状の中でどの程度の対策が施されているのかということについては、ちょっと数字上では申し上げられないということでございます。

今後の減災対策をどうするのかということでございますけれども、方向としましては、私どもとすれば、例えば土砂災害の警戒区域ですとか、特別警戒区域の指定を待たなくても、急傾斜の崩壊危険箇所、あるいは土石流の危険箇所、地滑りの危険箇所っていうものは現実にあるわけでありまして、住民の方がその下に、あるいは付近で生活をしているということでございますので、その都度、長野県等の関連部局に要望して対策工事等をお願いしていくと、現在ところ、そういう考え方でずっと行くということでございます。

○3番 (藤川 稔) 危険箇所の、それじゃあ、調査は、主に県が主体的に、今度の場合は23年度から24年度にかけてするということですね。

恐らく村独自でもですね、一応、中川は地形的に沢の多いところですので、砂防堰堤の、どうしてもここは必要だっていうような部分の把握、もう、その中で、今、整備されているものと割り返して整備率がどうなかっていうようなことがざっくりとしてでも、今の答弁の中では、そういったものも、とりあえず把握できていないと、そういうようなことでよろしいですかね。

○建設水道課長 具体的な、その危険箇所等々の話が出ましたので、私のほうから若干お話をさせて

いただきますと、渡場の急傾斜等については20年度から工事がされておりまして、今年度も工事が予定をされる予定であります。

堂洞沢については平成22年度の事業の中で河川改修が終わっておりますので、既に流れておりますが、すべてそれで全線がいいかというわけにはいきませんが、一応、改修はされていると、こういうことでございます。

それから、砂防については砂防施設であります。直轄の施設、直轄砂防で見ると、それ以外で見ると、それが県が担う部分であります。現在、中川村の中で、土木的に見て砂防の施設、およそ20前後あるかと思っております。最近ですと和見沢の砂防、木端沢の砂防、大きな堰堤ができたのはご承知かと思っております。そのほか、小さい河川、小さい砂防部分というものが、例えば上見沢の川の中でも幾つかの砂防施設がありまして、じゃあ、和見沢、今、3つ、4つありますが、それですべていいかといいますと、そういうわけにはなかなかいかないとか、今度の渡場の危険箇所、それから特別警戒区域ができる、その背景というのは、これまでの砂防三法で直らない、施設的に整備ができないところについて、どうやってそれを緩和をさせていくか、新たな砂防危険箇所がどんどんできてくるという現状があって、それは、ゲリラ災害、ゲリラ豪雨ですとか、いろいろな状況があり、また、危険箇所へどんどん住宅ができて、そういうものができた段階で、特別警戒区域については開発行為の規制をするですとか、それから、普通の区域であれば、情報を早く流して危険箇所から逃げられるような、そういう対応をとるとか、こういうソフト部分に目が向いてきたということでもあります。これまでの砂防三法による施設の整備については、従来どおり、ただ、今回の東北震災の影響もありますので、どこまでどんくらいに予算がつきながらやっていくかわかりませんが、残念ながら、村単では、これをどんどん改修していくような予算的な規模も持っておりませんので、県のほうと連絡を取りながら直していくということになるかと思っております。

ちなみに、毎年、砂防危険箇所については合同で現地を巡視をしております。今年の場合は6月の22日に、県のほう、それから砂防ボランティア協会等々をあわせながら、村も出ながら、危険箇所の整備、また、そういう要望箇所について一緒に見ていただく、こんな予定であります。

○3 番 (藤川 稔) いずれにしても、土砂災害に対する、そうした砂防施設などの整備は災害に強いまちづくりに欠かせない施設であります。大きな財政投資も必要でありましょうし、また、国県との調整も必要かと思っております。今後の整備について、鋭意努めていただきたいと思います。

次に住宅の耐震化の取り組みについてお伺いをいたします。

現在、住宅建築物の耐震改修等事業にかかわる耐震診断、また、耐震補強希望調査が行われております。

行政も診断の受診率や耐震化率の向上に努力されていることと思っておりますが、そこで、前回の調査結果により倒壊の可能性が高いと判断された家屋はどのくらいあるのか、その点、おわかりになるようでしたらお聞きをしたいと思います。

○総務課長 前回の調査結果とおっしゃいますと、17年から22年にかけて簡易診断と精密診断のうちでしょうか。

○3 番 (藤川 稔) そうです。

○総務課長 この数のうち、どうかというふうに言われますと、恐らく、この想定が震度5以上の地震が来て倒壊をするというふうな想定での調査かと思っておりますが、簡易診断、精密診断をお求めになられた方のお宅につきましては、恐らく、ちょっと、そこら辺のところ、全体が心配だというふうにお答えするしかないかと思っております。

○3 番 (藤川 稔) この耐震診断、今も調査をされておるんですけども、こういった希望調査の中で、その希望率といいますか、個人的なプライバシーの問題もあろうかと思っておりますけれども、そこら辺の率、希望される率っていうのは、全体的な感度で結構ですので、非常に低いのか、普通なのか、多いのか、その点について端的にお答えいただきたいと思っております。

○総務課長 精密診断を、この17年から22年にされた件数は44件であります。そのうち長野県の耐震建築、再建築の補助の対象になる工事をされたといいますのは、これ、耐震基準の1に対して0.7以上ということで、何とか免れるかもしれないというか、そういうことになるんですけど、そういう数字の工事をされたお宅は2件しかございません。ですから、2割る44、2を44で割って100を掛けていただければ、非常に少ないという数字になるかと思っております。

○3 番 (藤川 稔) なかなかお金といいますか、そういったことが伴うことでもありますので、なかなか耐震化が思うように進まない現状もあるかと思っております。

村民の方々も、先ほど申し上げたように、今回の大震災で意識や考え方に変化があらわれる部分があるかと思っております。今後において、行政として一般住宅の耐震化に真剣に取り組んで、引き続きいていただきたいと思います、そんなふうに思います。

そこで、この耐震化、いわゆる木造住宅の補強工事、耐震補強工事の住宅リフォームを行う場合、住宅所有者に村が補助し、国・県が助成する制度があります。お聞きしますと、17年度からこういった制度が導入されまして、補助対象経費の2分の1、限度額が60万円ということで、村と国と県で総額60万円というような上限が設定している内容になっておるとお聞きをしております。

これから、この耐震補強住宅リフォームの図る観点から、この村の補助分について少しでも金額の引き上げはできないかどうか、国と県との絡みで、制度上、無理なのかどうか、その点について簡単にお答えをいただきたいと思います。

○総務課長 今、60万円というふうには議員おっしゃいましたが、これにつきましても、そのとおりで、予算でも補助金として、1件程度でございますが、掲載をしております。

この補助事業は、耐震化を促進するための補助ということで、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というふうな内容になっております。これに上乘せということにつきましては、まだ、具体的なものについては、まだ検討してございませんので、今のところではお答えをしかねるところであります。いずれにしても、非常

に、この利用率が悪いということにつきましてですが、原因を調べてみますと、耐震基準1を満たすというふうなことをやっていって、設計をきちんとしていただきますと、ほとんど改修に近いようにつつつか、改築といいますか、要するに、全面的に、こう、建て直したほうが早いというか、そういうふうなことになるかというようにも聞いておりますし、あるいは壁の補強ですとか柱の補強、筋交いを入れなきゃあとということで、非常にお金がかかるようであります。そういうことで、ちょっと今やるのは、やめようというふうなことを、今までの方の中では声を聞いておりました。この間の地震から3ヶ月たちまして、住民の皆さんの中にも変化があらわれておるかと思っておりますので、まずは、このものについて、まず正しく宣伝をするということをやりたい。

県のほうも平成27年までに現在の木造住宅の倒壊のおそれがあるという建物については、9割程度、改築、耐震基準を満たしていくようにしていきたいというような目標を持っておりますので、村でも、それに沿った計画も立てておりますので、まずは宣伝ということ、宣伝といいますか、適正な宣伝ということが、今の時節に合ったことかと思っておりますので、そのようなことで当面は考えたいということです。

○3 番 (藤川 稔) それでは、私の持ち時間も大分少なくなりましたので、お答も端的にお願いできればと思います。

次に、太陽光、風力、中小水力など、いわゆる新エネルギー、いわゆる自然エネルギーですね、その普及、促進についてお伺いをいたします

東日本大震災や福島第1原発、中部電力浜岡原発の停止措置などを受けて急速に新エネルギー施策の調査、研究が進んでおります。

民間においては、ソフトバンクの孫社長が、脱原発に向けた動きとして、埼玉県など全国10カ所程度の大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの建設を検討し、長野県でも駒ヶ根市、飯島町など19市町村が誘致に前向きであることが信濃毎日新聞のアンケート調査でわかりました。

また、近隣市町村初め、全国の自治体でも住宅用太陽光発電システムの設置には助成制度を設けて自然エネルギーの普及促進に取り組んでおります。

村内においても、このシステムを導入する動きが、私も村内を歩きますと、少なからず見受けられるようになりました。

そうした状況を踏まえ、本村においても自然に優しい住宅用太陽光発電システムの助成制度の導入を検討されたらいかかと思えますが、ご見解をお願いいたします。

○村 長 これにつきましては、以前にも、前の定例でもご質問いただいたことがあるかと思っておりますけれども、ほかの議員の方だったかもしれません。

個人住宅の太陽光発電の設置についての補助というものは、ちょっとあんまり考えていないところです。というのは、自動車やなんかのハイブリッドカーの補助とか、いろいろそういうのもございますけれども、ある程度ゆとりのある方は、ぜひ、ご自身で、県等の補助もあることですので、やっていただけないかなと、村のほうとしては、もう少し、何ていうかな、もう少しゆとりのない方という言い方がいいかどうかわか

りませんが、そういうふうなことも含めて考えていきたいなというふうに思っています。

それから、大がかりなメガソーラーというふうなもの、なんか、聞いていると結構広い面積で取り組まれるというふうなことがあるみたいなので、なかなか、ちょっと、中川の中で、そういう形での大きな場所、孫社長さんは、その農地のわきのついでというふうなことをおっしゃっていましたが、中川の場合、やっぱり、そういう耕作してないところはあちこちあるけども、みんな、そんなにまとまった形ではないというふうなこともございますので、ちょっと条件に当てはまらないのかなというふうなことを思っておりますし、また、余り大規模にそれをつくって、そして、そこから、また、いろいろ電線が伸びたりついでというふうなことついでというの、村の状況にとって、村のよさを残していくというふうなこととの関連みたいなことで、ちょっと、実際、どんなふうなイメージの物ができるのかってところが、完成予想イメージが、ちょっと私も、まだ把握できていないのでわからないところなんですけど、そんなことを考えております。

ただ、これから、今、今まで電力会社さんのほうで発電と送電というのを独占的に一緒に持っていたという仕組みがよくなったのかどうかのっていうような意見も出ていますし、それから、ピークに合わせて発電をするために結構大きな設備が必要だっているというふうな形になっているっていうふうなことがあります。その辺の技術的なこととか、あるいは、そういう法制度みたいなところが改善されてくると、例えば村の中でも浄水、水道水を村でつくって村民に配っているような形のことなんか、そんなふうなこともできたりしたら、いろいろおもしろい、小規模で地域の自然に合致したものができるとも思えないなというふうなことは思ったりもしています。だから、そういう法制度、あるいは風力についても、風力とか、ほかの発電についても、これから、いろんな開発の、技術開発のための資金っていうふうな、開発資金も投入されてくると思っておりますので、どんどん新たな技術ができてくる、新たな、法制度も変わってくるだろうっていった中で、村として、例えば村の施設に発電のための物をつくるか、あるいは、それで、避難所の中で停電しても回っていくようなことを考えると、かですね、そういうふうなことは考えていかなくはないかなというふうに思っていますが、現状の制度の中で、今すぐに個人住宅向けの補助というふうなことについては、そんなに積極的には考えておりませんが、また、その辺についても、先ほどのパブリックコメントじゃありませんけども、村民の皆さん方からの意見、あるいは、そういう署名活動じゃないですけども、いろんな中で、また、お声を集約して、議員さんの中から集約していただいたり、税金の正しい使い方として、そういうことがいいんじゃないかというふうなお話が広がってくるようでしたら、また考えたいなと思います。

○3 番 (藤川 稔) それでは、引き続きまして、役場庁舎初めとする文化センター、社会体育館、いわゆる公共施設、この公共施設において、この太陽光発電システムの設置を前向きに検討される時期かと思っておりますが、その点について15秒でお答えをお願い

○村 長 したいと思います。すみません。時間がないので。
有利な補助とかを使えるようなときにばくっといきたいと思います。
○3 番 (藤川 稔) それでは、最後の質問をさせていただきます。
ホームページに関しましては、先ほど5番議員が質問をしていただきましたので割愛をさせていただきます。
次に防災訓練についてでございます。
村内における防災訓練は、平成4年度の県総合防災訓練を初め、平成12年度から実施されている各地区持ち回りによる地域集中訓練、また、平成22年度においては飯沼地区で行われた土砂災害全国統一防災訓練、また、本年度においては、渡場地区において天竜川及び小渋川の合同防災訓練が予定をされております。
また、各地区及び村内事業所におきましては、防災訓練も、毎年、実施されている現状でございます。
そこで、これらの防災訓練について、地域防災計画に基づく実効性のある訓練となっておるかどうか、また、その評価がされておるかどうか、されておるとすれば、今後において訓練へどう生かしていられるお考えなのか、その点についてお伺いをして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。
○総務課長 今、長野県総合防災訓練、過去に行いました。それから、最近のものまでお話をいただいたところでございます。
今年、三六災害を期に合同訓練ということで、下伊那、大鹿村、松川町、中川村が参加し、天竜川上流工事事務所、ダム管理事務所、それから建設事務所、上下伊那です。総合的な訓練にするわけでございますが、今おっしゃられたとおり、どうしても訓練でありますので、想定がこういう状態で始まったということで、警戒の発令から始まって、実際には、あるいは想定の中で、一部、決壊しそうだということでの避難、住民の皆さんの実際避難を行います。したがって、そういったときには、いかに実際に動けたかということが、安全に動けたかということが大事になりますので、この機会については、後で、想定だけではなくて、どうだったのかという総括を含めた形で、最終的には、それが実働のマニュアルに返るような形、そういうようなものにしていきたいというふうに思っております。
○議 長 これで藤川稔議員の一般質問を終わります。
次に4番 山崎啓造議員。
○4 番 (山崎 啓造) 私は、さきに通告をいたしました「未曾有の大災害(東日本大震災)による原発事故と伊那谷を襲った三六災害から50年の節目を迎えて。」ということでお尋ねをしたいと思います。
まずは、東日本大震災でお亡くなりになられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。
また、東日本大震災と長野県北部地震で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。
そして、災害から3ヶ月が経過をし、死者1万5,400人余り、いまだ行方不明者8,069

人余りが報告されております。今なお続く余震、被災地において被災者の救出、災害復旧のために日々懸命な活動をされている皆様のご尽力に対しましても深甚なる敬意を表したいと思います。

被災を受けた東京電力福島原発で発生した事故では、基準値超の放射性物質の検知だけでなく、それに伴う避難や不安心理に基づいた風評被害等々、問題は山積であります。

今度の巨大地震と津波の直後、想定外の言葉が飛び交いました。原発事故も想定外だったということでしょうか。それで済ますわけにはいかないんじゃないかというふうに思います。東京電力も政府も次々に出てくる事態に振り回されているように見えます。終息はいつになるのか。なすすべがないようにさえ見える現状では、非常に不安を抱くところであります。

また、中部電力は、政府の全面停止要請を受け入れ、浜岡原発を停止、30年以内にマグニチュード8程度の地震が必ず発生する可能性が87%と切迫をしており、防潮堤設置など中長期対策が完了するまで停止としています。防災上の観点からではありませんが、非常に厳しい経営判断であると思います。

中部電力は、火力発電を再稼働するなどして必要な燃料の確保や他電力会社からの支援を受け、電力の安定供給の維持を目指すそうであります。

これから夏の電力需要の切迫する中で、国全体としても省電力、省エネルギーに全力で取り組まなければなりません。

県は、知事を本部長とした省エネルギー・自然エネルギー推進本部を立ち上げ、県民生活や県内経済に支障が出ないように全力で当たるとし、経済団体や県民と連携をして節電を進める考えを示しています。

事務局の温暖化対策課は、中電の言う電力の安定供給維持は余力には届かないんじゃないかと、非常に厳しい状況であるんじゃないかという説明をしております。

中電側の詳細な調査を踏まえ、具体的な節電対策を講じる必要があることを示したものであると考えます。

自然エネルギーの積極的な転換についても検討をしていくということでもあります。地理的に自然災害を受けやすく、昭和36年には全村的な災害を経験している中川村、東海地震の防災対策強化地域にも指定されております。

村の地域防災計画によりますと、伊那谷断層帯の地震で最大震度7を想定しています。公共施設の耐震化は進みました。村民の皆さんが、この震災を期に一般住宅の耐震化に関心を持っていただき、前向きに検討してもらえるとよいと思います。

先般、三六災害を語るリレー座談会が開催をされました。被災経験者による発表、「三六災害の特徴を知り、その教訓を伝承する」とした講義、また、防災に関する50年の変遷の報告、「よみがえった伊那谷」DVD上映、意義深い座談会であったというふうに思います。同災害を後世に伝えるとともに、再検証して伝えていかなければならないという思いを強くしたところであります。

ちょっと前段が長くなりましたが、1つ目の質問といたしまして、新エネルギー政

策への転換や生活様式の見直しを真剣に考えるときが来たのではと思うところであり
ます。

エネルギーも地産地消と言う先生もおられます。脱原発の流れや、化石燃料には限
りがある、エネルギー問題は真剣に取り組むときが来たと思います。

先ほども出ておりましたけれども、ソフトバンクの孫社長が大規模なメガソーラー
の設置を全国の知事に共同で進めるよう提唱しています。自治体が用地を提供し、ソ
フトバンクが資金、技術、運営面の大半を引き受けるといったもののようにございま
す。

県は、ソフトバンクが7月に設立を目指す新エネルギー協議会への参加を表明して
おります。

県内のあちこちの自治体が誘致に前向きです。今後、誘致合戦が過熱する可能性は
あるのではないのでしょうか。

少水力発電であるとか風力発電など、自然エネルギー発電による電力量比率を高め
ていくべきだと思いますが、村としてはどのように考えておりますか。お尋ねをいた
します。

○村 長 今までお話をしてきたところとダブっちゃうところもあるかと思いますが、ご
勘弁いただきたいと思えます。

先ほどのお話で、とにかく電力消費のピークを超える必要があるというようなこと
で、原子力発電を中心とした大規模な発電が今まで行われてきて、電力については独
占的な形で行われてきたというのが実情でございます。

それに対して、今、言われていることは、もう少し自然のエネルギーをうまく利用
することを考えるべきだとか、あるいは、もう少し地産地消的な、おっしゃったとお
りの小規模な形で細かくやっつけけるような方法もあるんじゃないのかというふう
なことも言われているところでございます。

ただ、今までが本当に大規模な、原子力発電を中心とする大規模発電というふうな
ところに、いろんな研究費等々が、研究費、開発費、それから設備投資なんかも行わ
れてきたというふうな状況がある中で、本当に多く、随分と世の中の仕組み、政府の
方針みたいなものが変わらないと難しいのかなというふうに思っています。

飛び飛びになりますけど、今、思い出したんですけど、思い出したというか、ちょ
っと言うのを忘れていましたが、この夏については、中電さんが役場のほうにも来
てくださりまして、電力状況についてのご説明をしていただきまして、原子力発電で
発電予定がどれぐらいの割合であってというふうなことの中でですね、夏のピーク時
においても計画停電等々はせずに、浜岡をとめた形で電力供給についてはできるめど
がついたと、ただし、節電のご協力については、ぜひ、よろしくお願ひしたいとい
うふうなお話でございました。

そういうふうな状況にありますので、なるべくというか、先ほど申し上げたように
浜岡の怖さっていうのは津波じゃなくて、下からの直下型の地震の怖さだというふう
に思いますし、ぜひ、浜岡は、もう一回、津波対策ができたから復活させるんじゃ
なくて、もう、とめていただいて、今年の夏もそれで乗りきれんんだから、何とかみ

なで我慢をしながら、そして、その間にほかの方法もいろいろ開発しながら、いろ
んな法制度も、もっといい形に、今までどおりじゃなくて柔軟な形に考えていきなが
ら、いい形に、子供たちの未来のあるようなエネルギーというふうなものにしていく
必要があるなというふうに思っています。

そんなことで、自然エネルギーへの転換というふうなことでも、先ほど申し上げた
とおり、いろんな新たな技術が、これからたくさん、もし予算がほかのものに、ほか
の電力の開発が必要だということになって、いろんな研究開発がされるようになって
くれば、今までは本当に原子力以外のものについては、モグラたたきのようにつぶさ
れていたような状況があったというふうに思いますので、その辺が、もっととどん
どん、みんな研究が進むようになれば、新たな技術もできてくるでしょうし、それ
から法制度の改正っていうようなこともありまして、発電と送電、スマートグリッド
とか、いろんな方法が広がってくると、もっとその辺が手が届くところに近づいて
くるんじゃないかと思えます。そういう技術だとか制度の改正なんかもしっかりと
勉強しながら、中川村にふさわしい形で村民の皆さんにエネルギーを供給する方
法というものも研究していかなくてはいけないなというふうに思っています。

先ほどご提案ありましたとおり、いろんな補助なんかを生かしながら、現行の発
電のことについても補助なんかを使いながら取り組んでいきたいというふうに思
います。村の施設につけたりというふうなことを考えていきたいと思えますし、そ
んなことを思っています。

それと、もう一つの大きなことはですね、発電とかをばんとして、それをどん
どん使って、ボタンを押せば何でもできるっていうふうな、そういう、夜も電気が
いっぱいついて、ネオンがきらめいてというふうな都会的な文明のあり方という
ふうなことについて、皆さん、その意識が、これでいいのかなというふうなこ
とを考える方も増えてきているんじゃないかなと。

中川村は、ひとつ中川村も節電に協力するっていうことは一つのことだと思
うんですけども、中川村のような暮らし方、自然の中で、もともとエアコンも要
らない、夏でもエアコンはほとんど要らないところが多いですし、冬は剪定木
とかでストーブをたいているというふうな形がありますし、こういう自然豊か
なところで自然のリズムに合わせながら暮らしていくというような、こ
ういう暮らし方のすばらしさみたいなことを、逆に訴えかける、そういうこ
とに気持ちがこたえる人が増えてくるんじゃないかなというふうに思
っていて、そういう意味では、中川村のよさみたいなことを、省エネの
努力と同時にですね、都会の皆さんもこういうふうな生き方をしたらどう
ですかというふうな自慢というか、提案というか、そういうふうなことも
していくというのが、一つ、文明の変化に竿を出して加速していく方法
かなというふうに思うところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 方向は非常にいい、いいのかなというふうに感じました。

ソフトバンクが言っているのは、確か2.5ha以上の土地が必要だとかい
うようなことも言っていますんでね、先ほど、村長、答弁で言われましたが、
中川では難しいの

かなということだと思います。

ただ、そのほかにですね、風力発電であるとか小水力だとか、そういったことには目を向けていくということは、国の政策待ちというか、いい補助金ができたらどうか、そんなことなんでしょうか。

○村 長 補助金もでしょうし、それから、風力なんかも、ああいう、こういうプロペラ、3枚羽根のプロペラの大きなやつだけじゃないような、新しい風車の形みたいなことも、見ていると本当にユニークな物なんかも試作されたりしているっていうふうなことがありますので、そういう技術的なものも、余り巨大でね、その景観上もどうかと思うような物とか、よく言われる渡り鳥がぶつかってっていうような話なんかもありますけども、その辺の問題とかも技術的なこともクリアされたりしいの、補助金もついたりっていうようなこととかもあるでしょうし、いろんなこととが起ってくると思いますので、これまで以上に、そちらの関心を持ち、勉強も研究もして、やれるものから、費用対効果とかもいろいろ考えながらやっていきたいなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) 確かに慎重にというか、よく見えてからでも遅くはないと思いますが、常にそんなことを念頭に置きながら進めていただければありがたいのかなという気がいたしております。

それでは2つ目ですが、中川村としての節電対策ということでお聞きをしたいと思います。

飯田市の牧野市長は「国の環境モデル都市として自然エネルギーの効率的、効果的な利用推進に取り組む方向性をさらに強める。」こんなことを言っております。

また、長野市の鷲沢市長においては「節電や代替エネルギーの活用をして、市としてエネルギーの地産地消をやりたい。」っていうようなことも言っております。

代替エネルギーの活用もしながら節電についても重きを置く必要があると思いますが、村の節電対策は、どのように考えておられますか。お聞きします。

○総務課長 その前に、村とおっしゃいますと、中川村の行政組織ということでしょうか。

節電対策につきましては、今現在でも一般的なものについては、やっております。お昼の時間については消灯を励行しておりますし、できるだけ、と入っても、今、非常に多いんですけど、夜間の時間外勤務等での電気の消費はできるだけ避けるというようなことをしておりますが、こういう状況になりましたので、改めて今現在やっておることを職員に徹底をするということが1つ、それから、もう1つは、過去にもやってみましたが、これは夜間にどうしてもなってしまいますのであれですが、1週間に一遍、ノー残業デーというものを設けておりました。今でもあるんですが、実は非常に忙しくなったということになって統一がとれておらないような現状があります。そのノー残業デーについて、きちんと、その日はできるだけ残業をしないように、ほかの時間でできるように回す、あるいは、夜間の会議は、その日は、住民の皆さんにもご協力いただいて開かないというようなことを改めて提起をして考えたいというのが1つ。

それから、もう一つは、よく言われておりますのは、夏場、これから暑くなってま

いりますので、この中もかなり暑くなる場所でもありますけれども、具体的にいいますと、中川村の、そのエアコンといいますか、冷房装置の稼働につきましては、実際、その体感温度で今まで動かしておりました。これについては、体感温度が非常に、現実には暑いから入れろということになるわけですが、具体的に温度と湿度というものをきちんと定めて、それで動かす、あるいは、下がったときには切るということもこまめにやっていくということも対策かと思っておりますので、当面は、そういったことをやってまいりたいというふうなことで考えております。ただし、これにつきましては、庁内のコンセンサスも必要ですので、また、職場においては、いろんな状況で一律ではございませんので、といいますのは、庁内と、あるいは、その場所によって非常に暑い職場があります。2階部分にある職場が暑いとかいうこともありますので、これについては、個々、具体的な方針を決めて、確認した上で一斉に実施をしたいということで考えております。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、庁内が、まず率先してやらないと、非常に効果も薄くなっちゃうのかなという気がいたすわけでありまして。

街路灯ですか、LED化なんかも考えているようですし、予算づけもしてありましたが、庁内がこれだけやっていますから、村民の皆さんはご協力をお願いいたしますというようなことを言うような考えは、どうなのでしょう。

○総務課長 うまくお話を聞いていただいております。

実は長野県、中川村独自ではなかなか取り組みができないかと思いますが、長野県ではですね、先ほど村長もお答えをさせていただきましたが、全体に標高が高いということで、エアコン等は、なかなか使えなくても何とか過ごせるような状況にあります。そういう中であって、信州型ピークカット社会実現を実験的にやろうということで、もうすぐであります、6月27日、それから7月7日と、長野県独自では7月26日、これ、梅雨が例年ですと明けて夏休みに入ると、こういう時期をねらって、一斉のライトダウンですか、をやろうとしております。昼間の2時間、午後2時～4時と夜8時～10時の間の消灯を伴う徹底した節電実験を行うということでございますので、ちょっと業務との関係もございまして、住民の皆さんには、家庭にいらっしゃる時には、特に仕事等で必要な方を除いては徹底をして取り組みをしていただけないかというようなことも含めて、こちらのほうから広報等で呼びかけてまいりたいというようなことで、ご協力をいただくように考えております。

○4 番 (山崎 啓造) 積極的に進めていただくといいと思います。

それでは、次にですが、これは、もういろいろの方が聞いていまして、多分、答えは出尽くしているかと思いますが、私からも聞かせていただきます。

今回の補正1号で放射線測定器の購入を決定したところでありますが、福島原発の事故を受けて、伊那市を初め上伊那地方の自治体でも放射線量測定機器の購入をあちこちで予定をしておるところであります。

県は伊那合同調査で月1回程度、簡易測定を計画をしているということでもあります。中川村では、常時、観測をしていくのが望ましいと思います。

それですね、先ほどの説明にありましたけれども、村での測定頻度、これは毎日やるんだということでありました。

測定場所については、舗装であるとかグラウンドであるとかということでありました。

それから、結果の公表はホームページで出すんだと。

数値の健康に対するですね、じゃあ、影響、例えば子供から大人までっていうと、いろいろと、その段階があったり違うと思うんですが、村民全体に、じゃあ、このレベルですからこうですよというような説明の仕方、当然に乳幼児つつうのは小さいもんですから数量も違ってくると思いますんで、その辺のところはどんなふうを考えておられるのか、ちょっと、もう1回お尋ねをします。

○村 長 前から、ちょっと放射線測定器の在庫状況は聞いておるんですけども、なかなか、やっぱ、今、品薄状態で、これから、いつ正式に、いつ入ってくるという答えが、まだ聞けていない状況のようでございます。

それで、おっしゃったとおり、毎朝とっていますが、ちょっと休みの日が難しい、同じ場所で同じようになっているのは、それをするのは、ちょっとしんどいかもしいないなと思っていますので、多分、平日になるのかなというふうに思っています。

それで、機器もいろいろあって、どこまでのものが図れるか、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、とかっていろいろありますし、また、その放射線量は測れても、内部被曝については、なかなかわからない、また特別な非常な機械がないと、その辺もわかってこない、いろんな物質ごとに、この各物質は測れるけども、これは測れんとか、いろんなことがあるみたいなので、ちょっと単純に、この数字が出たから、これだけ安全だとか危険だとかっていうふうなことが言いにくい状況ではあるかと思えます。ですので、余り安全、危険という、これ以下なら安全だよ、これ以上は危険だよというような絶対値のものを申し上げるということよりも、平常、ずっと平常で来ていて、それがぼんと上がったときに何かが起こっている、ちょっと普段だったら平に行っているのがこっち側に来たみたいだというようなこととかがわかるというような、そんなふうなことが、今、想定できる範囲かなと思っています。そのほかのことが、もし、その機械を使って何かできるっていうふうなことがありましたら、また、その状況に応じて、こんなこともやらないかんっていうようなこともあるかと思えます。

先日も福島から避難して見えた方と、それを支援していらっしゃる方が村に見えたんですけども、中川村、先ほど申し上げたように、若干、自然放射能が高いところですよ。花崗岩のところは高いらしいんですけども、それで、「いや、結構高いですね。」っていうふうなお話があった中ですね、雨どいの下を測ってみたら、「特にそこだけ多いっていうことはない。」と、「なかったんで、つまり、その放射性物質が降っていたら、雨どいで集まって、そこが高くなるはずですけども、そこも同じ数値だから、放射性物質は、やっぱり来てないですね。もともと高いんですね。」っていうふうなお話があったんで、「ああ、なるほど。」と思ったんですけど、そういう測り方、見方もできるのかなというふうなことを、ちょっと「へえ。」と思ったんですけども、そんなこ

ともできる——できるっていうか、そういう考え方で見ることもできるというふうなことだったんで、また、いろんな意味で、使い方も勉強していかなくちゃいけないと思いますけども、とりあえずは、先ほど申し上げたアスファルトの上と雨どいの下と、子供たちの小学校のグラウンドでの変化みたいなものを見るということで、上がったときに何かが起こった、さあどうしようかと、じゃあ何をするかっていうのは、すぐさま決められないところが、ちょっと歯がゆいところですけども、そんな使い方を考えているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) その説明はいいんですが、実は、その25万円という値段の機械では、建物なんかは測れないっていいましたよね。そうすると、ちょっとここにはないんですけど、給食に使っている野菜なんかちゅうものもね、実は、素人考えですが、心配なんじゃねえのかなちゅう気がするわけですよ。

先般、静岡の何だったかな、藁科地区ですか、で、お茶が、何か汚染されているんだと、あれは浜岡の関係なのかなと、自分としては、そうじゃないんじゃないかなちゅう気がするわけですよ。先般、台風2号が太平洋側をずっと通過しましたよね。あれ、でかい台風で、福島のほうから引っ張ってくるんだね。こういう、時計の反対回りですか、低気圧に向かってくき込んでくる、ですよ。高気圧は反対に吹き出す。あれのを引っ張ってきているんじゃないかなという、実は素人考えで心配をしているんですけど、そういったこともね、多分、中川村へも影響してくるんじゃないかなちゅう気がするんですよ。そこら辺のところは、どんなふうな認識でおられますか。

○村 長 例のスピーディーっていうのが使われないまま、データが公表されないまま1億円か何かかけた予報シミュレーションが全く使われなかったっていうふうな話がありますけども、今、ヨーロッパとかドイツとか、そちらのほうでのシミュレーション、福島第1原発からどんなふうに広がっていくかっていう変化、その雲の広がり方のものがインターネットなんかにはいっぱい出ていますけども、どうも更新されて、その日とか翌日、その数日間のものが見られるような環境になっていますけども、それを見ても、日本中が、九州ぐらいまで、それがぶわあっと広がって、広がっていくっていうふうなアニメーションというのが出ておりますので、ドイツ語だったりするんで余り詳細はわかんないんですけども、何か雲が広がっていくっていうのもありますし、それは、確かに、そういうふうになっていると思います。ただ、ちょっと距離があるのと、南アルプスがあるおかげで、そういう雲も、簡易なやつで調べたところでは、明確に雨どいの下があびるほどびびびびとは増えていなかったというふうなこと、ほとんど、まだ降り積もってはいないんでしょうというふうなお話でした。ただ、風向きによっては来ることもあるでしょうし、また、ほかの福島以外のところで同じようなことがあったときに、どうなるかわからないっていうようなことがあるので、ちょっと気を付けていなくてはいけないというふうに思います。多少は出てきていると思います。この辺にも。測定、ほんまにちゃんとした形で測ったら、きっと来ているだろうと思います。それが、そんなに多くはないんだろうと思いますが、まだ、風向きとかによってはくる可能性もあるかなというふうには思っています。

○4 番 (山崎 啓造) 常に危機管理を持って接していただけるとありがたいのかなと思います。

それで、先ほどちょっと言いましたけども、給食のほうで使っている野菜やなんかは、村内の物、全部じゃなかったでしたね。確か。そんな物の、これから先、測定、もう機械がなきゃできないわけですけども、どんなふうを考えておられるのか、多分、保護者の皆さんは大変心配しているんじゃないかなという気がしておりますので、ちょっとお尋ねをいたします。

○村 長 ちょっとよろ覚えで恐縮なんですけども、食品の中に含まれる放射線量を測れる機械というのは、確か、しばらく前、県に1つしかないの、それを追加で買わねばならないというようなお話を小耳にはさんだような気がします、ちょっと大変不確かなお話なので、ただ、そんなにそこら中にあるものではないと思います。しかも、それを1つ測るのに、サンプルを1つ測るのに結構時間がかかるらしくて、どしどし持ち込んでください、どんどん右から流れ作業で調べますからねっていうふうなわけにはいかない。だから、だから、実際には、給食に毎日、毎日仕入れる食材を少しずつ送って、それに入っているかどうかを確認してもらってっていうふうなことは現実には不可能なことだと思います。

それで、多分、行政的には、基準値以下の物であればOKになっちゃうんですね。だから、その辺が、ちょっと、基準値がかなり、今回、緩められましたから、心配なところがあって、特に子供たちが食べるような給食や何かについては厳密な基準値を守ってもらう、それは、中川だけじゃなくて、日本全国、特に福島とか、あちらのほうだと、地元、地産地消で地元産の物を子供さんたちに食べさせようっていうような動きなんかもあって、信じられないようなお話があるんですよ、基準値以下であればいいじゃないかみたいな、そんなお話があるようなことも聞いておるので、本当言うと、給食や何かについては、さらに一般よりも厳しい基準値をしっかりと設けてもらって、全部を調べるっていうわけにはいかないでしょうけども、定期的に調べてもらって、子供向けにはふさわしくないものについては、給食に入らないような万全の態勢をとっていただきたいと思います。

それを、しかし、残念ながら、中川村でやることは、実際には不可能だと、そういう態勢をとってもらってお願いをして、とってもらえないというふうなのが現状だと思います。

○4 番 (山崎 啓造) 確かに、受けて放射線量を調べている会社が、今までは1年間で来た件数ぐらいのが1日で来ちゃって、どうしようもないくらいなことがあるようでございますので、難しいと思いますが、ただ、村民の皆さんがね、安心できるようなものを発信していただけると、軽々に物は言えないかもしれませんが、発進していただくと、非常にありがたいのかなという気がいたします。前向きに検討願いたいと思います。

それでは、続きまして、4番目になりますが、東日本大震災による原発事故を受けて、農産物に対する不安は、長野県では大丈夫ですかちゅうようなことを県外の方

は言ってくるんですね。多分、これ、私ごとですみませんが、私のところへは来ます。農家の皆さんのところへも、多分、来ているんじゃないかなというふうに思います。

測定機器を有効にですね、利用活用いただいて、農産物や中川村の環境は絶対大丈夫だよ、安心ですよ、安全ですよつうことをしっかり確認をしていただいて、万が一にもないとは思いますが、そういう確認をしていただいて、中川村は大丈夫です、食べ物もいいです、環境も大丈夫です、だから、皆さん、ぜひ来ていただきたいですよっていうような発信をですね、今、今だからこそ、やればいいんじゃないかなという、実は、気がするんであります。

2010年に長野県へ外国から来た、日本の人もそうですが、外国から来た中国人が多いようですが、1,500人つったかなあ、1年間に来たそうですが、今回の、その原発事故の影響でほとんど来なくなってしまったということも聞いております。こんなときだからこそ、その安心・安全をアピールしてPRして、例えば被災地の子供さんであるとか、また、ほかの都市の皆様であるとかを中川村へ来ていただけるような方策を立ててはどうかというふうに思うわけですが、いかがでしょう。

○村 長 先ほどの、その毎日の数値というのが、ずっと一定してゼロに近いところに、ずっとあるっていうふうなことが、何よりも、その降下物もないというようなことの証になるかと思しますので、それが一番の証明になる、それが逆にぼんと上がってしまうと、どうしたのっていう話になると思うんですけども、低い、低く推移している限りは、中川村の安全性を証明することになるのではないかと思います。

中川村のいろんな交流を増やしたり来てもらったりっていうようなことは、大変重要なことだ、その産業的なことだけじゃなくて、いろんな意味で大切なことだと思いますので、頑張って、それについても取り組みたいと思います。

○4 番 (山崎 啓造) わかりました。

地域防災計画の見直し、これは、先般、二方も質問されておりますし、また、後のほうでも質問を予定している方がおられますので、これは割愛をさせていただきます。

次にですね、ハザードマップの中で急傾斜地崩壊危険箇所つうのがあるんですが、これ、片桐地区の南のほうに集中しているんですよ。実は、南のほうっていうと自分のほうへ近いわけですけども、基本的には、これは県がやる仕事だと思いますけれども、長野県の仕事だと思いますが、どっちかっていうと、お上つうのは、なんか人が亡くなっちゃったとか、うちが壊れちゃったとかしないと、なかなか動いてくれないんですね。こういう災害の後なんで、特に、その辺のところを見直しをしていただいて、これからは、そういう、何ていうんでしょう、災害予防的な部分に重点を置いていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、村民の安心・安全ということに関して、どんなように考えていただけますか、お尋ねをいたします。

○総務課長 ハザードマップの中の急傾斜地崩壊危険箇所が片桐地区の南の地区のほうに集中しておるといようなご指摘でありますけれども、崩壊箇所の選定につきましては、幾つか条件がありまして、ハザードマップにも書いてあります。解説を加えてございますけれども、3つ、詳しくはごらんをいただきたいと思いますが、そういった条件で

もって一定のところの選定をしておるところでございます。

ただし、この中では、例えば急傾斜地と言っても、その土質にも、もちろん崩落の可能性があるっていうのはよるかと思えますけれども、実際には、つまり粘性土で支持力が意外と強いとか、砂質土で非常に崩壊しやすいというようなことは、一つは無視した条件で拾い出しておるということのようでございます。

この地区に多いということ、片桐の南部のほうに多いということでございますが、今、条件で拾い出していった地区、いずれもですね、段丘がいに集落が建設されるということが、どうしても結果として広い出されてしまうということでありまして、南から申し上げますと、南田島、中田島、それから小和田地区というのが、この地形上の条件を満たすために、結果として南部地区のほうに多いというようなことが挙げられるかと思えます。

先ほど藤川議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、長野県は、23年度以降の調査に入りまして、土砂災害の警戒区域等の指定をしていくということのようでございますので、そういった箇所の地域を拾い出すということを待つまでもなく、過去の三六災害での土砂崩落等の起きた箇所に非常に近くなっております。今の指摘を、ご指摘をいただいた地区が、ということから見ると、全く根拠のないものではないとか、根拠のないものは拾い出していないという判断ができますので、長野県に対しましても、機会をとらえては対策の要望と危険箇所の対策については伺っていきたいということと、先ほどから話が出ておりますけれども、やはり一番大事なことは、指針っていうか、防災計画は、これはあくまでもこういうときにはこういう動きをするという指針が述べられているものでございますので、このものを具体化をするということは、やはり地区の自主防災組織の中で自分たちの住む地区はどうであるかとかいうような見直しをしたり、あるいは消防団の皆さんにも、初動、動きについて改めて確認をしていただくとか、そういうことが必要になってくるかと思えます。したがって、災害の細かいマニュアルの直しがこれから指摘されますので、その段階では、地区のほうでの皆さんとともに、こういったものについての改めての確認をお願いをするということと考えておるところであります。

○4 番 (山崎 啓造) 防災つつうことは、確かにね、行政にだけお願いするんじゃなくて、村民全体が、全員が意識を新たにして、常にそういったことで目を向けていくということも非常に大事だと思います。そのとおりだと思います。

ただ、役所でつくるのは、もう 100mに間にうちが5件だったかな、何かそんなのがないと該当にならねえっていうようなね、変な、もう1人枠があるんだよね、それじゃだめなんですよ、やっぱり防災っていうことになると、そこが一番大事なことだと私は思うわけでありまして、県の仕事ですが、しっかり物を申し込みたいと、こんなふうに思います。

それでは、次、最後になりますけれども、これ、2つ、まとめちゃいます。もう。

先のリレー座談会では、あれは大変よかったのかなと、こんなふうに思っているところでもあります。その当時のね、悲惨な状況や苦勞つつうのは、なかなか、その当時

は人には言えなかったこともあろうかと思えます。

50年が経過して、恐ろしかった記憶もだんだん薄らいできて、どうしても、そうは言っても、あのときのことは皆に語り継いで、わかっていて後に伝えてもらいたいなという人も大変多くなってきているんじゃないかと、こんなふうに思うわけでありませぬ。ですから、四徳地区だけではなくて、村内のあちこちのね、そういったものを拾い上げてもらって、語り継ぎ、後世に伝えると、こういうことが非常に大事だと思います。何か、10月に、村民集会ですか、その関係のものをやるということ、さっき説明がありましたけれども、どんな内容でどんなふうにやられるのか、ちょっとお聞かせを願えるとありがたいと思えますが。

○総務課長

三六災害の50年を期に、この災害を思い起こすという前提で、実は、大きな被災を受けた四徳地区をとというものに焦点を当てたり座談会を、この間、計画し、また、今度の19日には、これは一つの、この一連のものまとめになるかと思えますが、飯田市のほうでもシンポジウムが開催をされます。とはいえ、中川村では、今、ご指摘がありましたとおり、被災した箇所は幾つにも及んでおりまして、大草では中組及び北組地区、それから、片桐のほうに行きますと中央、そして実際に家が全壊、半壊をされた被災された方が多くいらっしゃるの南田島ということで、四徳ばかりではございません。また、桑原、それから滝沢という地区についても被災をしておるというようなことでございますので、この間、これを全体のまとめとした催し、中川村にとっての三六災害、思い起こす50年になるんだけど、これについて、一つは、その思い出だけでは——思い出っていうか、もちろん、そういうことを言うつもりはございませんが、その記憶の掘り起こしだけではなくて、将来につながるように、できるだけ中学生ですとか小学校の高学年の児童の皆さん、こういった者にも話が伝わるような、被災者の広いお話と、それから防災に対しての、こういうことが必要だということ、それから、国もこういう対策をしているんだよということをお話しいただくような、総合的な集まりにしたいという意味で、10月の15日でありませぬけれども、仮称でございますが、三六災害50年、中川村民の集いというものを計画をさせていただいているところでございます。細かいところについては、これから詰めるところでございますけれども、もう予定される方に、お話をいただく方については、少しずつお話を、かけておりますけれども、並行して具体的なものをつくってまいりたいというふうに思っておりますが、今回については、中川全体で被災をしておるということを改めて思い起こすような機会にしたいというふうに考えております。

○4 番 (山崎 啓造) わかりました。ぜひ、幅広く集まれるような集会にしてほしいと思います。

あの36年のときにですね、こんなに小さかった6歳ぐらいの人は、今、50年たって56歳ですよ。そのときに、天竜高校ってありましたね。あのグラウンドへヘリコプターが飛んできたって、みんな見に走っていったら、チョコレートをくれたつつうわけ、米軍の兵士が、そんな話も懐かしく、今になれば、そんな懐かしい話も出てくるわけです。いろいろと検討しながら進めていただけるとありがたいのかなと。

最後になります、あの座談会、リレー座談会の中ですね、「被災者の生の声、これからの災害予防に役立つとともに、民の歴史だ」と、そうやって林先生は言っておられましたが、これを記録に残すべきではないのかなという、盛んに訴えておりましたが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長 その歴史をきちんと記録に残していくことの重要性が語られたと、実際に被災された方とか、そういう皆さんから、残すべき——残すべきというか、そのことが大事だというふうに私はとらえさせていただいたところでございますが、あの当時の残っておるものといいますか、すぐ、記憶がまだ生々しい新しいときにありますが、被災後3年のうちにまとめられた中川村災害誌という物がございます。これは、三六災害を、当時、合併した中川村から見たものでございまして、非常に詳細に、被災された方、亡くなった方から始めて普及に至るまで、事細かに書かれております。

また、もう一つは、「濁流の子」という本がございまして、その中には、被災をされた小学生から高校生まで含めて手記が載っております。一つは、これに勝るものは、今のところ、ちょっとないんじゃないかなというふうなのが私の考えでございます。つまり、今、読んでも被災当時をよみがえらせるような、これは、史実としては、ちょっとこれに勝るものはないというふうに考えておまして、新たな掘り起こしをして、これを記録として、もう一遍、整備をするというようなことに取り組むというのが、今の時点で、50年前の皆さんの記憶をたどりながら、私も6歳でございましたが、ちょっと、今、お話の米軍がチョコレートをくれたかどうかということ、ちょっと記憶にないものですから、そういう意味でも、ちょっと記録に残すという作業に取り組むことは重要かと思いますが、ちょっと、今のところ、これは困難かなあというふうにご考えておるといってございまして。

○議長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を3時15分とします。

[午後3時04分 休憩]

[午後3時15分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番 柳生仁議員。

○8番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2点につきまして、中川村地域防災計画と子供たちの登下校時の安全についてお伺いしてまいります。

多くの命が失われ、何10万人もの人たちが被災した東日本大震災、県内では栄村であります、命を落とされた人たちに深く哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、家族も失い家も失いながら、それでも他人を思い、助け合って生きようとしている人々、暴動もなく、モラルを守り、水一つもらうにも順番に辛抱強く穏やかに待っている皆様方の一日も早い復興を心から願うものであります。

こうした中、中川村では、三六災から50年が経過した今、村内における農業用のため池、これは県に届けてあります災害計画のため池であります、35箇所あります。

そんな中で、9個のため池が要補強とあります。

東日本では、地震が起きてしばらくしてからであります、アースダムが決壊し、7名の方の尊い命が失われたとともに、多くの命、家屋が失われました。このアースダムでありますけれども、かねてより危険だと地域の方々は指摘しておったのにもかかわらず、対応されなかったと言われております。

アースダムの起源であります、大阪に、日本で一番古いのは1400年前からあるそうであり、普通では、ダムというものは簡単に崩れないって聞いております。

しかしながら、こういったものは、常に管理を怠ると少しの地盤の緩みでも決壊することがわかりました。

また、この地方でもダムの堤防が緩んで、水を抜いて農業用のため池として使えなくなっている事例もあるわけでありまして。

中川村のため池で、この要補強の9個であります、今すぐ壊れる状況にはないわけでありまして、村として、こうしたものに対するの対応をどのようにされているかお伺いいたします。

○振興課長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきますけれども、ただいま柳生議員の申されたとおり、平成20年度に見直しをされた中川村地域防災計画では、ため池の総数35あるようになっております。この防災計画の基本方針として、県や水利組合等の管理者と連携して、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。そして、主な取り組みといたしまして、巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施していくというふうになっております。これに基づきましてため池の点検を行い、その結果に基づきため池台帳を整備しているとともに、改修の必要性や緊急性等を考慮し、管理者である水利組合とも協議をしながら補助事業等を活用した計画的な改修に努めております。

現在、このため池台帳では、ため池の総数35、要監視が21、要対策が9となっております。その中で、現段階で改修計画が計画されているため池は4となっております。

緊急時の点検についてですけれども、この地域防災計画では、ため池再開復旧活動というもの示されておまして、基本方針として、ため池に決壊のおそれが生じた場合、または決壊した場合は、速やかに住民避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施するというふうになっております。

また、活動の内容の中の関係機関が実施する対策ということで、1つとして、緊急点検を実施し、結果を村へ速やかに報告する、それから、2つ目としまして、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するというふうになっております。これらについては、管理者である水利組合に行っていただく対応であり、今後、関係する水利組合等へは、この際、改めて周知徹底を行い、万が一の際に備えたいというふうにご考えております。

以上です。

○8番 (柳生 仁) ただいま、緊急時の対応の説明があったわけでありまして、村内でも小渋ダムという大きなダムがあり、これが決壊したらという心配は一般住民

の方からも聞かれますけども、小渋ダムに限っては、今回の震度6強のダムでは崩壊はないというふうに所長さん言っておられましたし、出来上がってから、今、38年ですか、まだ、これからもう80年使っていきたいというふうで、しっかり管理していくと言っておりました。この小渋ダムでは、震度4でもって昼夜を問わず飛んできて、まず点検するんだと言っておるわけですけども、中川村では、こうした場合、どのくらいの時点でもって点検されるのか、大きい地震が来たもんで点検するのか、震度4クラスでも、小さい地震であっても、一たん点検し、また、今回のアースダムのように時間を置いて崩壊したということなので、地震があったそのときに点検しただけじゃなくて、継続して何日か点検されていくのか、その点を伺います。

○振興課長 実際に地震が来てみないと何とも言えない部分もありますけれども、それなりの揺れが来た場合については、場合によっては行政から各水利組合のほうへ点検の指示を出すということも、場合によっては必要かなというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) 今のため池でありますけども、それぞれの農業団体、行政組合に点検する指示ということでありますけども、こういったものは、農業施設で、そういった立場の方々があるかもしれませんけども、こと農業でありますので、行政も一体となってこの管理がする必要があるんじゃないかと私は思っているわけであります。

そうした中で、前段、ため池の決壊した場合とかありましたが、ため池が万が一決壊のおそれがあると、そういった場合の避難命令とか避難指示、こういったもののシミュレーションはされているかどうか、机上訓練ですが、私は、年に1回くらい、こういった訓練がされておってもいいんじゃないかと、机上訓練で、なかなか、それが実践に難しいわけですが、常にそういった緊張感を持つことが大事じゃないかと、ダムの崩壊っていうのは想像以上の力を発揮しますので、その点をお伺いいたします。

○振興課長 シミュレーションのほうについては、現在までしておりません。

それから、当然、管理者である地元が第一義的な点検はしていただきますけれども、その状況によって、亀裂があるとか、そういう場合には、当然、村のほうでも職員が現場の点検に行くというのは当然かと思えます。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 机上訓練、多分していないかと思いましたが、なかなか、こういったものはできないわけではありますが、常に起きることは想定外だと思います。地震の見当もつかないし、どんな地震が来るのか、しかしながら、このことは毎年とは言いませんが、たまには危ないぞと、そういった机上訓練があってもいいんじゃないかと、これが一つのめどがつくっていか、災害に対する予防という面では重要な存在じゃないかと思えますが、村長、こういったことについては、ため池の崩壊等、どのように考えか、村長からもお願いします。

○村 長 私の住んでいる地区でも、やっぱりみんなで草刈り、堤の草刈りなんかをしているわけなんですけども、漏水があって、先日は、それをみんなで直したりというふうなこともやりました。そういう中で、地域の中でできることについては、地域の結束の中でやったりもするし、手に負えないところについては振興課と相談しながらという

形になってくるかと思えます。そういうコミュニケーションも大事かと思えますし、また、役場のほうからも、その辺の啓蒙といいますか、注意喚起みたいなことなんかも、常日ごろからのコミュニケーションの中でやっていく必要があるなというふうに思えます。

なかなか大がかりな堤の改修なんていうと、大変な費用的なこともあって地区だけでは難しかったりするし、村だけでも、それは非常に難しいことになってくるっていう、いろんな、そういうことの費用面のことの工夫もしながら、なるべく早めに手を打っていかなくてはいけないなというふうに思っています。

○8 番 (柳生 仁) 村長のほうから、心配にある場合には早目に手を打っていきって言われているので、少し安心しましたが、水防でもそうですが、消防団員が5月終わりに、いつも水防訓練をやっております。やっぱり、今は中制牛って、やたら要らないんですが、それでも、しっかり訓練し、災害対応をするわけでありまして。今の震災を考えると、これからは、ため池なんかもしっかりと、そういったことを教訓に入れてやっていただきたいと思うわけですが、次にまいりますけども、災害時における食料の調達でありますけども、中川村の地域防災計画の一覧表に食料の調達の表があります。これを見ますと、村内のいろいろな商店の方々をお願いしてあるわけでありまして、一例言いますけども、ある商店に肌着類1,000着お願いできる仕組みとか、それから、あるところにバケツ50個、洗面器100個とか、食器500個とか、いろいろあるわけですけども、その中で、今、余り機能が弱くなった商店もあるように思うんです。この数字が一体何なのか、本当に、この調達の数字と現実と合うのかどうか、伺いたいわけですけども、この資料は、2階の図書館に置いてある地域防災計画の資料から拾い出したんですけども、実際に食料調達、物資の調達、この資料の中のものが間に合うかどうかお伺いします。

○総務課長 ご指摘のあった物、食料、物資等販売業者一覧という中に、食料、それから物資、燃料、それから、次のページになるわけですが、には医薬品等も載っております。ご指摘のありましたとおり、物資の調達が、例えば、ある1つの業者さんの中で、すぐ調達できるのかということとございまして、これについては、これこそ見直しをしなければいけないと思っておりますので、改めて、これについてはご協力いただけたところについては、商工会等を通じて改めて協定等を結ぶなどして見ていきたいというふうに思っておりますし、もう一つは、今、営業を半ばおやめになっているような業者と申しますか、お店もございまして、そういったところは精査をして、この際、修正をするということで考えております。

○8 番 (柳生 仁) この防災計画でありますけども、ただいま、見直しをされていただくと申しますが、自分が見た防災計画書は平成18年って書いてあったんですけども、伺うと、こういったのは、毎年、見直してないんだよという話でありますけども、こういった日本が全部が震撼するような大震災を見ますと、防災計画っていうのは、年1回、役場職員の方だけでも結構でありますけども、きちんと見直して、常に対応できるような仕組みをとっていいんじゃないかと思えますけども、この防

○総務課長 防災計画は何年かに1回ってなっておりますが、なぜ、そうなっているかお伺いします。これにつきましては、この防災計画をつくるものが災害対策基本法という法律がございまして、これに基づいて、各自治体では、こういったものを整備を下さいということになっております。

一たん整備をしたら、毎年、個々のところで不整合なものが生じたときには、これを小規模に直すことは当然かと思いますが、この地域防災計画っていうのは、何度も申しておりますとおり、基本的な指針を、それぞれの機関、もちろん行政機関の村が中心になるわけですが、それから始まって、地区の、地域の自主防災組織まで、どういう動きをこういうときにはしていくのが望ましいか、こういうときには、こういうふうにすべきであるという基本的なものが書かれておるものでありますので、これについては、例えば今回の大きな地震で、それに伴う原子力発電所の放射性物質の飛散というような新たな想定、もしくは長野県の北部地震の中で、初動がどうも、この計画の中ではまずいのではないかというようなことが経験として行われたような場合には、見直し、指示が大きくなると、それ以外は、おおむね5年程度の中で見直されていくものというふうに認識をしております。

○8 番 (柳生 仁) 仕組みの中で5年に1回くらい見直していくことなんで、残念であります、できることならば、まめに見てもらって、地域の防災をしっかりしてもらおうということが望ましいかなと思っております。

そうした中で、各集落、美里もそうですが、レトルトの食品とか水を置いてくれてありまして、一有事の際には対応できまして、本当にありがたいわけであります。

今回の大震災で、東北地方の、これは、ある宗教団体であります、その晩のうちに自分たちの会館を開放し、信者を問わず500名余っているものを避難を受けて、そこに用意してあったお米40kg—45kgですか、用意してありまして、それで、自分たちのところで発電機が用意してあって、電気がまで一晩中、御飯を炊いたそうです。そして、来た方々に食べてもらって一時をしのいだと、そして、毛布や布団などは、知り合いのリース屋さんから借りて間に合わせて、被災者に寒さをしのいだということがあります。これは新聞では報道されていないでござんないかと思っております、次の日には、山形県から1日5,000個のおにぎりが届いたと、そして、1,000人を受け入れたと書いてあります。その後、公的な避難所に移動されたわけでもありますけれども、中川村でも日赤奉仕団の方々が、非常時の際、おにぎり等の対策をしておるわけですが、一有事の際に機能されるかどうか伺います。

○総務課長 それは、今の体制の中で、そういう協力体制が機能すると、できるようになっているかということをございませうか。

実は協定を、この地域防災計画の中でも書いてありますが、こういうときには、例えば、それ相応の建設業者の皆さんにお願いをして、発電機、それから、こう、何ていうんですか、バックホーっていうんですかね、ああいった機械類をお借りするんですとか、今、先ほどご質問にありまして、食料ですとか衣類等の物資について供給をしていただくとかいうようなふうになっておりますが、これは、ほかの地区でも

そうですね、協定をきちんと結んで、その上で確認をして協力をいただくということになっておまして、1つは、近々の話でありますけれども、何ていいますか、今、お話がありましたとおり、建設業の皆さんと災害支援協定を結ぶ計画ではございます。6月の終わりかと思いますが、ここに書かれております物品、それから人員等をご提供いただくということでやってまいる所存です。

あと、今、ご質問にいただきました食料その他の支援物資等の協定につきましては、農協—農協じゃない、商工会さん、それから農協等を通じまして、改めて基本的なことを確認をしていきたいと、つまり、協定まで結べるものであれば結んでいきたいということでございます。

○8 番 (柳生 仁) 人間、腹減っちゃうと動けませんので、その点、今、しっかり対応するよという話と伺っておりますので、安心をして次へまいります。

大地震が起きますと、まず、中川村では、家屋の倒壊、全壊が936戸、半壊で1,178戸と書いてあります。合計で2,114戸であります、実際、中川村の全世帯の数であります、昨年の6月、県に報告されたのが1,561戸と、500何戸が、きつと納屋かなんかだと思っております。

こうした中で、村でも、防災、大地震の起こる耐震補強のアンケートをとりながら、やりませんかと言っておりますが、先ほどの質問でも、なかなか耐震補強が進んでいないということでもあります。

そこで、私は、耐震補強っていうのは、前段、言われましたけれども、大きなお金がかかって、すぐ対策できないっていうご家庭もあるのかなあと、そんな中で、長側に、私は、耐震ベッドのカタログを出してありますが、これは、静岡の防災センターと、この業者とで力を合わせて、日建機工ですか、工機とあわせてつくった耐震ベッドでありますけど、こういったのをひとり暮らしの方とか高齢の方たちのところに支援していけないかと、そうすると、住宅が倒れても寝ている方は安心であると、全く心配ないんだというふうになっておるそうであります。費用でありますけれども、約26万~28万円くらい、ちょっとよくすると30万円くらい聞いております。

これを、既に東京、神奈川、三重、静岡、愛知など、県を挙げて取り組んでおるようであります。

今現在、販売台数は約600程度と聞いております。そんなに飛ぶほど売れているわけじゃありませんけれども、しかしながら、安心という面では、これ以上の安心な物はないと、こんなふうを考えているわけであります。

村として、災害時、1人の命も失わないようにするためにも、こういった防災対策の耐震ベッドの導入をしてはどうかと、特にひとり暮らしの弱者、それから、ほかの県では65歳以上のご夫婦の方を高齢者の家庭と言っているそうでもありますけれども、そういった方々を中心に導入しているということです。

この耐震ベッドの導入について、村として対応してもらえないかどうかお伺いします。

○総務課長 今、ご質問がございました。また、資料をご提供いただきまして、私どもでも調査

をいたしたところでございますが、確かに、東京都は1割本人負担で補助限度額 50万円ということですから、どうも現実には3万円程度かなというふうな認識をしております。それから、滋賀県でも20万円を限度として補助をする。一番、この防災ベッドが普及をしておる静岡県でございますが、袋井市、ご前崎市ほかでも補助があるようです。愛知県の一宮市では、最大15万円の補助ということでござまして、実は、この防災ベッドについては、やはり30万円程度のものがかかるというふうなことが言われておりまして、これに対しての補助は、実のところを申し上げますと、全額補助というのは、ちょっと聞いていないところでございます。当然、本人の負担がついてくるということもございますので、そのことと、この耐震補強、建築工事の比較をしつつ、どちらが今やらなければいけないことかなあということを考えてときに、1つは金額の面もそうですけれども、そこら辺と見合わせたときには、できれば県の補助制度—一県の補助制度と申しますか、もちろん国の補助もございまして、その耐震補強の建築工事を、やはり進めるような施策が、まず必要かなと思っております。

それから、静岡県では、実は、この、先ほどもお話がありました、藤川議員のお話にありましたが、家具等の転倒防止、これに、まず第一に取り組んで、これをかなり普及した上で、これが、今の防災ベッドというんですか、の普及に補助をするという取り組みが始まったかというふうに思っております。

実は、長野県でも家具の転倒防止の補助はしておりますので、いまだにあります。こういったこともあわせて、実は、宣伝をしながら、いくのが、まず、第一ではないかというふうに思っておりますので、当面のところは、この防災っていうか、ベッドの普及、それに対する補助ということは、ちょっと考えにないところでございます。

○8 番 (柳生 仁) 今、防災ベッドに普及には、余り、今、考えておらないというような答弁でありましたけれども、袋井市では、約30万円を見込んで、その3分の2を補助しておることから、個人負担が10万円ぐらいということになっております。人の命、もしかして地震が来て家屋が倒壊したときに、30万円、10万円のどっちというように、行政が20万円補助してもらって、個人が10万円負担して、もし、これで命が守れるんなら、今、緊急の住宅の修繕できなくても命が守れるんならば、私は高い買い物じゃないと思うのです。

村として、この住民の命というものをどのように考えておられるか、災害時、本当、真剣、守る気があるのかどうか、もう一度、本当、村長、いかがでしょうか。この緊急時に、どうして命を守ったらいいか、そのところをちょっとお願いします。

○村 長 今、もう一度、このパンフレットを拝見しておるところなんですけど、昼間だったりして、ここにいらっしゃらないとだめなのかなとか、寝たきりの方にとっては意味があるのかなとか、あるいはまた、倒壊しても大丈夫でも、例えば火災が発生してしまったりとかっていうふうなことも起こったりするのかなとか、いろんなことを考えたりするところではございますけれども、いろいろ、おっしゃったところの、袋井とかの、その行政の中での評価みたいなものも、一度、また聞いてみたいというふうにご覧のとこでございまして、

○8 番 (柳生 仁) 他の行政のことも聞いてもらったりして、ぜひとも、死亡者がおれば、また推進して、1つの命も大きな災害時に失わないような防災計画も大事かなあと、ちなみに、袋井市には、耐震補強についてはですね、市を挙げてやっているそうで、市長が、どっちかっていけば耐震補強をしっかりとしてほしいという考えの中から、90万~110万円出しているそうです。中には、その予算の範囲内でもって耐震補強をしておるとも聞いておりますが、本当によろしく申し上げます。

そうした中で、災害が起きますと、必ずついてくるのは、停電とか水道がとまるとかいうことがあるわけですけども、村内の診療所、大きくは南向診療所と片桐診療所とありますけれども、こういったところの夜間なんか、非常用電源をどうされるか、現在、片桐診療所には非常用電源はないわけでありまして、今現在では必要に迫ったことはないと言っておられます。確かに、そうであります。災害が来ないと非常用の器具は必要ないわけでありまして、南向診療所にあつては、加藤先生は、30年前から、もう発電機、用意してあつて、今、大分老朽化しちゃったというふうに聞いております。こういった全国的な災害が心配される中で、ぜひとも、村としても、診療所機能が災害時に安定して確保されるように、非常用電源、確保できる体制を整えてもらいたいわけですが、お伺いします。

○保健福祉課長 大震災の際などに診療所の機能をいかに維持していくかということにつきましては、大変重要なことかというふうに思っておりますけれども、今、議員さん言われましたように、その片桐診療所につきましては、緊急電源を使うような場面が特にない—特にないって言い方は変なんですけれども、そういうようなことを先生はおっしゃっているわけでありまして、例えば、AEDにしましても電池が入っているわけでありまして、心電図の関係についても電池があつて機能できるというようなことも言っておりましたけれども、当然、電気は必要でありますけれども、緊急でどうしてもということではないということをお伺いしておりますので、非常用電源については、設置をするという方向では考えておりません。

○8 番 (柳生 仁) 確かに片桐診療所では、心電図にあつてもバッテリーが用意してあるんで、今のところ困っておらんと、私も、10年間ここにおつて困ったことはない聞いております。

しかし、緊急時において、夜間など、暗くていいんだろうかということで、間に合わせられる段取りができるかどうか、常備備えなんでも、そのときに、じゃあ、例えば片桐診療所であるならば、隣の宮下建設工業さんから発電機借りてきて間に合わせられるかどうか、南向診療所であるならば、ここに、役場に非常電源が置いてありますので、今ある先生のところの発電機が壊れておつても電線引つ張つてつなげられるかどうか、そういった対応ができるかどうかを、もう1点、お伺いします。

○保健福祉課長 今おっしゃられたことだというふうに思っておりますけれども、緊急時には、村の建設業協会と、その災害時における応急措置に関する協定というのが結ばれているわけでありまして、そういったところから発電機を借りてくるということでもあります。片桐診療所であれば、そばの宮下建設工業さんは近いわけでありまして

れども、そういったことで対応していきたいというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) 今、片桐診療所のほうは借りて来てくれるということですが、南向診療所は、ちょうど役場と近いんで、非常があれば役場の電源を引いていってでも使える、対応ができるよとか、もう1回お願いします。

○総務課長 それはですね、電源を必要とする器具にもよるかと思います。発電機については、小さい、よくガソリンエンジンの発電の100Vの物でいいのか、もう少し、ディーゼル発電のもう少し大きいものでないと安定した電圧と電流が流れないという場合もありますので、簡単には、ちょっと申し上げられないのと、役場の非常用の電源を向こうに持って行ってということは、ちょっと無理でございます。この中で消費するだけでございますので、今のところ、診療所のほうに電源を供給するということは、ちょっとできません。

○8 番 (柳生 仁) 役場の電源を持っていくわけには行かないということですが、必要とあれば、南向診療所にあっても、そういった緊急用の発電機を、片桐診療所、同様、間に合わせられるような対策を、ぜひともお願いしたいわけでありまして、ここで村長に伺いますが、こういった大震災が発生すると、今度の国もそうでしたが、なかなか行政のほうで、国が右往左往しておいて、一向に復興が進まないというふうに、よく報道もしておりますが、大正時代に山本という総理大臣がおりまして、彼は、第2次組閣のときに、ちょうど関東大震災が発生したわけでありまして、そのときに、総理みずから飛び回るんじゃなくて、自分の側近に後藤新平という方がおりまして、その方に帝都復興院の総裁に任命して、東京をちゃんとしろよというふうにしたそうでありまして、中川村でもって、この大震災が、もし発生した場合、村長みずから飛び回るのでなくて、どなたかに指名して、「いいか、お前がやるんだぞ。」という指名されて、村の復興計画を立てられる計画、シミュレーションはありませんか。

○村 長 今、後藤新平のお話は、何か、ちょっと、この間、何かで見て、たまたま東京を何か理想的な都市に開発するにはどんなふうな方策がいいかというのを、その地震を想定せずに都市計画みたいなものを後藤新平が中心となって取り組んでおったのが下という、ちょっと不幸中の幸いな部分があって、いろんなことを考えておったことが下敷きにできたというようなお話は聞いております。

災害時につきましては、まずは、その復興ということもですけども、とりあえずは、被災者の皆さんの生活を守って命を守るというふうなこと、その復興に行く手前の、そのところをまずやらなくちゃいけないというふうに思っていますし、その体制については、役場の中で、その何ていうか——何ていうんでしたっけ、対策本部というような形で、避難所についてはこんなふうに、こんなふうな対応をする、それから、消防団との連携はこういうふうにするというふうなことがありますので、それは起きてすぐのことだと思いますけども、そのことをまずした上でですね、その先の復興につきましては、どこがどんなふうな形でダメージを受けるかというようなことによるのではないかと思います。先ほども申し上げましたとおり、豪雨災害ですとか地震の

場合には、もう、津波のように全面的に、こう一面が端から端までやられるっていうことには多分ならないんじゃないかなというふうに思っております。

放射能汚染の場合は、先ほど申し上げたように、多分、帰れない状況になってしまうのかというふうに思いますので、豪雨災害、それから地震災害の場合、どの場所がどんなふうにダメージを受けて、それをどう復興するかっていうことになってくると思いますので、その中で、当然、そのときそのときの建設水道課、水道なりのインフラも大事ですし、家をどう建てるか、道路をどう回復するかっていうふうなことも大事かと思っておりますし、それぞれの担当、役場の中で、そのときの担当が中心となって役割分担をしながら有機的に対応できるようにしなくちゃいかなというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) 次は2点目に移りますけど、子供たちの登下校時でありますけども、あの沖町の交差点からこっちへ向かってくる子供たちがおるわけですけども、あそこは、道路改良が途中まで行われておって、あと、ずっと狭くなっております。地元の方からも、ちょっと狭くて非常に危険だと、特に、子供が、朝、集中してくる場所なんで、早い道路改良できんかなっていう要望があるわけですけども、その道路改良は今すぐできないので、まず、安全対策として、あの道路上に、子供は、歩道から、つきあたりから必ず東に渡ります。子供たちが。見ておりますと。あの交差点で2日ほど見ておったんですけども、全部の子供が、歩道を行って、交差点から必ず東に渡って学校へ行きます。そのときに北から来る車が、1回でありますけども、子供をちょうど引いてしまうような瞬間がありました。それは、なぜかっていうと、その歩道から子供が東に渡る時に見えにくい状況にあります。

ここでちょっと提案でありますけども、歩道上にラインを引いて、子供が渡るんだよっていう明記ができないかどうかっていうことを、まずお願いしたいわけでありまして、それから、もう1点は、県道の長井坂、沢屋さんの前でありまして、非常にカーブになっておって狭くて、非常に危険であります。私、ちょっと物好きでありますけども、2日ほど下から子供と一緒に通学路を歩いてきて、世間話しながら、子供の口から自然的に「このカーブ怖いんだよなあ。」と、こんな声が出てきました。これは、こっちから呼んだわけじゃありませんけども。それで、見ておりますと、子供たちは概則線上へ行くんですが、子供のことで、少しくるったり遊んだりして車道に飛び出します。非常に危険を感じ取りまして、これは何とかしなきゃいかなと思ってきたわけでありまして、このことも、県の道路改良のもとに行われておりますので、すぐ改良もできないわけでありまして、こういったところに子供が通ると、歩くという明示をしっかりとできないかっていうことで、西小のところには、できれば外側線側のところにカラーの色塗りを、セーフティーラインができて、子供が歩くっていうことを通行車両に明示できないかと、手前にも子供がおるんで気をつけてくれよっていうような言葉で書いたような看板ができないかと、こんなふうに思っておるわけでありまして、あの沖町の交差点の所にはスクールゾーンっていう看板がありますが、大分傾いて

○建設水道課長

おりますが、あれも直してもらいたいと思いますけども、そういったことの対策を検討したいわけでありますが、よろしくをお願いします。

幾つかお話がありました。まず、どここの要望ということではなくて一般的なお話をさせていただきたいと思いますが、この質問の中では、いただいた質問の中では、仮の横断歩道ができないかというお話が書いてございます。今、議員のお話の中では、歩道の中に横断のところを設けられないかと、こんなようなお話が今あったわけでありますが、歩道のところは、停止ラインは、足型とか、そういうものは設けられないことはありませんけども、横断の歩道については、やっぱり車道を渡るということが横断のことでありますので、横断歩道についてお話をさせていただきたいと思います。

横断歩道につきましては、どこの村道であれ、国道であれ、県道であれ、公安委員会がこれを所管をしております。村が、随時、自分たちのお金で整備をしていくというわけにはいきません。

要望が地区ですとか、いろいろのところから、村の担当して所管をしておりますのは交通防災係がやっておりますが、そこで要望等を受けたものについて公安委員会と協議をしながら公安委員会へ要望を出すよと、で、設置がされると、こういうことになっております。

ただ、これについても条件がいろいろありまして、当然、公安委員会の予算もありますでしょうし、それから、そこへ優先度の問題、緊急度の問題、それから、渡った所の先に待機ラインが設けられるのか、待機スペースが設けられるのかとか、いろいろな条件があるようでございますが、それらを勘案をしながら、設置ができるようになった場合においても、例えば中川村でいきますと、一番最近できたのはアルプスハイツの下のところの県道に横断歩道ができましたが、あれが要望から約1年半たって設置がされました。今年度は、皆さんに利用していただいておりますが、21年度の要望で22年度に設置がされたらと、こんな状況でありますので、要望をかけてからすぐにできるかということ、これも、また、ちょっとわからんということ、それから、沖町のたまたま出たところにつきましては、渡った先の路側帯が非常に狭いということがありまして、果たしてそこに設置できるかどうかということも、ちょっとよくわからない状況でございます。

それから、道路改良については、簡単にできないと言われたとおりでございます、なかなか、大草中央線の改良については困難な部分がございます。

それから、今度、沢屋さんの所というお話がありました。子供さんたちの通学路については、下道っていいですか、工事区間とは関係ない区間を通ってくる、工事区間が終わる所へあたり、そこで出てきて、矢村沢を渡るところで、今、若干危ないのかなと、こういう話だと思います。確かに、今までは工事中であったために、逆に車の交通規制がかかっていたために車両自体が少なかったこともあろうかと思いますが、工事が終わって車両規制がなくなったために、これまでよりは通常の車が通ると、こういうことかと思えます。

ただ、これにつきましても、県のほうの工事ではありますが、矢村沢については、一

応、計画上は、23年度、今年度の、間もなく始まるという段階なのかなと思っております。それが、すぐ、あした、明後日という話ではありませんけども、今年度の事業の中に組み込まれているために、すぐ、その工事をする区間へお金をかけて整備をする必要性がどの程度あるのかということがあります。

それと、そういうお金をかけずに、もう少し違った方向で、例えば、下から来ますと、北林飯島線については、民間さんが通学路だよというものを示す看板を寄附をして設置をしてくれてありますが、そういうような簡易な物、もしくは、校外指導部、学校等々と相談をしながら、何か、そういう子供さんの安全を図れるような、そういう対策を立てていただくということで、ハードの整備が緊急的に、すぐ改築をするところで必要性があるかなあというのは若干疑問を持っております。

それから、路側帯のカラー化の話がでましたが、上伊那の中でも幾つかの町村で実際につくられているところがあります。駒ヶ根市ですとか南箕輪、宮田あたりでもされておりますが、これも、また条件にもよると思うんですが、大草中央線で一番狭い所、先ほど言った所あたりが一番狭いんですけども、4m50くらいの幅員しかないんですよ。路側帯ってというのは、基本的に車両の通行が禁止をされる、制限がされる場所です。路側帯で子供さんが安全に通行できる幅員、最低でも75cm～1m、1m50くらいの幅員を確保するとすると、車両幅員が非常にきつくなると、その辺の合意を得ながら、皆さんの合意を得ながらであれば設置ができるし、それから、横断歩道や、今、言ったカラーの舗装が、まだ、できたり、できる所はいいんですが、そうじゃない条件の所ってというのは、子供さんたちの通学路、中川村の中に約40路線ほどあると思うんですが、路側帯も設けられない所がたくさんあります。それも威張っているわけじゃなくて、そういう現状があるという話でご理解をいただきたいんですが、そういう中で、その、本当に優先度を設けながら、そういう幅員が、車道幅員が狭くなるという理解もいただきながら、学校と調整をとった上でないと、なかなか、ここから先、試験的に実施しても、やろうねという話は簡単にはできないのかなと、こんなふうに思っております。

ただ、効果を聞いていますと、車を運転していた方たちについては70%～80%の方たちが、カラー路側帯の所については認識をしておるという評価が出ておるようでございます。

ただ、安全にそれになったと思うかという質問に対しては、30%くらいの返答で安全だろうというような意見が出されているという、試験的には、そんな評価が出ておまして、必ずしも、車を運転している方たちと安全を認識する方のパーセンテージがイコールじゃないと、こんなことも評価としては上がっているようであります。

ただ、村全体にして歩道の設置がなかなか難しい状況であるということとはかわりありませんので、予算等々も見ながら、また、検討できる所では検討をしていきたいなと、こんなふうに思っています。

○8 番

(柳生 仁) 丁寧に説明をありがとうございました。

ちょっと質問が下手だった部分もありますが、沖町の歩道の所から東に渡る所です

けれども、2本線のライン引く分には、できますよと交通防災課の担当から聞きましたんで、もし、できれば、あの沖町の交差点から北へ向かって行って、歩道部分が終了した部分から東に渡っているんで、それが一番渡りやすいのかなあと思うので、2本線のライン引ければありがたいなあ、安全かなあ、そして、通行車両も、ああ、こどもがわたるんだな。だれか渡るんだなあっていうことが確認できるかなあと思ってありますし、北側のほうにも子供が出てくることを明示するような看板を、できればお願いしたいと思ってあります。

ちょっとお願いしておいて、次にまいりますけども、村内全体に、今、猿が本当に多くあります。そんな中で、特に西小の付近は猿が多くて、中学生も小学生も怖いと聞いてあります。

村では、それぞれの学校に威嚇銃を配付してありますけども、この威嚇銃は、ちょっと追い払うだけで解決策になっておりませんが、猟友会の方々にお願いして頭数調整をお願いするしかないと思いますけども、猟友会の方々も、猿などは、どうしてもとるのに大変だということを知っています。

現在、1頭1万円の費用を出してくれておるわけですが、こういったものをかさ上げできないかということではありますが、その点を伺います。

先ほどシカについては従来よりか上げましたよと話がありましたけども、猿のような嫌なものをとるときには、もうちょっと支援してもいいんじゃないかと思っておりますので、猿の捕殺について費用のかさ上げできないかどうか伺います。

猿についてのかさ上げということについての答弁でよろしいでしょうか。

(柳生 仁) 費用のかさ上げ。

実はですね、個体数調整の事業につきましては、本来、県の事業であります。県では、1頭2,500円なんですよね。それへもって行って、村が逆に、ええと、今、資料が、村が加算をして払っているという状況で、もとの県より村のほうが多い状況になっております。

特に、今、柳生議員が申されたとおり、村では、東西両小学校と中学校へ威嚇銃をお貸しして、子供たちから学校のほうへ万が一の場合は連絡行くようになっていますが、余りそういった連絡が来ていない、それと、たまたま来て、先生たちが飛んで行っても、もう既に、そのときには猿がいなくなっているというような状況もあります。

今現在の被害としましては、農作物の被害が非常に多い、特に葛島についても、ずっと渡場から柏原、葛北、柳沢、農地については、ずっとめぐらされたわけなんですけれども、中に住みついているシカ、イノシシ、こういったものによる被害に悩まされているという中、今後、また、これが大草北部のほうへもだんだん伸びていくわけなんですけれども、せっかく張った中に住んでいるという状況の中、今年については、協議会のほうで、とにかく、その内部を徹底的に駆除をしたいという方向で、そちらのほうをメインに協議会のほうで予算対策をしております。

以上です。

○振興課長

○8 番

○振興課長

○8 番 (柳生 仁) 猿の駆除は、猟友会の方々も非常に嫌がる仕事でありますので、大鹿などは1頭3万円出しているわけではありますが、ほかでは余り出しておりませんが、できることならば、もう少し支援してもらいたいということがありますので、ぜひとも、振興課長、また検討いただきまして、猟友会の方々の意見も聞いてあげてもらいたいなど、こんなふうに思っております。

次に、あんまり時間ありませんが、バス路線であります、北沼方飯沼線、よく崩落がありまして、今年も5月の12日だったか、小崩落があって、松の木が倒れておって、乗客の子供さんが木を一生懸命引っ張ってバスが通過できたと、バスの運転手も、その子供のおかげに時間が間に合わせられたと喜んでおりました。

大雨の後など、こういった危険な道路のパトロールができないか、早朝に、そして、必要があれば樹木をどかすなどできないかどうか伺いたいわけではありますが、今までにも、自分個人としても何回も樹木を切ってどかした経験があります。村に報告をしていない部分もあります。自分は物好きでのごぎりを持ってありますもんですから。ぜひとも、そういったことができないかどうか伺います。

○総務課長

例えば大雨洪水警報等の警報が発令されますと、土砂崩れによる道路の通行不能、それから枯損木の倒木による通行どめ等が発生をするおそれがございますので、防災担当部局である総務課の職員は待機をさせていただきます。これらの通報があった場合には、管理部職の職員、または道路管理者に連絡をし、通行どめを含む事故防止に対策を依頼をするということになっております。

人手が要するに足りなくてですね、広い道路を管理をしておる道路管理部局である建設水道課のほうでも、私どもの通報、もしくは、私どももというか、防災担当部局も住民の皆さんからの通報によって動くってことでございますので、ちょっと、そこまで現実には手が回らないということでございます。

道路が安全な状態で利用できるように、地域の皆様方にも改めて協力をお願いをして、通報等の連絡は、バスの運転手や地域の皆様の早目の一報が事故を防ぐこととなりますので、重ねて、そういった点をお願いをして、今の体制については、ちょっと崩せない、朝、見回りってことは、ちょっとできないというのが現状でございます。

○8 番

(柳生 仁) 見回りはできないってことでありますけども、冬なんかは塩カル散布がありますけども、こういった業者の方が、事前に、役場から、県から要請を受けてパトロールして、その対応をしておるわけでもありますので、できることならば、その道路を管理をしておる村であります、お任せしてある建設業の方にパトロールしてもらおうような対策がとればありがたいかなあ、そうすれば、バスなんかも安心して、そういった時間帯に不自由なく通過できるかなあ、こんなふうに思っております。

最後であります、青パトでありますけども、昨年12月に質問して、徐々に何とかしなきゃってような答弁だと思いますけども、今年も5月、あんまり見なかったんですが、人に聞いたら「ああ、ちよろっと見たよ。」というくらいでありましたが、

役場の中には青パトの運転の講習を受けた方々が大勢いらっしゃるわけです。

西小学校でも、長野日報で見たら、子供の犯罪から守るために訓練をしたというふうな記事がありました。中川村でも犯罪は、起きてからじゃなくて、起きる前に防ぐことが大事かなと、そのためには、犯罪の起きにくい村づくりが大事なあと思っております。

青パトについて、今後、稼働しながら、村で犯罪の起こしにくい村づくりをされるかどうかお伺いします。

○総務課長 まず、本庁の公用車ですが、防犯婦人部の皆さんに月1回、午後3時半～5時くらいの時間帯でパトロールをしていただいております。

それから、教育委員会、今、お話がありましたけれども、平成21年の実績では、4月の3日間に3回、22年は年間で9回の青パトを出動していただいております。

それから、あわせてまして徒歩による通学時の見守りもやっていただいております。

今年になってからは4月に5回の集中的な見守りをしていただくというか、やっておるといってございませぬ。

本庁の利用が少ない現状は、今、議員おっしゃったとおり、2人が乗っていないといけないということございまして、これの前の議会でもご質問をいただきましたけれども、防災担当の職員、これをある程度定期的にやっていくには、一緒になかなか出るといって時間が難しいものですから、職務としてきちんと位置づけないと無理かなあと思っておりますので、実験的にはなるかと思っておりますが、防災担当の職員を中心にして、これからですけれども、月1回程度の出動ができないか、ちょっと日程調整をしてですね、みたいというふうにご覧しておりますので、よろしくお祈りいたします。

○8 番 (柳生 仁) 以上で終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、6番 大原孝芳議員。

○6 番 (大原 孝芳) まず、今回のさきの大震災に対し、亡くなられた方、また行方不明の方にご冥福を祈り、また、被災した方にお見舞いを申し上げたいと思っております。

まず、質問の前に、浜岡原発が、今回、停止されたことについて、村長にちょっとお伺いしたいと思っております。

今回の浜岡原発の停止につきましては、菅首相の政治判断だと私は思っております。そして、今回、自民政権から民主党政権にかわっての、こうした中で行われたわけでございますが、私は、過去の自民党の政治の中では決して浜岡原発はとめられなかったと、そんなふうには思っております。

また、マスコミ等で反原発、あるいは脱原発のことを、例えば俳優である山本太郎といった俳優が、そういったことを述べますと、事務所を首になってしまったり、あるいは、さきの土曜日の日に東京で脱原発のデモがあったんですけど、なかなか報道を、一部のマスコミは報道をしていますが、なかなか、NHK等はなかなか報道しなかったように思っております。そういったように今までの原子力発電に対することを反

対するということは、非常に聖域を荒らすということでタブー視されてきた中で、今回、非常に、そういったことが大きな話題になっております。

そしてまた、さきに信濃毎日新聞の報道で長野県の各市町村の長にアンケートをとった結果が出ていました。そのとき、村長は、原発に対して反対であると、そういった非常に数少ない主張でございましたが、そういったことを報道されておりました。

その件について、村長は、原発に対して、今、どのようなお気持ち、新聞報道を見ますと、原発には反対であるというようなお気持ちだと思いますが、改めて、そのことについて、さきにちょっと告知してありませんが、お聞かせ願いたいと思っております。

○村 長 ちょっとばたばたしてございまして、新聞のほうを、申しわけない、読んでないで、ちぐはぐがあるかもしれませんが、原子力発電所というのが、都会で使う電気を、割と過疎の住民の余りいらっしゃらなくて経済的にもしんどい所に置くというような仕組みで、それが、そこで勤めている現場の作業員の方々なんかも被曝をしつつやっ、被曝の量の限度量まで行ったら、もう契約を打ち切りという、ある意味使い捨てな形での短期契約みたいな形で行われている、だから、被曝をし、どっちかっていけば弱い立場の地方だとか個人だとかに被曝を強いることで電気を起こしているという、ちょっと、こう、そういう意味で、道義的にもいろいろ、ちょっと、必要だからだけで、それがいいのかなというふうなことは、個人的には思っているところがありますし、もう一つは、その核廃棄物がたくさん出てくる物を、それを最終的に、どのように安全に、未来の子供たち、未来の人類につけを送らずにやるという方法が、まだ決まり、出来上がっていないというような部分もありますので、何か1つことがあれば、その辺全体が、もう進めなくなってしまう、場所、農産物も、今までの村の生活、お祭りなんかもできない、暮らせないというふうなところなんで、そこが本当にゴーストタウンというかゴースト地方になってしまうというふうなところで、いろんな意味で無理なことだというふうには思っておりますので、今まで、ちょっと、その便利さとか利便性とか、そんなことに頼り過ぎてきた今の我々の暮らし方っていうのがありますので、そんなことも、改めて本当の、その文明というか、文明じゃなくて文化の豊さみたいなところをどんなふうにかみたいなことも、ちょっと考えつつですね、人間らしい暮らし方みたいなことについても、便利さだけじゃないんじゃないのっていうことも含めて考える一つのきっかけの事件だったかなというふうには思っております。

○6 番 (大原 孝芳) では、質問のほうに入らせていただきます。

今、言ったように、原発のことも含めまして質問したいと思います。

さきに質問された議員の内容と重複しておりますので、まず、防災の基本計画については、いろんな書面で防災計画を報道されておられますが、私のほうとしては、まず、先ほど村長の質問では、想定外の防災計画としては放射能汚染のことが一番大きいであろうような、ほかの方の質問であったようにお聞きしております。

そのほかに、何ていうんですか、特別、これはまずかったとか、そういったような、何ていうんですか、抜き出たのは放射能汚染のことぐらいで、ほかは、そんなに大き

な、何というんですかね、想定外といったような、心をすごく動かされたような要点的な、そういった防災計画の違いみたいなものをお感じになったことはございますか。

○村 長 福祉施設の方が役場のほうにお見えになって、いろいろと避難所の状態について心配をするというふうなお話をしていられました。テレビで避難所の状況を見ている、大変大きな体育館みたいなところで、本当に、こう、毛布を敷きつめた中で、低いダンボールで仕切りだけみたいなの、あの見え見えの中での生活を知らない人同士が、結構、もう緻密な、密な状況の中でやっておられるという、それが長期にわたっておるといふようなことで、その辺のところの配慮、特に健康な人ばかりじゃないし、いろんな方がいらっしゃる、障害者の方もいらっしゃるというようなこと、子供もいらっしゃる、赤ちゃん、おっぱいをやっているお母さんもいるしというふうな、おむつしている赤ちゃんもいれば、おむつしてらっしゃるお年寄りもいるだろうして、いろんなことがあるだろうなというふうなことで、その辺のところをお互い気兼ねなく過ごせるような配慮、何人収容できるから、はい何人っていうだけではいかなのかなというふうなところを思いました。だから、その場所の管理、把握、場所の状況をもう少しきめ細かく把握することと、配慮を必要とする人が、どんな形の方がどれくらいいらっしゃるのかということブラッシュアップしながら把握しておかなくてはいけないなというふうなことも、この方、この方とこのグループはここについていうふうなところを最初にやらないと、何回も転々とするみたいなことも報道でありましたので、そんなことも感じた次第です。

○6 番 (大原 孝芳) 今までのほかの議員の方の答弁で、次のほうに移りたいと思います。

まず、公共施設、老人介護施設、これは民間も公のところも一緒なんですけど、それから、学校、地域住民等の防災訓練の実態についてということでございますが、例えば、9月ごろですかね、防災訓練っていうのが地区の総代さんを中心に行われているわけですが、私の知っている限りでは、消防の、地域の消防の皆さんが来られて、消火器を持ってきて、そこで火をつけて消火器の使い方をやるとか、朝、早朝やるんですけど、そういうようなことが行われ、また、集中的にある地区を決めてやる、そんな訓練もあるそうなんですけど、そうした中で、今回の震災を経験した中で、果たして、あのような地域の防災訓練の形、ちょっと形骸化しているんじゃないかと思うんですけど、ああいう形がいいのかと私は考えているわけでございます。

それから、村内にある老人介護施設がたくさんあるわけでございますが、果たして、災害時に、あの方たちがどのような避難の仕方をするとか、そういった訓練をどのようにしているか、そんな実態が役場のほうで把握されているかということ、また、お聞きしたいと思います。

また、学校現場では、さっき、教育長が先ほど述べましたが、訓練をされているということでもあります。

それから、今回の地震でちょっと問題になったのは、建物は耐震化されていますが、例えば、この議場もそうなんですけど、天井から落ちてくる物に対しては、なかなか規制がないということでございます。天井の施工っていうのは、軽量鉄骨みたいな物を

使って張ってあって、結構重量も重いわけでございます。揺られると、それが落下してきて負傷すると、それから、特に学校については、体育館が、ああいう広い所の物は相当重量が重い物がついてあります。それから、当然、照明器具なんか重いわけでございます。そういった、建物は大丈夫なんですけど、中の天井等が落下してけがをすると、そういった事例が今回の震災で多く見られています。

そして、私がちょっと、今、考えてみるに、学校の防災の想定の中で、例えば体育館に、もし避難をされてしまっているとかですね、そういうようなことがあると、そういった被災を受けてしまう、校庭に出てしまえばいいかもしれませんが、ですから、建物が大丈夫だから安心だというようなことだけではない、今回の地震の経験で得たような気がしています。

そこら辺も含めて、もし、今、公共施設で避難訓練がどういふふうに行われているか、また、今、民間、それから、公の老人介護施設でどのような避難訓練が行われるか、そして、学校の避難訓練の実態、地域住民については、私が先ほど言ったように、火を消すような、あのような防災訓練が行われているんですが、あれで果たしていいのか、そこら辺を含めてお聞きしたいと思います。

○総務課長

まず、現状での防災訓練ですが、まず役場でございます。9月1日、震災の日の前後に東海沖地震判定連絡会から地殻に異常が見られたという想定で、今までは、そのことが出発になりまして、勤務時間開始後、間もなく、そして地震が発生したという想定で行いまして、お客さんっていうか、来客で役場にお見えの皆さんの誘導、職員の避難と非常携行重要品の持ち出しを行った後、庁舎内で火災が発生したという想定で消火栓による放水消火訓練、こういったものを中心に、従来は、大体行っております。

こういう件につきましても、大体、保育園の場合には月1回くらいの割合で火災が発生の想定では防災ずきんをかぶって避難をする、一たん机の下にもぐって、それから外に避難をするということで、クラスごとの避難をする訓練を行っています。保育園の場合には、ちょっと地震、火災、それだけじゃなくて不審者対策ということで、侵入した想定でも、非常ベルを鳴らして地域に避難を求める、応援を求めるという、そういう訓練も行っております。

児童クラブにつきましても年1回の発生を想定して行っておりますし、バンビーニでも、これは、バンビーニでは、実際にはチャオ——チャオの防災訓練、年1回やっておりますので、こことあわせて、ちょうど2階になっておりますので、火災が発生して防火扉が閉まる、階段を降りて逃げられないということで、下から非難ばしご等をかけてもらって、そこから職員が下りる訓練を行っております。

あと、老人デイサービス施設いわゆり荘では、震度5強の地震が発生したという想定で、利用者の、デイサービスの利用者の方も参加しての訓練を行っております。これについては、職員がどういふ動きをするかっていうことをきちんと決めておるわけでございますので、マニュアルに沿って玄関から退室避難する訓練を行うということと小火器による火災訓練ということで行っております。

グループホームも幾つかありますが、これについて、グループホームも実際にはベッドに寝たきりの状態の方もいらっしゃると思いますので、すべての方というわけにはいきませんが、稼働できる方については、職員が避難して外に逃げるといった訓練を行っております。

学校についてですけれども、学校につきましても、こういったことを想定してきちんとやっておるはずでございまして、想定は外、校舎外というかに逃げるといった訓練をしておるようでございます。

今、ご指摘のありました訓練が、ややもすると形式的になっているのではないかといいことでございますが、実は、地区のほうにお願いする場合も、これはなかなか大変な話でありまして、一般的には防災の日前後のときに一斉に非難、集合、それから避難所に逃げていくための点呼、これをやるわけでございますが、考えられるのは、やはり、その中で要援護者の皆さんをどういうふうに、実際には援護——援護っていか、保護して逃げるのかというようなことが重要になってまいるかと思っておりますので、これからは、一般的に、それに、あと放水訓練、消火栓を開けての放水訓練と消火器の訓練ということは常にやる必要はありますけれども、今言いましたような想定でのシミュレーションを各地区で行っていただく、要援護者の皆さんをどういうふうに誘導しながら逃げるんだということを、実際には各防災組織ごとに行っていただくようなことが重要になってくると思っておりますし、できれば、そういうことが実際にできるように、村としましても、そこら辺のその対策といたしますか、要援護者の皆さんを含めた避難体制をどういうふうに確立するかということで、地区に出向きながら、最終的にはお手伝いをしていきたいというふうに考えております。

○6 番 (大原 孝義) 今の公共施設等については、しっかりやっているそうですのでいいと思います。

それから地域の防災訓練でございますが、やっぱり、その地域の衆が集まって、こういう時期ですので、何か、その話題として、今も公民館等で、今、私の地域では、大草分館ですが、防災の集まりをやるそうですが、今月、やっぱり、相当そこで、当然、話が出て、じゃあ、私の地域はここら辺が危ないとかですね、それから、この前も水防委員会があって、私もちょっと出席させていただいたんですが、どうやって逃げていこうとか、河川がはらんする前に逃げるとかですね、非常に具体的なことを思って住民の方が、そこでおしゃべりをしながら、それで自分たちが有事のときには何をしなきゃいけないかと、そういったことが、当然、話されなきゃいけないことですね、防災の訓練のときには、なかなか、本当に1つの行事として終わってしまっているような過去があったと思います。これから、この震災を契機に、住民の皆さんも相当知識も持たれましたし、意欲も高いと思っておりますので、ぜひ、行政でも、そういったことを支援していただきながら、住民がそれについて本当に考える機会を多く持っていけるような体制をとっていただきたいと思って、今、聞いていました。

続きまして、これも話が出ましたが、住宅の耐震化が進まない理由についてということで、先ほども総務課長のほうでお話しましたが、やっぱりおかねの関係が一番大

きいかなって聞いていました。

それから、これに付随するんですけど、後に述べるように、リフォームの補助制度を使ったり、何か直すについては、やっぱり動機づけをしないと、なかなかできないんじゃないかっていうことで、人の命を守るには、やっぱりお金がかかるなっていうことなんですけど、何か、そういったことを進めるには、何か補助制度が持たないと、なかなか進まないんじゃないかなっていうふうに聞いていました。ですので、住宅の耐震化っていうのは、なかなか難しい問題だと思いますが、行政のほうでも、やっぱり考えていかなければならない事業かなと思って聞いています。ちょっと質問、返答のほうは結構でございます。

次に自然エネルギーについては、私、今回、この質問をさせていただくには、22年度の12月定例会、あるいは3月の定例会等で質問させていただきました。村長も、先ほどの返答でございましたが、私の質問に対して村長は、悪いことではないが、建物には、当然、施していくと、しかし、これを民間の皆さんに補助、今、各自治体がみんな行っている補助制度は、いいことであるが、優先順位として、村としてはお金をそちらに回す優先順位が低いというような返答だったと思います。

しかし、先ほどの中でお答えの中では、いい、ほかの方、住民からの、そういった要望等が多ければ考えてもいいと、小水力発電についても否定的な、前回、私が質問したときには、そういったご意見でしたが、私たちも、住民の方たちと一緒にいろんな声を聞きながら、そんなことを進めていきたいと思っておりますが、震災を経験して、特に原発の事故を経験して、村長は、例えば、自然エネルギーについては、当然、以前から、震災前から世論として大きく言われていたわけですが、震災後、また、その自然エネルギーに対する思いを深めたとか、そういったことについてお聞きしたいと思います。そういう思いが強くなったかどうか。

○村 長 自然エネルギーは、もともと原発やら火力発電やら大規模なものよりはいいというふうに思っておりますけれども、何分、これまで、なかなか日の当たらない技術分野だったということもあるかと思うんですけども、なかなか、その費用対効果とか、投資効率とか、その辺のところ、まだまだ、これから開発されていく余地が大きいとか、まだ本当に進んで、もうちょっと進まないといかんのじゃないかという部分もあるし、それからまた、小水力なんかについては、いつも申し上げているように、中川村の中で、ごみが流れ込んだり、石が流れ込んで来たりっていうふうな、そんなこととか、あるいは水利権の問題とか、そういうふうなこととかとも絡んでくるのかなというふうに思いますし、そういう技術開発の部分と、それから、先ほど申し上げたような電力にかかわるところの法制度、社会制度みたいなものは、どんなふうに変更されていくのかっていうふうなこと、技術の開発、それから、そのこととあわせて中川村の地形、自然、風土に合致したものについては、やっていくべきだと思うし、そういう時代だと思いますが、ただ、現状的には、もう少し、先ほど申し上げた法律とか制度とか技術とか、もっともっと変わっていくのが、これから、この事件をきっかけにどんどん進んでいくと思っておりますので、それに対応しながらやっ

○6 番

ていきたいなというふうに思っているところでございます。

(大原 孝芳) 前向きな意見だとお聞きしました。

ちなみに、小水力については、最近の報道で、松川町が清流苑の温泉のすぐ上の辺に据えて発電をするっていうような報道が出ていまして、非常に、近隣の市町村でも身近に取り組んで、また、松川の町長も非常に前向きに、これから自然エネルギーで電気を起こしているっちゃうことを誇りに持ちたいような、そんなコメントをしていましたので、中川村でも、ぜひ、そういったことを、私は、私も微力ながら探して、ぜひ実験的にでも行っていきたいなと思って考えています。

それから、今、ちょっとここに残してあるんですけど、先ほど述べましたリフォーム制度については、1番議員が、また、あした、多分、ご質問されると思いますが、過去にもリフォーム制度について述べられております。

この件については、実際に行っている自治体がございます、これのいいところは、先ほど耐震化の制度の問題、それから、私が次に述べるLEDの電球化とかですね、非常に、防災に関しても非常に効果があると、そういった意味で、私は、今回、こうやって書かせていただいたんですが、そういったことも検討していただきながら、防災の、何ていうんですか、住民の気持ちを受け取っていただきたいと、実際にお金のかかることなものですから、そういった意味で書かせていただきましたので、あした、また、ちょっと1番議員のほうからの質問で答えていただければ結構だと思います。

最後になりますが、節電についてということで、今回、LEDを街灯につける工事が行われるようになっていきます。建物についても、当然、私もすべてのことはできないんですが、幾つかLEDを使っています。

下諏訪町なんかでは、LEDをつけると、それに対して補助金を出しましょうと言って、非常に、何でも補助金を出せばいいっちゃう問題じゃないんですけど、そういった取り組みもされまして、やっぱり、すぐできることって何だろうって、節電ですね、考えた場合、電気を消すとか、それから、待機電力のためにコードを抜きなさいとか、いろいろあるんですけど、電球なんかも非常に費用対効果がある、高いんですけど、あるそうなんです、ぜひ、そういったことをですね、庁内でも、当然、こういう建物の電気をLEDに変えていくような話があるかどうか、ちょっとそこら辺もお聞きしたいんですけど、LEDに対する、その進め方っていうんですかね、そこら辺が、もし考えがお持ちでしたら、お聞きしたいと思いますが。

○総務課長

1つは、LEDの電球に変えていくことによって消費電力を抑えるという効果は、全体が広く行われれば十分、みんなが進めればあり得るかと思っております。

補助する云々ということの前に、1つ、例えば、今、最近行われておりますのが、公共施設、役場の庁舎のようなところで、事業所なんですけど、常に電気を必要とするところのLED化ということが、最近、進み始めております。近くのところではっていうか、聞いたところでは、これは業者さんがお見えになって話をいただいたところですが、ちょっと遠いんですが、飯山市では1階部分は全部LEDに変えたということで、2階部分も検討しておるといようなことも聞いております。

1つは、村でもですね、役場庁舎の消費電力を減らすということも、こまめな電灯による節電とあわせて、今、言ったような電灯に取りかえるということによる効果がどのくらいあるのかということで、導入経費とあわせて比較するために、庁舎の1階部分につきましては、業者に、ちょっと見積もりを、今、依頼しておるところでございます。

ただ——ただというか、すぐ具体的な話をして申しわけないんですが、今、ごらんいただいたとおり、長い特殊な、どうも電球管といいますかを使っておりまして、同じ光量を確保しつつ、それに変えとなると、ちょっと高い物になるのかなあとということですから、将来にわたる消費電力との差、こういったものも見て、これは、検討というか、見積もりをお願いしたところでございますが、そんなような取り組みを、まずしていきたいということで考えております。

あとは、これは予算の中でもご存じかと思いますが、今年、LEDというか防犯灯の設置の状態を調査いたしまして、あと、これについては、全部LEDに変えていくということによる安全・安心をあわせて消費電力の省電力化、省エネルギー化といいますか、6割程度で済むようですので、そのようなことは、実際、今年度中に行うということでございます。

○議長

これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これを持って散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後5時47分 散会]